

婦人労働調査資料第38号

通勤家事使用人の実情

— 調査報告 —

昭和36年6月

労働省婦人少年局

は し が き

婦人少年局では例年、婦人労働者が多く働いている産業または職業における婦人労働の実態調査を行ない、その結果をとりまとめて婦人労働対策の基礎資料としてまいりましたが、本年は前年実施の住込家事使用人に関する実情調査にひきつづき、使用者宅に通勤する家事使用人の労働実態を調査しました。

家事使用人は個人家庭の家事労働に従事するもので現在労働基準法の適用外にあり、その実情にはいろいろの問題があります。住込家事使用人（家事女中、あるいは家事手伝い）についてはすでに発行した調査結果報告書（婦人労働調査資料第36号）によって明らかなように、労働条件、労働環境ともに必ずしも悪条件とはみられない実情でしたが、住み込みによる個人生活の何らかの束縛などのこともあり、使用者と使用人の間に考え方のくいちがいからくる問題が明らかにされました。この点通勤家事使用人は、住み込むことによっておこる問題を排除した、家事労働のみに従事する一歩進んだ形のものと考えられます。事実近年家庭生活の合理化、家族単位の縮小などに伴う住宅の小型化が進み、住込家事使用人をおく室の余裕がなくなった家庭が多くなり、通勤家事使用人に対する需要は高まっています。家事使用人の方でも住み込みを嫌い通勤を望むものが、ふえてきていると言われているとあります。しかし最近都市の個人家庭における家事使用人を要求する数は益々増えているのにこの職に就くことを希望する者は依然として少ない現状ですので、ここに通勤家事使用人の実情を調査して、住み込みと併せて問題点をあきらかにすることによつてよい解決の一助にしようとするものです。

調査の内容は通勤家事使用人の実態を雇用、労働条件、保健、生活などの各方面から総合的にとらえ、とくに住込家事使用人との比較において明らかにしようとしたものであります。この報告書が使用者、家事使用人、職業指導にあたられる方々の御参考になり、よりよい職業慣行をつくる上にお役に立てば幸いです。

おおりにこの調査の実施にあたり、多大の援助と御協力を賜った方々に対し心から感謝の意を表する次第であります。

1961年8月

労働省婦人少年局

通勤家事使用人に関する実情調査

— 調 査 報 告 —

目 次

は し が き

Ⅰ 調査の概要	1
1. 調査の目的	1
2. 調査の対象	1
3. 調査票と調査方法	1
4. 調査期日	2
Ⅱ 調査結果の概要	3
1. 全般的状況——概括	3
2. 調査結果の概要——各論	10
第1部 家事使用人の雇用	10
第1章 使用者世帯の状況	10
(1) 住宅、設備等	10
(2) 家 族	12
イ. 家族構成	12
ロ. 世帯主	15
ハ. 主婦（家事指導者）	17
ニ. その他の使用人	18
(3) 家事使用人を雇った理由	19
第2章 家事使用人の状況	20
(1) 家事使用人の特性	20
イ. 年 令	20
ロ. 勤続年数・経験年数	21
ハ. 学 歴	22
(2) 家事使用人の給源	24
イ. 前職とその居住地	24
ア. 前 職	24
イ. 居 住 地	26
ロ. 家族に関すること	25
ア. 配偶関係と子供	25

b. 家計の主支持者	27
(3) 「家事使用人」をえらんだ理由	28
イ. 「家事使用人」になった理由	28
ロ. 「通勤家事使用人」をえらんだ理由	29
(4) 採 用	30
イ. 雇 用 条 件	30
ロ. 雇 用 契 約	30
ハ. 雇用条件についての関心状況	32
(5) 紹 介 機 関	33
イ. 登 録 状 況	33
ロ. 家政婦紹介所	36
a. 経 費	37
b. 家政婦の段階	38
第2部 家事使用人の労働条件	40
第1章 就 業 状 況	40
(1) 常 用、臨 時	40
(2) 稼 働 状 況	41
(3) 通 勤 状 況	42
第2章 労働日数、勤務時間、休憩時間、休日	43
(1) 勞 働 日 数	43
(2) 休 業 状 況	44
(3) 勤務時間（拘束時間）	45
イ. 勞 働 時 間	45
ロ. 超過勤務時間	47
ハ. 深 夜 業	48
ニ. 休 憩 時 間	48
(4) 休 日	48
(5) 家事労働内容	49
第3章 家事使用人の給与	51
(1) 給 与 形 態	51
(2) きまって支給する給与	51
イ. 現 金 給 与	51
ロ. 交 通 費	53
ハ. 食 費	54
(3) 臨時に支払われる給与	56
(4) 給与以外の家事使用人に要する経費	57

(5) 給与支払状況	57
第4章 家事使用人の傷病保障	57
第5章 その他の労働条件	58
第3部 家事使用人の生活状況	59
第1章 居 住 状 況	59
第2章 経 済 生 活	59
イ. 家事使用人の収入	59
ロ. 経 済 生 活	60
第3章 休 日 の 生 活	61
第4部 家事使用人雇用上の問題点	62
第1章 使用者側の意見	62
第2章 家事使用人側の希望事項	62
附 録	
I 簡易職業紹介（パート・タイム）	66
II 有料の職業紹介事業（関係条文の抜萃）	66
III 調 査 票	69
1. 様式A 使用者の部	69
2. 様式B 家事使用人の部	83

統計表目次

表 1	住宅の種類別、通勤及び住込家事使用人雇用世帯数	10
表 2	家事使用人の種類別、住宅の種類別世帯数	11
表 3	部屋数別世帯数	11
表 4	施設の種類別、通勤及び住込家事使用人雇用世帯数	11
表 5	家族数別世帯数	12
表 6	家族数別、家族の年令階層別家族数	13
表 7	病弱または病人の有無別、通勤及び住込家事使用人雇用世帯数	13
表 8	家族数別、手のかかる人の有無別世帯数	15
表 9	15才未満の子供の状況 (1) 年令階層別子供の数	15
	(2) 15才未満の子供の人数別世帯数	15
	(3) 1人っ子の年令階層内訳状況	15
表10	世帯主の年令別、職業別世帯数	16
表11	世帯主の職業別、男女別世帯数	16
表12	世帯主の年令別、職業別世帯数	17
表13	家事責任者の性別、年令階層別世帯数	17
表14	家族数別、家事担当者の有無別世帯数	18
表15	家族数別、その他の使用人数別世帯数	18
表16	その他の使用人の役割別、その他の使用人を雇っている世帯数	19
表17	通勤家事使用人をおいた理由別世帯数	19
表18	通勤・住込別、年令階層別、家事使用人数及び平均年令	20
表19	勤続年数別、家事使用人の種類別世帯数	21
表20	経験年数階層別、家事使用人数及び平均経験年数	23
表21	紹介の種類別、学歴別家事使用人数	24
表22	前職状況別家事使用人数	25
表23	前職状況別、その居住地別(県内外、市部、郡部別)家事使用人数	25
表24	通勤・住込別、休職別家事使用人数	26
表25	家事使用人の種類別、未婚別家事使用人数	26
表26	年令階層別、未婚別家事使用人数	27
表27	子供の有無別、子供の人数別既婚家事使用人数	27
表28	子供の年令別子供の人数	27
表29	6才未満の子供の性別別家事使用人数	27
表30	家計の主支拂者別、主支拂者の職業別家事使用人数	28
表31	年令階層別、「家事使用人」になった理由別家事使用人数	29
表32	家事使用人の種類別、通勤家事使用人を雇った理由別家事使用人数	29

表33	紹介の種類別、紹介時に示した雇用条件項目別世帯数	30
表34	世帯主の職業別、契約の有無別世帯数	31
表35	世帯主の職業別、契約の内容別世帯数	32
表36	家事使用人の種類別、雇用条件についての関心状況別家事使用人数	33
表37	登録年数別、家事使用人の種類別家事使用人数	34
表38	登録理由別、家事使用人の種類別家事使用人数	35
表39	登録理由別、家事使用人の種類別家事使用人数	35
表40	紹介手数料階層別、東京都、その他の市別家政婦数	37
表41	親睦会費の支払い状況別家政婦数	38
表42	紹介の種類別、常用・臨時別世帯数	40
表43	家事使用人の種類別、常用・臨時別、通勤日数別世帯数	41
表44	就業状況別家事使用人数	41
表45	移動状況別毎月来る家事使用人数	42
表46	移動状況別、勤務形態別家事使用人数	42
表47	通勤時間階層別、通勤状況別家事使用人数	43
表48	家事使用人の種類別、1カ月の労働日数別家事使用人数及び平均労働日数	43
表49	女子労働者の出勤日数	44
表50	家事使用人の種類別、休業日数階層別家事使用人数	44
表51	家事使用人の不時の休業の有無別、及び処理別世帯数	45
表52	労働時間階層別、家事使用人数及び平均労働時間	46
表53	通勤家事使用人、全産業女子労働者1人1日平均労働時間	46
表54	世帯主の職業別、家事使用人の労働時間階層別世帯数	46
表55	世帯主の職業別、家事使用人の超過勤務状況別世帯数	47
表56	家事使用人の深夜業状況別世帯数	48
表57	家事使用人の休憩時間の有無別、階層別世帯数	49
表58	世帯主の職業別、家事使用人の休日の有無別世帯数	49
表59	家事使用人の休日日数別世帯数	50
表60	家事使用人の休日日数別、休日の給料の支払いの有無別休日有りの世帯数	50
表61	通勤・住込別、作業内容項目別家事使用人数	50
表62	家事使用人の種類別、給与の形態別世帯数及び平均給与額	52
表63	家事使用人の給与形態別及び給与階層別世帯数	52
表64	給与の種類別、東京都その他の市別家事使用人の平均給与額	53
表65	家事使用人の種類別、経験年数別、日給額階層別家事使用人数	54
表66	交通費支給状況別世帯数	54
表67	家事使用人の種類別、東京都、その他の市別平均日給額及び平均交通費	55
表68	食費の支給状況別世帯数及び平均食費支給額	56

表69 家事使用人の給与日額階層別、食事の回数別食事有りの世帯数	56
表70 臨時に支払われる給与の有無別及び内容別世帯数	57
表71 家事使用人の給与支払い時期の定、不定期別、方法別世帯数	57
表72 家事使用人の種類別、勤務中の疾病災害保障状況別世帯数	58
表73 家事使用人の器具損傷補償状況別世帯数	58
表74 居住状況別家事使用人数	59
表75 東京都、その他の市別家事使用人としての平均収入月額及び平均総収入月額	60
表76 経済状況別家事使用人数	60
表77 家事使用人の種類別、休日の過ごし方別家事使用人数	61
表78 通勤家事使用人使用上の利点別世帯数	62
表79 通勤家事使用人使用上の不満別世帯数	62

統計図目次

図1 住宅の種類別通勤及び住込家事使用人雇用世帯数	10
図2 設備の種類別通勤及び住込家事使用人雇用世帯数	12
図3 家族数別世帯数	13
図4 病弱または、病人の人数の割合別および手のかかる人数割合別世帯数	14
イ 通勤家事使用人雇用世帯	14
ロ 住込家事使用人雇用世帯	14
図5 世帯主の年令別通勤及び住込家事使用人雇用世帯数	16
図6 女子労働者の平均年令	20
図7 年令階層別女子労働者数	21
図8 通勤・住込別、勤続年数別家事使用人数	22
図9 通勤・住込別、家事使用人の年令階層別平均経験年数	23
図10 通勤・住込別、学歴別家事使用人数	24
図11 通勤・住込別、未婚別家事使用人数	26
図12 通勤・住込別、雇用条件についての関心状況別家事使用人数	33
図13 登録年数別、家事使用人の種類別家事使用人数	34

I 調査の概要

1. 調査の目的

個人世帯に通勤する家事使用人について、その雇入れ状況、雇い主の家庭状況、労働条件、家事使用人の生活状況などの実態を明らかにし、35年6月調査済みの住込家事使用人の労働実態と併せて、家事使用人の全般的な実情を把握することにより施策の基礎資料とするとともに、家事使用人、使用者ならびに各関係者、一般社会への参考資料として提供することを目的とする。

2. 調査の対象

次の9都道府県の11都市における通勤家事使用人を使用する721世帯の使用者とそこに働く701人の家事使用人。ただし今回対象とした通勤家事使用人は、各都道府県における有料職業紹介事業の有償婦・家政婦紹介所、または家政婦紹介所に登録している家政婦のうち、使用者宅に通勤している者、及び公共職業安定所のパートタイム登録者のうち通勤家政婦となっているものに限定した。

9都道府県の都市

北海道（札幌市）、東京都、神奈川県（横浜市・川崎市）、静岡県（静岡市）、愛知県（名古屋市）、京都府（京都市）、大阪府、兵庫県（神戸市・尼崎市）、岡山県（岡山市）

通勤家事使用人を家政婦紹介所と職業安定所に登録している者に限定した理由は、通勤家事使用人を使用している一般世帯を把握することがきわめて困難であるからで、相当数の調査対象を得るためには、前記組織を通じて把握する方法が可と考えられたからである。

調査対象通勤家事使用人数については、昭和35年2月現在各都道府県婦人少年室よりの通勤家政婦数（看護婦・家政婦紹介所、家政婦紹介所、及び職業安定所のパートタイマー）の報告及び同年労働省職業安定局推計の全国家政婦推計数とに基づいて、50人以上の通勤家事使用人を有する都市を選定し、各々その総数の約5分の1に当たる計2,200人を調査対象数として選定した。（但し、都市によっては調査実施可能度とみあわせ、必ずしも他都市と同じ選定率とはなっていない。）

調査対象世帯は、選定された通勤家事使用人の働く個人（普通）世帯とした。しかし通勤家事使用人は、それ自体浮動性が高く、また使用者側も期間を限って使用する場合が多い等のため、その雇用固定度は予想以上に甚だ薄く、調査実施に当たり、相当数の調査不能分を出すのやむなき結果となった。すなわち調査実施数は、当初の調査予定数2,200世帯、通勤家事使用人2,200人を越えるか下回る、使用者側721世帯、家事使用人701人となった。

3. 調査票と調査方法

- 様式A 使用者の部
- 様式B 家事使用人の部

使用者に面接調査を行ない、調査員が記入する。
家事使用人に面接調査を行ない、調査員が記入する。

4. 調查期日

1960年5月

II 調査結果の概要

1. 全般的狀況——総括

通勤家事使用人を使用する世帯は、種々の方法でこのような人を、しかも短期間に区切って使用する
場合が多く、その世帯数を把握することは、住民登録から抽出することが一応可能であった。通勤家
事使用人の場合とくらべて、はるかに困難であった。従って組織的に調査を行なうためには家政婦紹
介所及び職業安定所に登録している家政婦のうち通勤するものを対象とせざるを得なかったわけで、
前記以外の通勤家事使用人及びその使用者については今回の調査から除外されたことになる。

調査実施にあたっての困難性は、前述のように調査対象世帯及び家事使用人を予定しておいても、関係者はすでに該当していなかったり、特に家事使用人が通勤から住み込みへ、又住み込みから通勤へと必要に応じておまぐるしく変わり、或時刻を限ってもその実施を推定し難かったことである。

どのように家政婦の移動のはげしき活動形態が同職業のなかで変化するだけでなく、職業としてもかなり流動性を強くもっているようで、4月の入職期とか、農繁期などには求職者の登録数が著しく減少し、その反対に労働力過剰の時期には増加するという現象が推定はさきに見うけられる。従って昨今のように労働力の不足が顕著にみられる時期には全般的に、常態的に家政婦の求職者が減少している傾向にある。例えば昭和35年6月末の全国家政婦紹介所に登録する家政婦推定数は約39,000名であったが、36年3月には約38,000名と約1,000名減少している。

注 1) 労働省職業安定局調

住込家事使用人との比較において、通勤家事使用人の大きな特色と考えられることは、住込家事使用人が（以下「住み込み」とする）労働時間の長さ、個人生活の規制などの理由で、若い婦人層から敬愛されており、又一面使用者側からは家事処理の技術的低さの苦情が多く、使用人、使用者間の不満が大きくくいちがっている実情にあったのに対して、通勤家事使用人の場合は、状況はむしろ一般労働者のそれに近よっているとみられることである。

調査結果による使用者側の実情は、家族に病人がいたり、主婦が病弱だったりする家庭が比較的多く、この点「住み込み」の場合と大差ない。このような家庭では、家事の処理にどうしても家族以外の手を必要としており、一般的にいった家事使用人に対する需要は増えることはあっても減少することはあるまいと考えられる。

第2に通勤家事使用人を雇っている家庭は会社役員等の中流以上のものよりむしろ一般会社員、役員などの勤人が多く、その主婦は家事使用人を家事専門家として扱い、時間ぎめで使用することを受け入れる近代的な考え方を持っている層が比較的多いようである。それの反面、今回の調査結果によると家政婦を使用している場合は実質1日当たり平均600～700円の費用がかかるので、常時使用している場合はむしろ「仲居込み」を雇っている家庭より現金収入が多い世帯とも考えられる。

一方家事使用人については、大部分が中年以上で既婚者が多く、また素人の主婦であったものも多く、家事使用人としての職業意識は「住み込み」よりほろろた簡いものである。

給毎、労働時間等の面でも「佳み込み」ゆりかなり恵まれており、職場と個人生活の場が隔離されて

いる点などからみても、「住み込み」が持つ不満の大部分が解消されているとみることができる。とくに適当な職場を得ることが難しい中高年令層の婦人には適した職業といえよう。しかし一面家事使用人として、とくに職業訓練をうけているわけではないので、その能力の個人差は大きく、またそれを測定するはっきりした規準もないことが、職業確立をさまたげている要因となっていることも指摘される。家政婦紹介所によっては、登録家政婦の能力に応じて段階を設けているようであるが、それは普遍的なものではないようである。

また職業人としての身分保障は甚だ薄く、使用者の意志によって直ちに解雇される現状であり、保健の面でも不安な状態である。組織については殆ど皆無であり、職業としては「住み込み」より近代的要求を多分にもっているとはいえ、まだ改善されなければならない面が多くみられる。

(1) 家事使用人の雇用

使用者世帯の状況

使用者世帯の大部分は1戸構えの普通住宅であるが、家業との兼用住宅の割合が「住み込み」よりやや高い。家事労働を軽減する各種電気器具及びいわゆる文化的設備を有しているところが多く、その程度は「住み込み」の使用者より高い。

家族数は3～5人の家族が全体の68%をしめ「住み込み」の場合と殆ど変りがないが、多人数の世帯の割合は低くなっている。また病人又は病弱者がいる世帯の割合が高く、「住み込み」の倍以上で、老人、乳幼児、身体障害者など家族の手がかかる者がいる世帯とあわせて全体の半数以上にのぼっている。

全世帯の64%に15才未満の子供が1～2人あり、それも学令期の児童が比較的多い。

使用者側の世帯主はほとんどが男子で、年齢は過半数が30～40才台。「住み込み」の場合より平均が約10年若くなっており、また職業も会社員・公務員等の勤人の比率が「住み込み」より1割高くなっている。

同様に、家事使用人の指導、監督にあたる女子（主婦）も30才台が最も多く、「住み込み」の場合より10年若い世代に移っている。ほとんどの家庭で家族が何らかの家事を分担している点は「住み込み」と変りがない。

また調査対象以外の使用人をもおいている家庭は全体の33%で、「住み込み」に比べ家業との兼用住宅が多い関係でその割合もはるかに高くなっている。

通勤家事使用人をおいた理由については「家族が多くて手が足りないから」「主婦が煩悶だから」という理由が多く、この点「住み込み」と変りなく、家事使用人を時々普遍的な理由と考えられる。ついで「住み込みの人が雇えないから」「家事をもっと整頓したいから」「住み込みは高いたくないから」などがあげられている。

家事使用人の特性

通勤家事使用人の平均年齢は42.7才で、「住み込み」の24.6才に比べはるかに高く、1960年の全産業女子労働者平均年齢26.3才に比べても甚だ高くなっている。中高年令層の者が全体の過半数を

しめている。

しかし勤続年数、経験年数ともに短かく、調査対象世帯での勤続は大部分が1年未満、平均経験年数は2.2年、それぞれ「住み込み」の2.7年、3.5年より短くなっている。全産業女子労働者の平均勤続年数4.0年に比べれば半分の長さで、この職業につくものの移動のはげしさをしめている。

学歴は高小卒の者の割合が高く、旧高卒のものは25%である。

現在の家庭に勤める以前の職業については半数以上のものが家庭の主婦であり、現職と同じ家政婦をしていたもの13%、職場に勤めていたもの11%、その他住込家事使用人、家事や家業を手伝っていた者などであり、学校卒業後、直ちにこの職業についたものは極く少ない。

配偶関係では既婚者が全体の85%をしめており、そのうち44%は有夫者、死別別者は39%で、大部分のものが（既婚者の81%）子供を持っている。子供の年齢はほとんどが15才以上の手のかからない者である。従って未婚者は14%で、「住み込み」の87%とは逆の現象を示している。

家事使用人自身が家計を維持している割合は高く全体の43%をしめ、夫が主支持者であるもの38%がこれについている。

家事使用人をえらんだ理由についてはほとんどのものが経済的理由をあげており、「生活を支えるため」が約半数、「家計の補助」、「子供の学費をうるため」が半数となっていて、行儀見習をあげていた者がかなり多い「住み込み」の場合と著しい対照をみせている。

また「通勤」を支えた理由としては70%の者が「子供がいる」「家を離れられない」をあげており、この理由をあげている割合は家政婦紹介所に登録している家政婦（以下「家政婦」とよぶ）より職業安定所に登録している家政婦（以下「パートタイマー」とよぶ）の方に高い。また「自由な時間があるから」を理由としているものも24%いる。

使用者が紹介機関（家政婦紹介所や職業安定所）に示した雇用条件の内容は「勤務時間」、「給料」、「食事」、「交通費」、「仕事の内容」などが主なもので、「期間」、「休日」、「昇給」などについてはあまり多くない。

また使用者が家事使用人とあらためて直接契約をしているものは27%、大部分のものは雇用契約をとりかわしていない。契約をとりかわしたものは口答のものが半数で、その内容は「勤務時間」と「給料」についてが最も多い。

家事使用人自身が勤める以前に雇用条件についてはどの程度知っていたかをみると、殆どのものが程度の差はあるが知っており「住み込み」に比べて関心の度合は強いが、全然知らないで勤めた者も7%いる。

本調査対象家事使用人は「家政婦」と「パートタイマー」であるが、それぞれの現紹介機関に登録している期間は大部分の者が3年未満であり、経験年数の少ない点と併せて、紹介機関を際々とすることはさほど多くないものと考えられる。なお「パートタイマー」の方が「家政婦」より初心者、或いは登録場所を変える場合は高いようである。

「家政婦」が登録している民間有料紹介事業である看護婦・家政婦紹介所又は家政婦紹介所は昭和36年6月末現在全国841カ所を数え、登録家政婦数は約38,000名にのぼっているが、その大部分は東京、大阪などの都市に集中している。「家政婦」は幹旋にあたって紹介所に受付、紹介手数料を支払

るのであるが、調査月前月に「支払った」とははっきり回答したものは70%余り、あとは支払った額の内容をはっきりしないもの、全然知らない者などがかなりみられ、注目される。手数料は大多数のものが規定の最高徴収額（日収の8分（35年4月現在））を支払っている。この他に「家政婦」は親睦会費、組合費、健康保険料などを紹介所におさめているが、その内規をはっきり知っているものはほとんどない。

「家政婦」は特別の技術を必要とするものとして有料職業紹介事業の対象になっているのであるが、「家政婦」の技能を段階づける公の規程が定められているわけではなく、また訓練を行っているわけでもない。従って現在一部の家政婦紹介所にみられる格付けは紹介所の会長が自分の会に所属する家政婦を、その経験年数、能力等の差により判断して行なっているものである。「家政婦」自身もこのような段階があることをはっきり知っている者は少なく、約半数のものが「知っているが内容はわからない」と答えている。また一部の「家政婦」全国組織では一種の認定試験を行っているが、普遍的なものではないようである。

(2) 家事使用人の労働条件

就業状況、労働日数、労働時間、休業等

通勤家事使用人の68%は通勤家庭に期限を区切られないで働く、いわば「常用」であり、期間を区切られている「臨時」のものは31%となっている。常勤的、臨時的にかかわらず毎日通うものが最も多く、全体の57%、ついで週何日と定めているもので30%前後である。「常用」的な傾向は「パートタイマー」の方が「家政婦」より強い。

調査対象世帯へ毎日通っている家事使用人のほとんどは1日中働いており、半日乃至は時間ぎめで働くものは極く少ない。毎日通わない者（全体の39%）の他の日の状況をみると、一番多いのは他の家へ家事使用人として通勤している者で57%をしめ、それが1軒というもの21%、2軒13%で、3軒以上は少ない。

また通勤にあたっては乗物を利用するものが大半で、徒歩で通うものは34%にすぎない。通勤に要する時間は1人平均29分で、都市別にみると東京都は30分かかり、その他の市平均より長い。

労働日数については調査月（6月）の前月について調べたところ、家事使用人として働いていた日数は大半が20～30日であり、1人当たり平均労働日数は22日となっている。これを一般女子労働者と比べると、規模30人以上の事業場における女子の全産業月間平均出勤日数は24.9日、規模1～4人事業場の同じく全産業女子平均27.3日に比べてかなり少ない。

従って休業日数も多く、調査月前月について最も割合の高いのは1ヵ月5～10日休業した者（休業した者の24%）で、ついで3～5日のものが18%、1～3日の11%となっている。そして「パートタイマー」の方が「家政婦」より休業日数の多いものが多い、また休業しなかった者の割合もはるかに高い。

また家事使用人の40%は「自身の都合で急に休まなければならなかったことがある」と答えており、その場合はほとんどの者が何らかの方法で使用者宅へその旨を知らせているが、自分の代りの人を頼んでいるものは極く少ない。この場合も「パートタイマー」の方が「家政婦」より不時の休業の

頻度が高いようである。このように「通勤」の場合は「住み込み」ともがって就業状況に不安定なものがある。

労働時間について調査世帯の34%は1日8～10時間と答えており、ついで10～12時間、12～14時間がそれぞれ29%で、大半は12時間未満といえることができる。これは規模30人以上の事業場における全産業女子労働者の1日平均8.0時間、規模1～4人事業場の8.8時間には及ばないが、住込家事使用人の1日平均15時間の労働時間よりは、はるかに短い。

休憩時間については「ない」と答えている家庭が過半数で、「ある」ところは31%にすぎないが、「住み込み」と比べれば、休憩時間のある家庭の割合が高くなっている。休憩時間を与えているところでは1時間～1時間30分のところが最も多い。

常用的に通勤家事使用人を雇っている家庭の半数は休日を与えていると答えており、世帯主の職業からいうと、医師、その他の自営業、接客業などに割合が高い。休日の場合の給料はほとんどの家庭で支払っていない。

家事労働内容については掃除、洗濯、片づけ、食事準備、買物、アイロンかけ、子守など、「住み込み」の場合と種類においては同様であるが、仕事の内容においては「通勤」の方が集中的、専門的な傾向にあるようである。

家事使用人の給与

通勤家事使用人の給与形態は日給のものがほとんどで、300～350円が33%、350～400円が31%、400～450円が22%となっており、平均日給額は365円である。家事使用人の種類によってみると「家政婦」の平均日額は342円で「パートタイマー」の415円より低くなっているが、調査月以後の値上げによって現在では標準賃金は500円以上となっているようである。

都市別にみた給与額については東京都の平均日給額は370円で、その他の市の平均367円より高くなっているが、最も高いのは大阪府の460円、最も低いのは岡山市の275円である。また経験年数が長くなるにつれて給与額は高くなる傾向にあり、とくに「家政婦」にその色が見える。

調査家庭の61%は通勤家事使用人に交通費を、1日何円と定めて支払っており、金額は100～200円というのが一番多く、平均交通費は114円となっている。従って現金支給額としては日給額365円と併せて平均1日当り479円得ていることになる。

そのほかほとんどの家庭で家事使用人に食事を支給しているが、一番多いのは昼1食だけの支給で、ついで3食、2食の順となっている。これら食事の1日分現金換算額は間食なども含めて131円となっている。

以上現金給与に食費現金換算額を加えると通勤家事使用人の1人平均日給額は610円といえるわけで、1ヵ月の平均労働日数22日として1ヵ月13,422円の給与を得ていることになり、住居費の問題はあるが「住み込み」が1ヵ月、食費ならびに住み込みに伴う他の諸費を合わせて8,917円を得ていることになるのに比べてかなり高額といえることができる。

そのほか盆、暮などに特別に現物などを支給している家庭があるが、これは「住み込み」に限られて非常に少なく、常用的に「通勤」を雇っている家庭の27%にすぎない。その場合は大部分が、現

金が品物で支給している。

また「家政婦」を雇っている家庭では紹介所に対して紹介1件について手数料を50～100円支払っている。

使用者の93%は給与の支払時期をきめており、そのうち約半数は家事使用人が来た日にその都度支払っており、まとめて支払うところは約3割、その大部分は10日に1回となっている。月何回ときめて支払うところは2割に充たず、その場合は月4回以上と月1回というのがほぼ半々である。その他支払時期をきめていない家庭が5%ある。

通勤家事使用人が調査世帯で働いている間に病気をしたことがあるところは7%、怪我をしたところがあるところは3%と非常に僅かであるが、病気をした場合は大部分が家事使用人の全額負担、怪我をした場合は約半数が使用者全額負担となっている。

その他家事使用人が働いている間に使用者宅の器具を損傷をしたことがあると答えた家庭は全体の23%で、そのほとんどは家事使用人に負担させなかったと回答している。

(3) 家事使用人の生活状況

調査対象家事使用人の70%余は家族と一緒に生活しているが、その半数は自宅におり、ついで間借り、アパート住いなどである。家族とはなれて暮しているものは29%で、その約7割は家政婦紹介所に宿泊している。

通勤家事使用人との面接調査結果によると「家事使用人」としての収入は、現金給与として1ヵ月8,000～9,000円を得ているものが全体の14%でもっとも多く、ついで7,000～8,000円、6,000～7,000円、10,000～11,000円の順になっており、平均収入月額7,247円で、前述の使用者との面接調査による平均日給額365円、労働日数22日とした推定月額8,030円よりはやや少なくなっている。

「家事使用人」以外の副収入を得ているものは全体の8%で極く少なく、調査対象家事使用人総数の頭割りにすると月間1人当たり285円にすぎず、その内訳は内職によるものが最も多い。

家族と同居している者（全体の71%）の37%は自身が家計を維持しており、家計の一部負担しているもの54%を併せるとほとんどのものが多かれ少なかれ家計を支えている。

家族と別居している者（全体の29%）の65%は単身生計を営んでいる。家族に送金しているものは3割余りにすぎないが、その過半数は家計を負担している。またさきののべた家政婦紹介所に宿泊しているものは、宿泊費として1ヵ月1,000円前後を支払っているが、大部分の者は額をはっきり回答できなかった。紹介所の宿泊施設は事業場の寄宿舎とは異なり、便宜上宿泊の場所を提供しているにすぎないため、施設の管理標準がないので、衛生、福祉上いろいろな問題があるようである。

休日は家事、休養、子供の世話、買物などで過ごすという回答が多く、家庭の主婦としての機相がはっきりでている。

(4) 通勤家事使用人雇用上の問題点

通勤家事使用人を雇っている上の利点として使用者側があげている点は必要な時だけ頼めて、気楽でよい、家事専門家としてまかせられるなど、住込家事使用人の欠点をおきになっているものである。

その反面欠点としては「時間ぎめでせわしない」「朝、夕食の準備、片づけがしてもらえない」点で不便であるとし、住込家事使用人に求めるものと同様なサービスを要求している者もあり、使用者としても通勤家事使用人を使用する上にまだ研究の余地があることをしめしている。何れにしても「通勤」は「住み込み」に比べ労働条件が明確な雇用関係にあり、一般労働者の労働状況に近くなっているということができよう。

家事使用人の使用者に対する希望としては労働時間の厳守が最も多く、仕事の量が多すぎることからくる疲労、賃金の低さ、超過勤務手当支給の確保などが主なものであるが、これらから使用者側が限られた時間内で非常に多量の仕事をあてがう傾向がみられる。

また紹介機関に対して健康保険の完全実施、労働基準法の適用、などをのぞむ声もある。

何れにせよ家事使用人の通勤制度は今後ますます要求される傾向にあることは察せられるところであるが、家事使用人の普遍的な職務内容及び、職業人としての訓練制度が確立されて、それに応じた労働条件を保障することが肝要で、使用者側はそれを十分理解し、家事専門家として尊重するという方向にいくことがのぞまれる。

なお家事使用人に関する参考資料として巻末の附録を参照されたい。

2. 調査結果の概要——各論

第1部 家事使用人の雇用

第1章 使用者世帯の状況

(1) 住宅、設備等

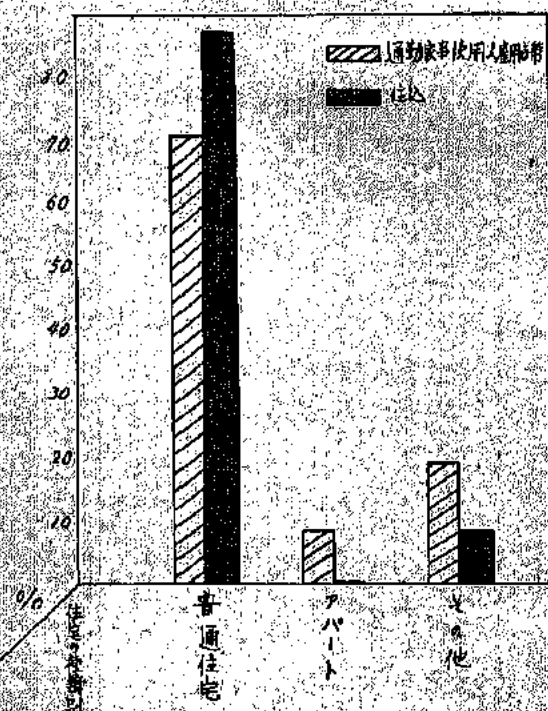
通勤家事使用人を雇っている家庭の状況をまづ住宅の種類の面からみてみると、1戸構えの普通住宅が71%で最も多く、ついで店舗、病院、寺院等の一部兼用住宅が19%、アパート住いは9%であるが、「住み込み」の場合に比べると、アパートは16倍、兼用住宅は2倍とその割合は高くなっている。とくにアパート住いの割合が高いことは注目される。(表1、図1)

表1 住宅の種類別、通勤及び住込家事使用人雇用世帯数

住宅の種類別 「通勤」「住み込み」別	総 数	普通住宅	アパ ー ト	そ の 他 (兼用住宅)	不 明
通勤家事使用人雇用世帯	100.0	71.0	8.6	19.2	1.3
住込家事使用人雇用世帯	100.0	87.1	0.5	8.6	3.8

使用者の回答による。

図1 住宅の種類別、通勤及び住込家事使用人雇用世帯数



また職業安定所からの家事使用人(以下「パートタイマー」と呼ぶ)は普通住宅へ通う割合が比較的高く、家政婦紹介所からの家事使用人(以下「家政婦」と呼ぶ)は兼用住宅に働く割合が高い。(表2)

部屋数からいうと4間の家が全体の19%で最も多く、ついで5間が17%、3間16%、6間12%、7間と2間がそれぞれ9%の順になっていて、過半数は3間から5間という中、小住宅となっている。とくに6間以上の大きな家は全体の30%に満たない。また1間〜2間の家が11%をしめていることも注目される。(表3)

家事労働の軽重並びに使用者の生活程度に関係があるとみられる設備についてみると、今回の調査対象世帯は全般的に文化器具の利用度が高い。水道・ガスは調査対象世帯のそれぞれ96%、93%、とほとんど全部の世帯にみかれており、風呂の設備のあるところは82%である。ま

表2 家事使用人の種類別、住宅の種類別世帯数

家事使用人の種類別	総 数	普通住宅	アパ ー ト	そ の 他 (兼用住宅)	不 明
家 政 婦	100.0	70.1	9.0	20.0	1.0
パートタイマー	100.0	73.2	7.7	17.3	1.8

使用者の回答による。

表4 施設の種類の別、通勤及び住込家事使用人雇用世帯数 (M・A)

施設の種類の別	通勤	住み込み	通勤家事使用人雇用世帯 (%)	住込家事使用人雇用世帯 (%)
総 数			100.0	100.0
水 道			95.7	97.4
ガ ス			92.6	92.1
小 計			81.6	90.4
風 呂			56.7	45.9
石 炭			14.7	27.3
薪			11.9	25.7
不 明			0.2	0
電 気 洗 濯 機			87.2	78.8
電 気 掃 除 機			81.0	43.4
電 気 または ガス 炊 飯 器			68.4	49.3
冷 蔵 庫			76.3	
電 話			72.8	79.1
家 事 使 用 人 が 利 用 で き る 自 転 車			29.0	33.8
そ の 他			5.4	16.9
不 明			2.4	0

使用者の回答による

注) 1人で2つ以上の回答をしているので各項目の数は100とはならない。

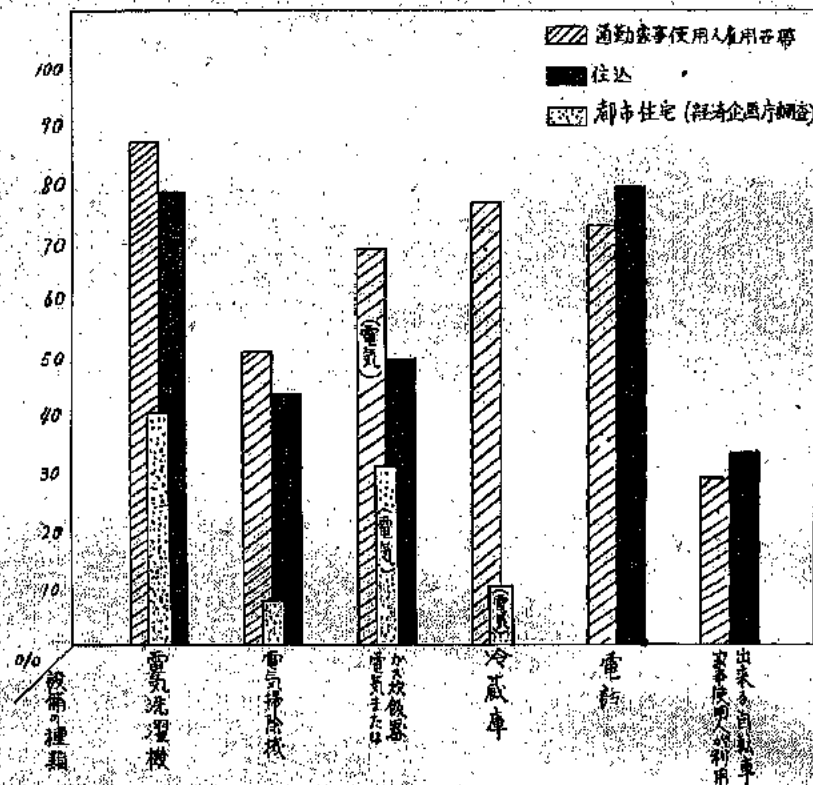
表3 部屋数別世帯数 (居室のみ)

部 屋 数	世 帯 数
総 数	100.0
1 間	2.5
2 間	8.7
3 間	16.2
4 間	19.3
5 間	17.2
6 間	11.9
7 間	8.9
8 間 以 上	8.9
不 明	6.4

使用者の回答による。

た電気洗濯機の備えのある世帯は87%、電気またはガス炊飯器のある世帯は68%、電気掃除機は81%の世帯が備えている。冷蔵庫は76%、電話は73%の世帯にあり、相当高度にいわゆる文化設備を備えていることがうかがえる。これを住込家事使用人雇用の世帯と比べてみると、水道・ガスの設備については「住み込み」の場合とほとんど大差はみられないが、電気洗濯機、電気掃除機、電気またはガス炊飯器のような新しい器具では、「通勤」の方が「住み込み」よりかなり上回っている。参考までに昭和35年2月の経済企画庁調査局の消費者動向予測調査結果をみると、都市における電気洗濯機の所有世帯は41%、電気ガス31%、電気冷蔵庫10%、電気掃除機8%となっており、それら器具に関する限り、通勤家事使用人を雇用する世帯の生活程度は一般よりはるかに高いと言えよう。(表4、図2)

図2 設備の種類別、通勤及び住込家事使用人雇用世帯数



(2) 家族

1. 家族構成

家族数は4人家族が28%で最も多く、ついで5人が22%、3人18%、2人12%、6人11%の順となっており、3～5人の家族は全体の68%をしめている。1人世帯及び8人以上の大家族はそれぞれ1%で少ない。「住み込み」の場合に比べると6人以上の大家族の割合が少なくなっている。(表5、図3)

表5. 家族数別世帯数

世帯数	数	100.0 %
1	人	2.2
2	"	11.8
3	"	18.0
4	"	27.7
5	"	22.1
6	"	10.8
7	"	4.3
8	"	1.0
9	"	0.6
10	人以上	0.7
不	明	0.8

使用者の回答による

家族数と家族の年齢との関係を見ると、30代の者が家族数全体の19%、20代が14%、40代が11%の順であり、15才未満の子供は家族数全体の28%となっている。

家族数別に家族の年齢構成を見ると、1人乃至2人の小人数世帯では、年齢の高い層の割合が高く、1人世帯では40代が38%で最も多く、2人世帯では60才以上が28%しめている。全体で最も割合の高い3人と4人家族では30代がともに25%で1番多くなり、同時に6才未満、6～15才未満の子供の割合が増えてきている。そしてさらに家族数が多くなるにつれ、これらの子供の割合が他の年齢層に比べ、多くなってくる。従って調査対象世帯では中年層の夫婦に15才未満の子供が2～3人とい

う家族構成が比較的多いと考えられる。(表6)

家族のうちに病弱または病人のいる世帯は23%で、「住み込み」の10%に比べ2倍以上となっている。

(表7)

さらに世帯の家族数毎に病人の存在状況をみると、9人家族の世帯はその75%が病人をかかえていることになっている。その他は5人家族の30%、2人家族の27%、4人家族の23%と、5人までの家族では大体10軒に2～3軒の割合で病人がいることになる。

表6. 家族数別、家族の年齢層別家族数

家族の年齢別	計	6才未満	6～15才	15～20才	20～30才	30～40才	40～50才	50～60才	60才以上	不明
家族数別	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	12.7	15.5	9.7	13.8	18.9	11.1	9.2	8.7	0.3
1 人	100.0	0	0	0	12.5	25.0	37.5	12.5	12.5	0
2 "	100.0	1.8	1.8	2.4	14.1	20.0	11.2	20.6	28.2	0
3 "	100.0	12.5	10.5	3.6	17.4	24.5	10.0	10.2	10.2	0.8
4 "	100.0	17.6	16.4	7.5	10.3	25.1	11.1	6.5	5.6	0
5 "	100.0	11.1	17.5	13.0	14.3	15.5	12.5	9.2	6.8	0.2
6 "	100.0	10.7	16.0	13.7	17.1	12.6	10.7	10.0	9.2	0
7 "	100.0	12.4	19.4	13.8	11.5	14.7	9.7	9.2	8.8	0.5
8 "	100.0	7.4	28.6	12.5	16.1	7.1	10.7	10.7	7.1	0
9 "	100.0	19.4	25.0	2.8	11.1	19.4	0	2.8	19.4	0
10 人以上	100.0	22.2	20.4	18.5	14.8	11.1	11.1	1.9	0	0
不 明	100.0	21.4	7.1	7.1	0	35.7	7.1	0	0	21.4

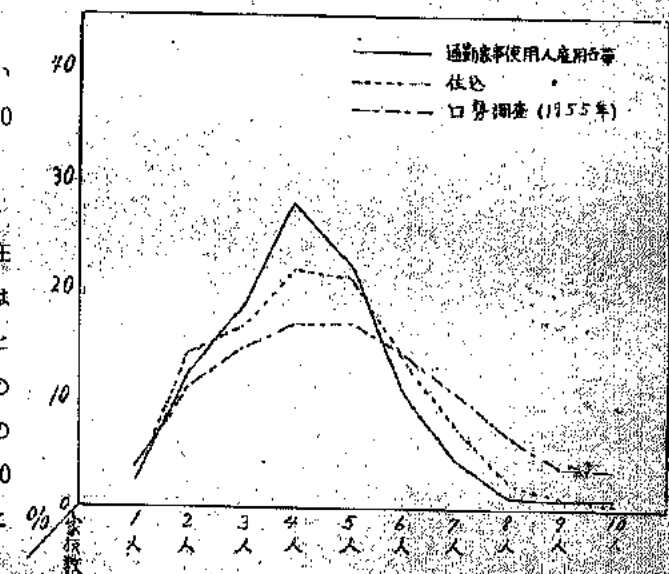
使用者の回答による

表7. 病弱または病人の有無別、通勤及び住込家事使用人雇用世帯数

通勤「住み込み」別	通勤家事使用人雇用世帯	住込家事使用人雇用世帯
病弱または病人の有無別	%	%
あり	22.6	10.1
なし	77.3	89.7
不明	0	0.2
不 明	1.1	1.0

使用者の回答による

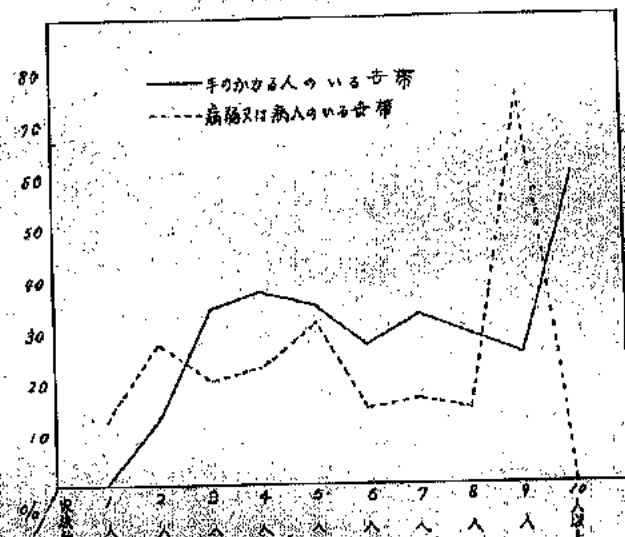
図3 家族数別世帯数



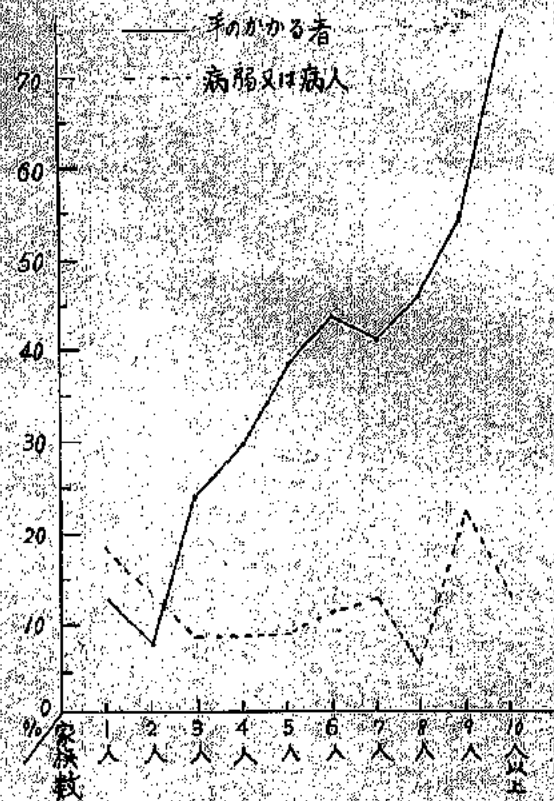
また「住み込み」では「通勤」に比べ1～2人の小人数の世帯に病人がいる割合が高い。(図4)

また病人ではないが、老人とか幼児、身体障害者等手のかかる人のいる世帯は全体の81%で、「住み込み」の場合とほぼ同じ割合である。手のかかる人のいる世帯のうち、その割合の多いのは、10人以上の家族で、60%

図4 病弱または病人の人数の割合別および手のかかる人数割合別世帯
イ. 通勤家事使用人雇用世帯



ロ. 住込家事使用人雇用世帯



この世帯に手のかかる人がある。ついで4人家族37%、5人家族35%、3人家族34%の順となっており、概して家族の多い世帯では手のかかる者のいる割合が高い。(表8)

以上の他に手がかかると思われる15才未満の子供についてみると、15才未満の子供のいる世帯は全体の64%である。子供の年齢階層別状況をみると、世帯主の年齢状況をうかがうことができる。すなわち10~15才の子供が33%で1番多く、ついで5~10才23%、3~5才17%、1~3才16%、1才未満11%となっており、今回の調査対象世帯は、乳幼児だけのいる若夫婦世帯よりむしろ、学令児以上の子供をもつ年配の夫婦の世帯の方が多いといえる。このことは次に掲げる1人っ子の内訳状況からも裏づけられ、さらにあとにのべる世帯主の年齢、職業等と併せて、通勤家事使用人の利用層を説明しているといえる。

子供の数については、15才未満の子供が2人という世帯が44%で最も多く、ついで1人40%、3人以上16%とずっと少なくなっているが、1人っ子の場合の年齢階層内訳をみると、10~15才未満が45%、1才未満が18%をしめており、約半数が学令児以上で、乳幼児は少ない。(表9)

表8 家族数別、手のかかる人の有無別世帯数

家族数別	手のかかる人の有無別	総数	なし	あり					不明
				計	1人	2人	3人	4人	
総数		100.0	67.5	30.8	21.6	7.8	1.1	0.3	1.7
1人		100.0	100.0	0	0	0	0	0	0
2人		100.0	85.9	12.9	11.8	1.2	0	0	1.2
3人		100.0	63.1	33.8	32.3	1.5	0	0	3.1
4人		100.0	63.0	37.0	22.5	14.0	0.5	0	0
5人		100.0	64.8	34.6	24.5	8.2	1.9	0	0.6
6人		100.0	70.5	26.9	17.9	6.4	1.3	1.3	2.5
7人		100.0	67.8	32.3	12.9	9.7	6.4	3.2	0
8人		100.0	71.4	28.6	0	28.6	0	0	0
9人		100.0	75.0	25.0	0	25.0	0	0	0
10人以上		100.0	20.0	60.0	40.0	20.0	0	0	20.0
不明		100.0	33.3	16.7	0	0	16.7	0	50.0

使用人の回答による

表9 15才未満の子供の状況(子供のいる世帯のみについて)

(1) 15才未満の子供の数別世帯数

子供の数	総数	1人	2人	3人以上
世帯数	100.0	39.6	44.2	16.2

(2) 年齢階層別子供の数

総数	1才未満	1~3才未満	3~5才未満	5~10才未満	10~15才未満
100.0	10.5	16.1	16.6	23.4	33.4

(3) 1人っ子の年齢階層内訳状況

総数	1才未満	1~3才未満	3~5才未満	5~10才未満	10~15才未満
100.0	17.5	15.8	8.7	16.1	41.9

使用者の回答による。

ロ. 世帯主

使用者世帯の世帯主について、性別、年齢、職業等をみると、男子が92%で大多数をしめ、女子はわずか8%である。

世帯主の年齢は30、40代が57% (それぞれ33%と24%) で、過半数をしめており、50代は21%、60才以上は16%となっており、20代はわずか4%で非常に少ない。男女別に年齢をみると、男子では30代が83%で最も多く、ついで40代24%、50代21%、60才以上16%、20代8%の順となっているが、女子では40代(30%)が最も多く、30代(24%)、50代(22%)、20代、60才以上(いずれも11%)の順となっており、20代の世帯主が男子の場合より割合が高いことが目立っている。(表10)

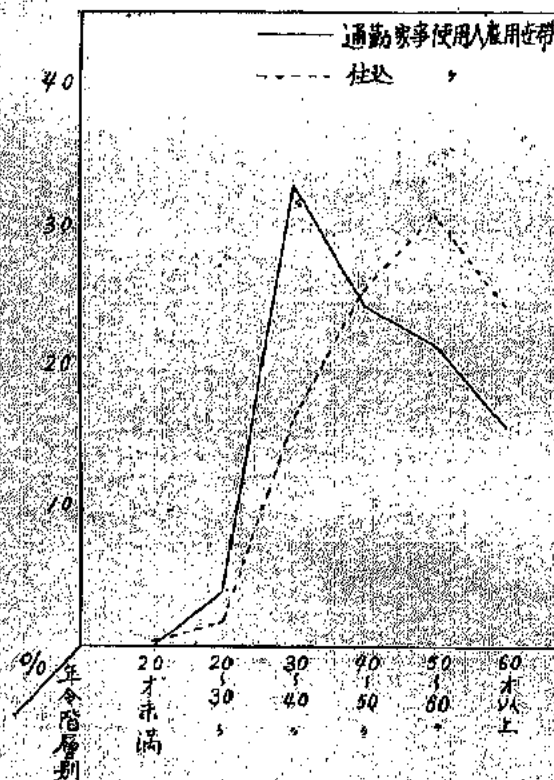
これを「住み込み」の場合と比べてみると、男子が98%、女子が7%で「通勤」の方には住み込みの

表 10 世帯主の性別、年齢別世帯数

年齢階層別 職業別	総 数	20~30才未満	30~40才	40~50才	50~60才	60才以上	不 明
総 数	(100.0) 100.0	3.7	32.7	24.3	21.4	15.5	2.4
女	(7.6) 100.0	11.1	24.1	29.6	22.2	11.1	1.8
男	(92.4) 100.0	3.1	33.4	23.8	21.0	15.9	2.4

使用者の回答による

図 5 世帯主の年齢別、通勤及び住込家事使用人雇用世帯数



世帯主が多くなっている。また「住み込み」の世帯主の年齢は50代が全体の31%、60才以上が24%と、50才以上の高年齢層が過半数を占めており、通勤家事使用人をやとっている世帯主の方が、若い世代になっている。(図5)

世帯主の職業で割合が高いのは、会社員と「その他の自営業」(それぞれ22%)、ついで会社重役の19%であり、それ以外の医師、公務員、教員、小売業、その他の勤人などは、いずれも3~6%前後となっている。このなかから会社員、公務員、教員、その他の勤人といゆるサラリーマンをひくると、その計は34%となる。

また女子の世帯主は無職(24%)が一番多い。

「住み込み」の場合と比べて対照的なのは、「住み込み」の世帯は会社役員、工場主等の管理的勤人の割合(38%)が高く、会社員、公務員、教員などの勤人が24%であったのに対して、「通勤」では会社役員等が19%、勤人が34%となっていることで、世帯主の世代の若さな

表 11 世帯主の職業別、男女別世帯数

職業別 男 女 別		総 数	接 客 業	小 売 業	その他の自営業	医 師	その他の自由業	会社役員等	会 社 員	公 務 員	教 員			その他の勤人	無 職	不 明
											計	高中小教員	大学教授等			
計		100.0	2.9	5.0	21.5	6.2	4.2	19.0	21.9	4.9	4.6	1.5	3.1	2.6	4.3	2.9
女		100.0	13.0	5.6	22.2	7.4	1.9	7.4	9.3	0	3.7	0	3.7	0	24.1	5.6
男		100.0	2.1	4.9	21.4	6.1	4.4	19.9	22.9	5.3	4.6	1.6	3.0	2.6	2.7	2.7

使用者の回答による

どと見合っている。(表11)

世帯主の年齢と職業との関係を見ると、全体の22%をしめている会社員の年齢は、30代が41%、40代も25%と30・40代の世帯主が多数をしめている。小売業主も同様30代が最も多く、他の職業についても同様、これらの層が多くなっている。50才以上の高年齢層の多い職業は、無職、会社役員等、接客業であり、とくに無職では60才以上の高年齢者が55%をしめ、会社役員等では50代34%、60才以上20%と高年齢者が高い割合をしめている。(表12)

表 12 世帯主の年齢別、職業別世帯数

年齢階層別 職業別	総 数	20~30才未満	30~40才	40~50才	50~60才	60才以上	不 明
総 数	100.0	3.7	32.7	24.3	21.4	15.5	2.4
接客業	100.0	4.7	19.0	23.8	33.3	14.6	4.7
小売業	100.0	0	30.6	25.0	22.2	16.7	5.5
その他の自営業	100.0	3.2	36.1	24.5	23.2	11.6	1.3
医 師	100.0	0	40.0	40.0	11.1	8.9	0
その他の自由業	100.0	3.3	46.7	10.0	10.0	30.0	0
会社役員等	100.0	0	21.9	21.2	33.6	20.4	2.9
会社員	100.0	8.9	41.1	24.7	17.1	7.6	0.6
公務員	100.0	2.9	34.3	37.1	11.4	14.3	10
教 員	100.0	0	45.5	15.2	15.2	21.2	8.0
高、中、小教員	100.0	0	45.5	18.2	9.1	27.3	0
大学教授等	100.0	0	45.5	13.6	18.2	18.2	4.5
その他の勤人	100.0	5.3	47.4	21.1	15.8	10.5	0
無 職	100.0	9.7	0	19.3	16.1	54.9	0
不 明	100.0	4.7	9.6	28.6	23.8	4.7	28.6

使用者の回答による (注) 1) 工場主等を含む 2) 工場長等を含む(民間管理的職業)

ハ、主婦(家事指導者)

家事使用人の指導、監督にあたる者はほとんどが(97%)女子であり、「住み込み」の場合とほとんどかわらない。年齢は30代が最も多く、38%をしめ、ついで40代(22%)、20代(18%)である。20才未満の非常に若いものもわずかにあるが(0.6%)女子に在る。

表 13 家事責任者の性別、年齢階層別世帯数

性別	総 数	女	男
年齢階層別			
総 数	(100.0) 100.0	(97.1) 100.0	(2.9) 100.0
20才未満	0.6	0.6	0
20~30才未満	17.0	17.6	12.6
30~40才	38.3	38.5	31.2
40~50才	22.8	23.1	25.0
50~60才	15.0	14.9	18.8
60才以上	6.4	6.3	12.5
不 明	—	—	—

使用者の回答による

「住み込み」の場合では、40代が29%、30代26%、50代24%となっており、ここでも世帯主同様「住み込み」の場合より、年齢がほぼ10年若くなっている。(表13)

主婦以外で家族のうちで庭掃除とか風呂たき、食卓の片づけ等、家事を1種以上担当している者についてみると、ほとんど全部(94%)の家庭で、家族の者が何らかの家事をうけもっており、家族が多い世帯にその割合も

高い。家族数階層別に家事担当者のいる世帯をみると、2人世帯では86%、3人世帯では98%となっており、家族数が多くなるにつれて家事を担当する者の割合が増えている。(表14)

表 14. 家族数別、家事担当者の有無別世帯数

家族数別	家事担当者	総 数	な し	あ り						その他	不 明
				計	1 人	2 人	3 人	4 人	不 明		
総 数		100.0	0.6	94.6	40.6	26.8	13.2	11.1	3.0	1.1	3.7
2 人	人	100.0	2.3	86.0	50.8	35.2	0	0	0	0	11.7
3 人	人	100.0	0	97.7	58.5	20.8	18.5	0	0	0	2.3
4 人	人	100.0	0	98.0	40.0	31.0	12.0	15.0	0	0	2.0
5 人	人	100.0	1.3	96.8	35.2	23.9	15.1	13.8	8.8	0.6	1.3
6 人	人	100.0	0	89.7	24.4	33.3	12.8	15.4	3.8	8.9	1.3
7 人	人	100.0	0	96.8	19.4	9.7	32.2	25.8	9.7	0	3.2
8 人	人	100.0	0	85.8	14.3	0	0	57.2	14.3	0	14.3
9 人	人	100.0	0	100.0	50.0	50.0	0	0	0	0	0
10 人以上	人	100.0	0	80.0	20.0	0	20.0	40.0	0	0	20.0
不 明		100.0	0	50.0	33.4	16.6	0	0	0	0	50.0

使用者の回答による

二. その他の使用人

調査対象となった通勤家事使用人以外に、他の使用人を雇っている世帯は、全体の33%であり、「住み込み」の10%に比べ、通勤家事使用人を雇っている世帯では、他の使用人を雇っている世帯が3倍になっている。

家族数階層別に他の家事使用人のいる割合をみると、割合の高いのは9人家族の世帯で、全部の世帯が他の使用人を雇っており、10人以上の世帯でも60%が雇っている。ついで多いのは6人世帯の53%、1人世帯の44%、8人世帯の43%の順であり、他の使用人を雇っている世帯は概して家族の多い

表 15. 家族数別、その他の使用人数別世帯数

家族数別	使用人数別	総 数	な し	あ り						その他	不 明
				計	1 人	2 人	3 人	4 人	5人以上		
総 数		100.0	65.7	32.5	12.5	5.3	2.6	3.1	8.9	0.6	1.8
1 人	人	100.0	56.1	43.7	12.5	0	0	12.5	18.7	0	0
2 人	人	100.0	78.8	20.0	8.2	5.9	2.4	0	2.3	1.2	1.2
3 人	人	100.0	70.7	29.3	12.3	5.4	1.5	3.1	6.9	0	0
4 人	人	100.0	68.0	29.6	15.0	3.5	2.0	2.0	6.0	0.5	3.0
5 人	人	100.0	66.0	32.0	9.5	5.7	3.1	4.2	8.8	0.5	1.9
6 人	人	100.0	46.2	52.5	19.2	11.5	3.8	3.8	14.1	0	1.3
7 人	人	100.0	62.7	32.2	9.7	3.2	3.2	3.2	14.9	0	0
8 人	人	100.0	57.1	42.8	28.6	0	0	0	14.3	0	0
9 人	人	100.0	0	100.0	25.0	0	50.0	0	25.0	0	0
10 人以上	人	100.0	40.0	60.0	0	0	0	0	40.0	20.0	0
不 明		100.0	33.3	33.3	0	0	0	16.7	16.7	0	33.3

使用者の回答による

世帯に多い。また他の使用人の人数をみると1世帯に1人のところ調査対象世帯数の13%で一番多く、ついで5人以上が8%、2人が5%という順になっている。(表15)

これら使用人の役割をみると、「その他の使用人」を雇っている世帯の66%が、家業のためであり商店や美容院、病院等の店員、看護婦等である。また家業のためではないが、いわゆる家事のために他の家事使用人を雇っている世帯は、17%ある。この場合、大部分の世帯は住込家事使用人であり、人数は1人か2人である。1世帯で通勤家事使用人を2人以上雇っている世帯はほんのわずか(0.6%)である。

以上、家業や家事使用人の他に若干、病人の看護や自家用車の運転、庭掃除等のために使用人を雇っている世帯も(5%)ある。(表16)

(B) 家事使用人を雇った理由

通勤家事使用人を雇い入れた理由について、使用者からの回答をみると、「家族が多くて手が足りないから」という世帯が最も多く、24%である。ついで「主婦が病弱だから」19%、「住み込みの人が雇えないから」「家事をもっと整頓したいから」で、それぞれ18%となっている。この点「住み込み」とはほとんど変わらない。しかし通勤家事使用人を雇っている場合、「住み込みの人が雇えないから」(18%)「部屋が足りないから」(12%)は、本来ならば住込家事使用人を雇いたいという世帯であると考えられる。一方「住込家事使用人は雇いたくないから」という世帯が13%ある。また「住み込み」の場合では、「生活に余裕が出来たので雇えようと思って」という世帯が8%みられたが、「通勤」ではわずか3%で、総じて「通勤」の家庭の方が家事使用人を必要とする割合がずっとみられる。

全体の81%という高い割合をしめている「その他」は、主婦が外出勝ちなため「留守番がほしいから」「女中がきまるまで」「店が忙がしいので」「お座のため」などが主なものであるが、「通勤」の方が「住み込み」の者より概して年配者であり、「世帯がまかせられるから」という理由をあげている世帯もある。(表17)

表 16. その他の使用人の役割別、その他の使用人を雇っている世帯数

総 数	%
家 業	66.2
家 事 使 用 人	17.1
そ の 他	5.1
不 明	11.5

使用者の回答による

表 17. 通勤家事使用人を雇った理由別世帯数 (M. A.)

理 由 別	世帯数
総 数	100.0
家族が多くて手が足りないから	24.1
主婦が病弱だから	19.0
住込みの人が雇えないから	18.3
家事をもっと整頓したいから	18.0
住込みの人は雇いたくないから	13.0
部屋が足りないから	11.8
家族に病人ができたから	8.7
夫婦共働きだから	5.4
生活に余裕が出来たので雇えようと思って	2.5
そ の 他	20.9
不 明	0.8

使用者の回答による

第2章 家事使用人の状況

(1) 家事使用人の特性

1. 年 令

通勤家事使用人の平均年齢は42.7才である。前年調査の住込家事使用人の平均年齢24.6才、また1960年4月の全産業に働く女子の平均年齢26.3才（賃金構造基本調査、労働省調べ）と比べてみると、通勤家事使用人の平均年齢は非常に高いと言えよう。（図6）

図6 女子労働者の平均年齢

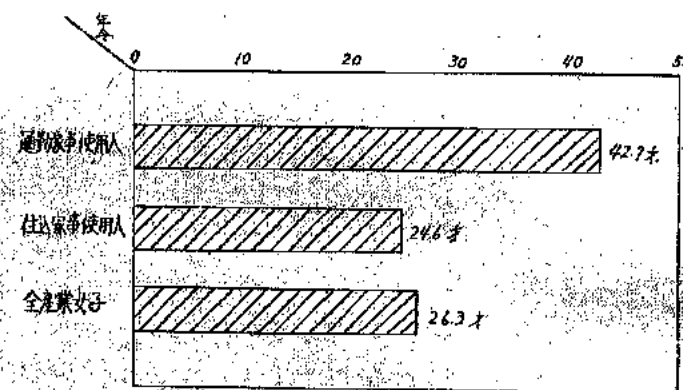


表18. 通勤・住込別、年齢階層別家事使用人数及び平均年齢

年齢階層別	通勤家事使用人 人数 世帯	住込家事使用人 人数 世帯
総 数	100.0	100.0
18才未満	0.3	17.1
18~20才未満	5.3	23.2
20~25才	8.4	36.1
25~30才	6.6	8.7
30~35才	15.4	3.8
35~40才	15.5	2.5
40~45才	20.1	2.1
45~50才	15.5	1.3
50~55才	9.4	1.4
55~60才	2.6	1.4
60才以上	0.9	2.2
不明	0.4	0.4
平均年齢	42.7	24.6

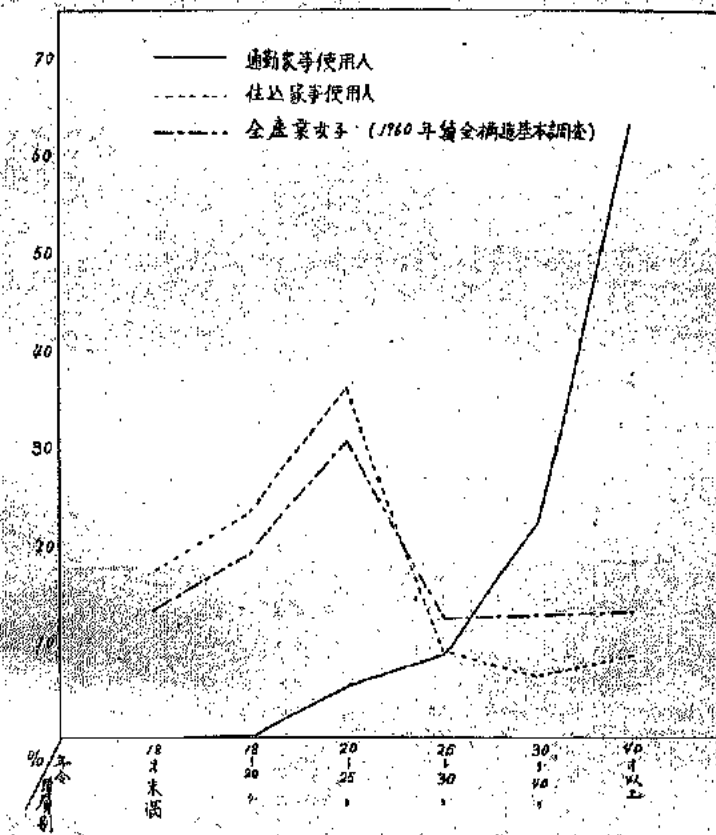
家事使用人の回答による

30才未満が85%も占めている。更に全産業女子の年齢階層別構成をみても、大抵住込家事使用人と同じ様な年齢別構成をしており、通勤家事使用人の年齢階層は、非常に高いところに集中している。

（表18、図7）

年齢階層別にみると、45~50才が全体の20%をしめて最も多く、ついで60~55才、40~45才がそれぞれ16%、35~40才が15%をしめており、35~55才迄の中高年齢層の者が全体の67%をしめている。更に55~60才が9%、60才以上という者も3%いる。これに反して、若い年齢層の者は非常に少なく、20才未満ではわずか0.3%である。20~25才では5%、25~30才では8%と、30才未満は全体の14%である。これを住込家事使用人の場合と比較してみると、「住み込み」では最も多い階層が20~25才で36%をしめており、18才未満が17%、ついで18~20才が23%となっていて、

図7. 年齢階層別女子労働者数



ロ、勤続年数・経験年数

通勤家事使用人が、現在働いている家庭の勤続年数を、使用者からの回答によってみると、今回の調査対象を家政婦紹介所並びに職安のパートタイムの登録者に限ったためであるが、概して非常に短かく1カ月未満というのが全体の85%で最も多い。次いで1~2カ月が15%、3~6カ月が10%、6カ月~1年が8%となっており、1年未満が全体の72%と非常に高い割合をしめている。さらに1~2年が4%、2~3年が2%弱、3~5年が1%と次第に少なく、5年以上の者はわずか0.6%に過ぎず、大部分のものは1つの家庭に長く短期間働いているものといえることがわかる。

家事使用人の種類別に勤続年数をみると、「家政婦」も「パートタイマー」も同じく1カ月未満の者が一番多くなっている。しかし勤続年数階層別にみると、「家政婦」では1カ月未満の者が40

表19. 勤続年数別、家事使用人の種類別世帯数

勤続年数別	家政婦	パートタイマー
総 数	100.0	100.0
1カ月未満	85.6	23.6
1~2カ月未満	14.8	9.1
2~3カ月	5.0	4.8
3~6カ月	10.1	12.7
6カ月~1年	7.6	8.2
1~2年	3.5	2.3
2~3年	1.4	0.9
3~5年	1.0	0
5年以上	0.6	0
不明	21.4	38.7

使用者の回答による

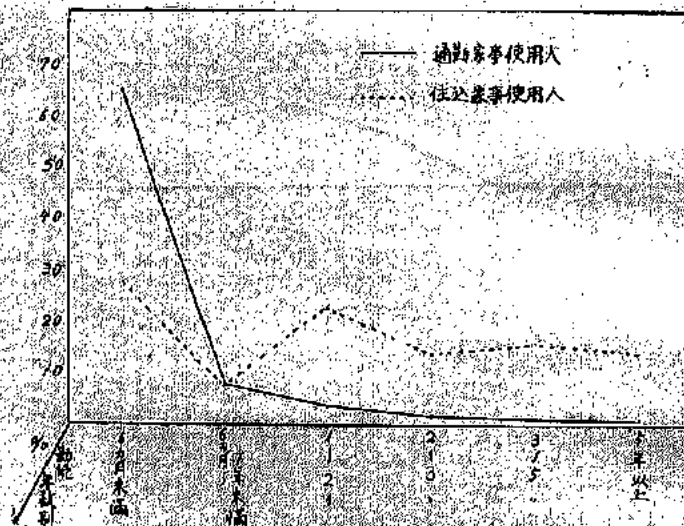
%もあり、1～2カ月の17%を併せると、2カ月未満が57%と半数以上もいる反面、5年以上の者もわずかであるが(0.8%)みられる。

「パートタイマー」では1カ月未満の者は24%で、「家政婦」より少ないが、3カ月～1年未満の者が21%と、「家政婦」より多くなっている。しかし3年以上の勤続は「パートタイマー」には皆無となっている。これは職安が「パートタイマー」の紹介を始めてから、年月がまだ浅いということも理由の一つであろう。(表19)

注) 職安が家政婦の短期職業紹介(パートタイマー)を始めたのは、昭和27年である。(参照・付録「簡易職業紹介」)

参考までに、住込家事使用人の場合と比べてみると、通勤と同じく6カ月未満が27%と割合は一番多く、1～2年が22%、2～3年が13%となっており、1～3年が全体の35%をしめていて、通勤より勤続年数は長くなっている。また前記賃金構造基本調査による全産業女子労働者平均勤続年数は、4.0年である。(図8)

図8 通勤・住込別、勤続年数別家事使用人数



また通勤家事使用人が、家事使用人としてどの位長く働いているかを家事使用人の回答からまとめると、経験年数階層別では6カ月未満と1～2年がそれぞれ20%をしめている。ついで2～3年14%、6カ月～1年未満が12%、3～4年が11%であり、経験年数階層が高くなるにつれて、その割合が非常に少ない。従って平均経験年数は2.2年となっていて、「住み込み」の3.5年と比べてずっと短いものといえることができる。(表20、図9)

ハ. 学 歴

通勤家事使用人の学歴については、最も割合の高いのは高小卒の37%である。ついで高女卒の25%、小学卒の20%、新制中学卒の10%の順となっている。「住み込み」の場合は新制中学卒が69%で、「通勤」に比べ一般的に若さがしめられている。

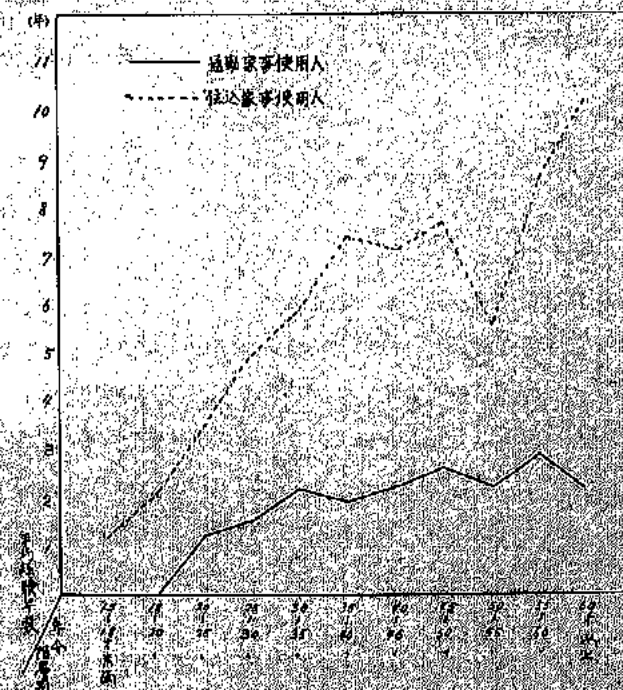
また家事使用人の種類別に学歴の状況をみると、「家政婦」では高小卒が37%と一番割合が高く、ついで高女卒の22%、小学卒の20%となっており、「パートタイマー」でもやはり順序には変わりなく

表20 経験年数階層別家事使用人数及び平均経験年数

経験年数階層別	年齢階層別	総数	18才 20才未満	20 25	25 30	30 35	35 40	40 45	45 50	50 55	55 60	60 以上	不明
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
6カ月未満		20.3	100.0	24.3	20.3	13.0	23.1	23.8	17.0	21.9	13.6	22.0	16.7
6カ月～1年未満		12.4	0	18.9	25.4	6.5	11.1	9.2	11.3	14.7	9.1	11.1	0
1年～2年		20.0	0	32.5	20.0	21.7	20.4	15.6	21.6	19.3	19.8	16.7	0
2～3年		13.6	0	13.5	10.2	24.1	15.7	8.3	14.9	13.8	10.6	16.7	16.7
3～4年		10.7	0	5.4	10.2	8.7	7.4	16.5	10.6	9.2	10.6	5.6	13.2
4～5年		6.4	0	0	6.8	13.0	5.6	9.2	3.5	6.4	7.6	5.6	16.7
5～6年		7.1	0	5.4	1.7	4.3	9.3	10.1	8.5	2.8	9.1	11.1	16.7
6～7年		2.9	0	0	1.7	0	3.7	1.8	2.8	4.6	4.5	5.6	0
7～8年		1.7	0	0	0	0	0.9	2.8	2.1	2.8	3.0	0	0
8～9年		1.6	0	0	1.7	0	0	1.8	1.4	1.8	6.1	0	0
9～10年		0.1	0	0	0	2.2	0	0	0	0	0	0	0
10～11年		0.4	0	0	0	0	0	0	1.4	0.9	0	0	0
11～12年		0.3	0	0	0	0	0	0	0.7	0.9	0	0	0
12～13年		0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	1.5	0	0
13～14年		0.3	0	0	0	0	0	0.9	0.7	0	0	0	0
14～15年		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15年以上		0.1	0	0	0	0	0	0	0.7	0	0	0	0
不明		2.0	0	0	1.7	6.5	2.8	0	2.8	0.9	1.5	5.6	0
平均経験年数		2.2	0.0	1.2	1.5	2.2	1.9	2.2	2.6	2.2	2.9	2.2	2.9

家事使用人の回答による

図9 通勤・住込別、家事使用人の年齢階層別平均経験年数



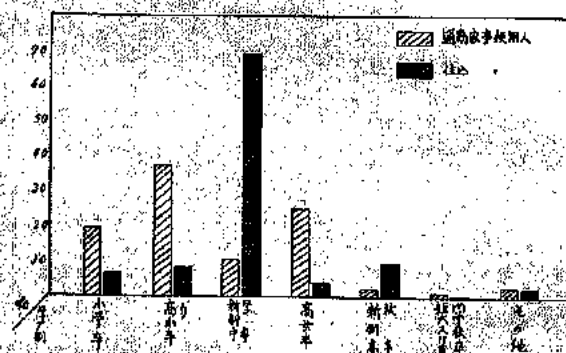
高小卒が一番割合が高く39%、ついで高女卒の33%、小学卒の19%となっている。しかし「パートタイマー」の方が高女卒をはるかに多く、さらに短大・専門学校卒が「家政婦」では1%にみえないが、「パートタイマー」では2%近くおり、「パートタイマー」の方がわずかながら教育程度が高いと言える。(表21、図10)

表 21. 紹介の種類別、学歴別家事使用人数

学 歴 別	総 数	小 学 卒	高 小 卒	新 中 学 制 卒	高 女 卒	新 高 校 制 卒	短 大 学 校 卒	其 他	不 明
家政婦の種類別									
総 数	100.0	19.8	37.2	10.4	25.0	2.1	1.0	2.6	1.9
家 政 婦	100.0	20.2	36.7	13.6	21.5	2.6	0.8	2.8	1.8
パートタイマー	100.0	18.8	38.5	2.9	33.3	1.0	1.5	2.0	2.0

家事使用人の回答による

図 10 通勤・住込別、学歴別家事使用人数



(2) 家事使用人の経歴

イ. 前職と居住地

ア. 前 職

通勤家事使用人が現在登録している家政婦紹介所又は職業安定所に登録する以前、どんな職業に就いていたか、前職の状況を家事使用人の回答からみると、半数が家庭の主婦であり、前職を持っていなかった者である。前職を持っていた者は37%であり、そのうち現職と同じ家政婦をしていた者は18%、勤めていた者11%、住込家事使用人をしていた者7%、自分の家の家事手伝いをしていたもの、家業を手伝っていた者がそれぞれ6%となっていて、学校を卒業してすぐに現在の紹介所や職業安定所に登録して、「家政婦」や「パートタイマー」として働いている者はわずか0.7%である。

勤めていた者について、その職種をみると、工員、会社事務員、保険外交員、飲食店給仕、病院の雑役婦等主としてサービスの仕事に就いていたものが多いようである。

また5%をしめている「その他」の内容をみると、洋服や和裁の仕立、内職をしていた者等、総じて中・高年齢層が多くみられる仕事に就いていたものである。(表22)

住込家事使用人の場合は、家事手伝いをしていた者がいちばん多く28%、ついでつとめていた者22%、学校を卒業してすぐに働きに来た者が20%となっており、「通勤」と年齢の若い「住み込み」では前職状況に、はっきりした相違がみられる。

イ. 居 住 地

前職の居住地をみると、県内が55%、県外が35%である。さらに市部・郡部別にみると、前職が県内の者では市部居住者は全体の54%、郡部はわずか1%である。県外の者は市外居住者は28%、郡部は7%であり、県内・県外あわせても、市部居住者が大部分である。(表23)

前職状況別に居住地をみると、「家庭の主婦」「つとめていた」「家政婦」「住込家事使用人」等では県内居住者が多く、「自分の家の家事手伝いをしていた」「家業を手伝っていた」者には県外居住者が多い。(表23)

表 23 前職状況別、その居住地別(県内外・市部・郡部別)家事使用人数

前職状況別	居住地別 総 数	県 内			県 外			その他	不 明
		計	市 部	郡 部	計	市 部	郡 部		
総 数	100.0	55.1	54.2	0.9	34.7	27.8	6.8	0.3	10.0
家庭の主婦だった	100.0	57.0	56.7	0.6	31.8	26.1	5.7	0	10.9
自分の家の家事手伝いをしていた	100.0	38.6	38.6	0	54.5	45.5	9.1	0	6.8
家業を手伝っていた	100.0	33.3	30.8	2.5	56.4	28.2	28.2	0	10.3
つとめていた	100.0	53.3	53.3	0	36.0	38.0	8.0	1.3	9.0
家政婦をしていた	100.0	64.5	63.4	1.1	24.8	22.6	2.2	0	10.8
住込家事使用人をしていた	100.0	57.7	55.8	1.9	30.8	25.0	5.6	1.9	9.6
学校卒業後すぐこの仕事について	100.0	100.0	100.0	0	0	0	0	0	0
その他の他	100.0	51.4	48.7	2.7	45.9	40.5	5.4	0	2.7
不 明	100.0	28.6	28.6	0	42.8	42.8	0	0	28.6

家事使用人の回答による

ロ. 家族に関すること

ア. 配偶関係と子供

通勤家事使用人の未・既婚別の割合をみると、未婚者が全体の14%、既婚者は85%となっており、既婚者の割合が非常に高い。住込家事使用人調査では、未婚者が87%で、既婚者はわずか11%となっており、「通勤」と「住み込み」では、未婚既婚別の割合はほぼ入れ代っている。(表24)

既婚者のうち、有夫者は44%、夫と死別した者39%となっており、いずれも「住み込み」の1%、9%に比べると、はるかに高い割合をしめしている。(図11)

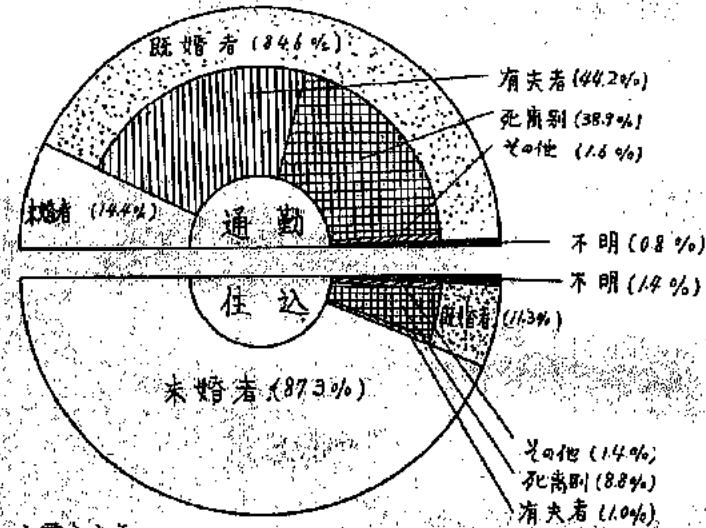
参考までに一般女子労働者の有夫者の割合を、1960年国々の「女子労働者の概況」(婦人少年局調査)によってみると、有夫者数は女子労働者全体の20%であり、それをもても通勤家事使用人の有夫

表 24. 通勤・住込別、未・既婚別家事使用人数

通勤・住込別	未既婚別	総 数	未 婚	既 婚				不 明
				計	有 夫	死 離 別	そ の 他	
通勤家事使用人		100.0	14.4	84.6	44.2	38.9	1.6	0.8
住込家事使用人		100.0	87.3	11.3	1.0	8.8	1.0	1.4

家事使用人の回答による

図 11 通勤・住込別、未・既婚別家事使用人数



者の割合は非常に高いと言えよう。

家事使用人の種類別に、未既婚者の割合をみると、「家政婦」では未婚者が20%、既婚者は79%であるのに対して、「パートタイマー」では既婚者がほとんどで、未婚者はわずか2%にすぎない。しかも有夫者が65%をしめているが、「家政婦」では有夫者(35%)より、死

表 25. 家事使用人の種類別、未既婚別家事使用人数

未既婚別	総数	未 婚	既 婚				不 明
			計	有 夫	死 離 別	そ の 他	
家政婦の種類別							
総 数	100.0	14.4	84.6	44.2	38.9	1.6	0.8
家 政 婦	100.0	19.6	79.4	35.4	42.2	1.8	1.0
パ ー ト タ イ マ ー	100.0	1.9	97.6	65.2	31.4	1.0	0.5

家事使用人の回答による

多く、既婚者では40才〜50才にかけてのものの割合が高い。(表26)

子供を持って働く家事使用人は、既婚者の81%(全体の68%)であり、既婚家事使用人は、10人のうち8人迄が子供を持っていることになる。

子供の人数をみると、既婚者の25%が子供1人というもので、ついで3人20%、2人19%、4人9%、5人5%と次第に少なく、6人以上はわずか3%となっており、概して子供の人数は少ない。

(表27)

離婚者(42%)の方が多く、両者の異なった色分けをしめしている。(表25)

未既婚別に年齢階層別割合をみると、未婚者では若年よりむしろ25〜30才前後のものが

表 26. 年齢階層別、未既婚別家事使用人数

年齢階層別	未既婚別	総 数	未 婚	既 婚	不 明
		%	%	%	%
総 数		100.0	100.0	100.0	100.0
18 才未満		—	—	—	—
18~20 "		0.3	2.0	0	0
20~25 "		5.3	28.7	1.2	16.7
25~30 "		8.4	36.6	3.7	0
30~35 "		6.6	14.8	5.2	0
35~40 "		15.4	10.9	16.2	16.7
40~45 "		15.5	2.0	17.8	16.7
45~50 "		20.1	2.0	23.4	16.7
50~55 "		15.5	2.0	17.8	16.7
55~60 "		9.4	0	10.9	16.7
60 才以上		2.6	0	3.0	0
不 明		0.9	1.0	0.8	0

家事使用人の回答による

子供の年齢は、20才以上の子供が子供全体の37%で一番多く、ついで6〜15才未満30%、16〜18才未満19%、18〜20才未満12%となっており、家事使用人の子供の約3分の1は成人である。学令期前の手がかかると思われる、0〜6才未満の子供は子供全体のわずか3%である。(表28)

手のかかる6才未満の子供を持つ家事使用人は、既婚家事使用人の5%であるが、これらの家事使用人は、昼間働きに出ている間、子供をどのようにしているのだろうか。家事使用人の回答からみると、52%の者が「家族にあづける」と答えている。ついで保育所にあづける者が22%、あとは「近所にあづける」(7%)「勤め先に連れて行き遊ばせる」(4%)等である。(表29)

表 29. 6才未満の子供の処置別家事使用人数
(6才未満の子供有の家事使用人のみ)

総 数	家族にあづける	勤務先へつれてゆき遊ばせる	近所にあづける	保育所へあづける	そ の 他	不 明
%	51.9	3.7	7.4	22.2	11.1	3.7

家事使用人の回答による

b. 家計の支支持者

通勤家事使用人の家計の状況は、中高年齢層が多いので、自身が家計の支支持者である場合が全体の43%で、約半数いる。ついで夫が支支持者である者が33%、あと自分ひとりで、又、子供がそれぞれ8%となっている。

本人が家政婦として家計を維持している者を除いて、家計の支支持者の職業は、大半の69%は雇用

表 27. 子供の有無別、子供の人数別既婚家事使用人数

子供の有無別	「通勤」「住み込み」別	子供の数	既婚家事使用人	住込家事使用人
			%	%
総 数			100.0	100.0
子 供 な し			12.6	41.4
子 供 小 計			80.8	50.6
子 1 人			25.0	22.2
子 2 人			19.0	15.3
子 3 人			20.0	6.6
あ 4 人			8.8	2.4
り 5 人			4.7	2.4
6 人			8.2	1.6
不 明			6.6	8.1

家事使用人の回答による

表 28. 子供の年齢別子供の人数

総 数	100.0%
0~6 才 未 満	2.5
6~15 "	30.1
15~18 "	18.9
18~20 "	11.6
20 才 以 上	36.6
不 明	0.3

家事使用人の回答による

者、自営業主は27%である。雇用者の中で主なもの会社事務員(25%)、工員(21%)である。またわづか(4%)であるが、母とか子供が本人と同じ家政婦をして家計の主支持者になっている家庭もある。自営業主は、農業が一番多く10%をしめており、ついで商業、その他の自営業がそれぞれ7%となっている。

さらにくわしくみると、主支持者が、父、母、兄弟である場合、その職業は雇用者である者より自営業主である者の方が上回っており、いづれも農業が多い。夫や子供が家計の主支持者である場合は、雇用者の方がはるかに多く、その職業は事務員、工員が多い。(表30)

表 30. 家計の主支持者別、主支持者の職業別家事使用人数

家計の主支持者別	主支持者の職業別	総数	自営業主							雇用者							不明				
			計	農業	漁業	商業	製造業	その他の自営業	不明	計	会社・社務の員	工員	店員	公務員	教員	家政婦		その他	不明		
総本 父 母 夫 兄 姉 子 その他 不明	数	(100.0)	100.0	15.4	5.7	0.1	4.1	1.8	3.7	0.4	82.6	14.2	11.7	1.4	4.4	0.3	45.2	5.1	0.3	2.0	
	人	(43.3)	100.0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0	0	0	0	0	100.0	0	0	0	
		(8.3)	100.0	65.5	41.4	0	13.8	5.2	5.2	0	27.6	8.6	6.9	1.7	6.9	0	0	3.4	0	6.9	
		(3.1)	100.0	59.1	131.8	4.5	18.2	0	4.5	0	40.9	0	4.5	4.5	13.6	0	18.2	0	0	0	
		(32.7)	100.0	17.9	2.2	0	6.1	2.2	7.0	0.4	79.5	31.9	24.0	3.1	6.6	0.4	0	12.7	0.9	2.6	
		(2.7)	100.0	52.6	21.0	0	15.8	0	15.8	0	42.1	21.0	5.3	0	0	10.5	0	5.3	0	5.3	
		(0.1)	100.0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0	0	0	100.0	0	0	0	0	0	
		(7.8)	100.0	5.5	0	0	0	0	1.8	0	3.7	90.9	29.1	32.7	1.8	9.1	0	10.9	7.3	0	3.6
		(1.7)	100.0	16.7	0	0	0	0	0	16.7	0	83.3	8.3	30.0	0	8.3	8.3	33.3	0	0	0
		(0.3)	100.0	50.0	0	0	0	0	0	50.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50.0

家事使用人の回答による

(3) 家事使用人をえらんだ理由

イ、「家事使用人」になった理由

家事使用人になった理由を「どんな理由でこの仕事をえらびましたか」という問に対する回答をまとめると、「生活を支えるため」という者が45%で半数に近い。この他、生活を支えてはいないが、或程度家計を補助しなければならない者、つまり「家計の補助」のためという者が30%、「子供の学費のため」が15%となっており、90%の者がはっきりした経済的な理由のために、この職業をえらんでいる。この点経済的理由をあげることはほとんどなかった「住み込み」の場合とは、著しいちがいをみせている。また「自分にあう仕事と思った」と、家事使用人としての適性を自覚し、この仕事を選んだ者が22%、「他にいい仕事なかった」のでこの仕事を選んだという者が17%である。住込家事使用人の場合も「自分にあう仕事と思ったから」という者は、ほぼ同じ割合をしめし、大差がない。何れにしても、経済的理由をあげるものも併せて、職業としてのはっきりした目的意識をもっ

て、その職についたものは「通勤」の方が「住み込み」よりはるかに多いといえることができる。

12%をしめている「その他」の内訳をみると、子供が成長したりして「ひまがあるから」というのが一番多く、そのほかに「自分の自由になる金をうため」とか「内職より給料がよい」「家族に病人がいる」等の理由が多い。

年令階層別に家事使用人になった理由をみると、最も分布の多い40才以上の中・高年令層では、50%前後が「生活を支えるため」を理由としており、ついで「家計の補助」が30%前後、「子供の学費」が20%前後となっている。

30才以下の比較的若年層では大まかに言って、経済的理由よりは、他に適職がないから、すすんで家事使用人をえらんだものの割合が中・高年令層より高くなっている。また「老後のため」に備えている者は、50才以上の高年令層に多くみられる。(表31)

表 31. 年令階層別、家事使用人になった理由別家事使用人数

(M. A.)

年令階層別	総数	18才以下	20才	25才	30才	35才	40才	45才	50才	55才	60才以上	不明
理由別												
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
生活を支えるため	45.2	0	29.7	22.0	52.2	37.0	52.3	48.2	56.0	50.0	38.9	50.0
家計の補助	29.8	0	10.8	25.4	8.7	34.3	30.3	39.7	30.3	28.8	38.9	16.7
子供の学費	14.6	0	0	3.4	15.2	19.4	22.9	21.3	11.8	6.1	0	0
自分にあう仕事と思ったから	22.1	0	27.0	32.2	17.4	32.4	18.3	17.7	18.3	19.7	22.2	16.7
他にいい仕事なかったから	16.8	0	24.3	22.0	32.6	15.7	17.4	11.3	17.4	12.1	5.6	16.7
家族がこの家の世帯になったので	0.1	0	0	0	2.2	0	0	0	0	0	0	0
老後のため	5.6	0	0	0	2.2	1.9	3.7	5.0	9.2	12.1	33.3	16.7
その他	12.4	100.0	27.0	20.3	6.4	9.3	5.5	9.9	12.8	18.2	22.2	0
不明	0.1	0	0	1.7	0	0	0	0	0	0	0	0

家事使用人の回答による

ロ、「通勤家事使用人」をえらんだ理由
平均年令が42.7才で、既婚者が85%という

通勤家事使用人の多くは、生活のために家事使用人になったのであるが、「通勤」をえらんだ理由をみると、「子供がいるから」という者37%、「家を離れられないから」が33%となっており、家をあけることが出来ないために、「通勤」を選んだとする者が大部分(70%)である。そして家事使用人の種類からみると、「家政婦」より「パートタイマー」の方にその割合が高い。また「自由な時間があるから」という者が24%、「条件がいいから」が7%、「住み込みがなかったから」という者が5%

表 32. 家事使用人の種類別、通勤家事使用人をえらんだ理由別家事使用人数 (M. A.)

家事使用人の種類別	総数	家政婦	パートタイマー
理由別			
総数	100.0	100.0	100.0
家を離れられないから	32.8	29.9	63.8
子供がいるから	36.8	30.3	62.2
自由な時間があるから	24.0	26.0	18.4
住み込みがなかったから	5.4	6.7	2.4
条件がいいから	6.7	7.7	4.5
その他	15.4	18.4	8.2
不明	2.0	2.6	1.4

家事使用人の回答による

「通勤」をえらんだ理由をみると、「子供がいるから」という者が37%、「家を離れられないから」が33%となっており、家をあけることが出来ないために、「通勤」を選んだとする者が大部分(70%)である。そして家事使用人の種類からみると、「家政婦」より「パートタイマー」の方にその割合が高い。また「自由な時間があるから」という者が24%、「条件がいいから」が7%、「住み込みがなかったから」という者が5%

である。

15%をしめている「その他」の内訳は、「家政婦紹介所の指定」使用者の「希望」等と、家事使用人自身は「どちらでもよい」という態度のものが大多数で、他は「自由な時間があり、働きたい日に働ける」「年令的に他に就職するのはむずかしいから」等があげられている。また中には「他の会社に務めているが、経済的に苦しいので、務めが休みの日だけ働きに出ている」という者もいる。(表32)

(4) 採 用

イ. 雇用条件

使用者が職安や家政婦紹介所を通して、家事使用人を雇い入れようとする時、雇用条件を明示することになっているが(職安法第18条)その際しめた雇用条件について、使用者からその内容をさいてみると、「勤務時間」(80%)、「給料」(94%)、「食事」(81%)についてはほとんどのものが条件を明示しており、「交通費」「仕事の内容」を提示したものはやや少なく65%と59%となっている。^{注1)}「期間」「休日」について、はっきりしめているところは、それぞれ17%、12%とさらに少なく、「昇給」については僅か2%の家庭がしめているにすぎない。

注1) これは「期日」の意味で通勤家事使用人の場合は1週間とか10日とか短期間の契約と、期間をきめない契約とがあるのでその状況について調べたもの。

紹介機関別にとりきめた雇用条件の状況をみると、家政婦紹介所ととりきめた使用者では、「給料」94%、「食事」82%、「勤務時間」76%、「交通費」61%、「仕事の内容」56%となっており、

表 33. 紹介の種類別、紹介時に示した雇用条件項目別世帯数 (M・A・)

紹介の種類別	総 数	家政婦紹介所	職業安定所
雇用条件内容	%	%	%
総 数	100.0	100.0	100.0
勤 務 時 間	79.9	75.2	90.5
給 料	93.8	94.4	92.3
食 事	80.5	82.4	76.4
交 通 費	65.3	61.3	74.5
仕 事 の 内 容	59.1	55.7	66.8
期 間	17.3	14.2	24.5
休 日	11.9	8.8	19.1
昇 給	1.5	0.8	3.2
そ の 他	2.4	2.2	2.7
不 明	2.1	2.2	1.8

使用者の回答による

うか、使用者側からの回答によってみると、「とりかわした」者は27%、「とりかわさない」者が69%である。すなわち、雇用条件は双方がそれぞれの紹介機関を通じて、了解しているのみで、大部分の使用者は、使用人自身と直接に、あらためて確認し合い、契約を結ぶということはないとみられる。

「期間」「休日」「昇給」については、14%、9%、1%である。職安ととりきめた使用者では、「勤務時間」では91%と、家政婦紹介所より多く、「給料」「食事」については92%と少なく、「交通費」(75%)、「仕事の内容」(67%)、「期間」(25%)、「休日」(19%)などについては「家政婦」を雇う家庭より、はるかに割合が高くなっている。(表33)

ロ. 雇用契約

各紹介機関を通じて、家事使用人を雇い入れるにあたり、使用者が「家政婦」や「パート・タイマー」と直接契約をとりかわしたかど

27%の契約をとりかわした使用者について、契約の形式をきいてみると、「口答」が半数(全体の15%)、「書類で契約をした」が42%(全体の11%)となっている。

またその雇主の職業毎に契約の状況をみると、契約をした者の割合が高いのは「その他の勤人」で半数の47%にあたる。ついで「小売業」者 44%、「その他の自由業」で30%あり、他の職業では契約をとりかわした者は30%にみえない。また契約をとりかわした者のうち、医師と会社員では「書類」によるものが63%、49%と概して多いが、他の職業では半数以上が「口答」である。(表34)

表 34. 世帯主の職業別契約の有無別世帯

世帯主の職業別	契約の有無別	総 数	とりかわさない	と り か わ し た					その他	不 明
				計	口 答	書 類	その他	不 明		
総 数	%	100.0	69.1	(100.0)	(55.5)	(41.8)	(2.4)	(0.5)		
接 客 業	100.0	71.5	27.2	(100.0)	(60.0)	(40.0)	0	0	1.5	2.2
小 売 業	100.0	52.8	23.8	(100.0)	(62.5)	(25.0)	(12.5)	0	4.8	0
その他の自営業 ¹⁾	100.0	69.8	44.3	(100.0)	(55.9)	(44.2)	0	0	2.8	0
医 師	100.0	75.5	27.8	(100.0)	(37.5)	(62.5)	0	0	1.9	0.6
その他の自由業	100.0	70.0	17.8	(100.0)	(77.9)	(22.1)	0	0	4.1	2.2
会社役員等 ²⁾	100.0	67.9	30.0	(100.0)	(52.5)	(45.0)	0	(2.5)	0	0
会社員	100.0	68.4	29.2	(100.0)	(46.4)	(48.8)	(4.9)	0	0.7	2.2
公務員	100.0	83.0	26.0	(100.0)	(83.4)	(16.6)	0	0	1.3	1.1
教 員	100.0	69.6	17.1	(100.0)	(62.3)	(37.5)	0	0	0	0
高・中・小教員	100.0	63.5	24.2	(100.0)	(66.7)	(33.3)	0	0	0	6.1
大学教授等	100.0	72.8	27.3	(100.0)	(60.0)	(40.0)	0	0	0	9.1
その他の勤人	100.0	25.5	22.7	(100.0)	(55.6)	(44.4)	0	0	0	4.6
無 職	100.0	64.5	47.4	(100.0)	(56.6)	(44.4)	0	0	3.2	0.2
不 明	100.0	85.8	29.0	(100.0)	(9.5)	(9.5)	0	0	0	4.8

使用者の回答による (注) 1) 2) は表10参照

このとりかわした契約の内容についてみると、やはり「勤務時間」と「給料」についてが最も割合が高く、それぞれ85%、82%をしめており、ついで「食事」(75%)「仕事の内容」(62%)「交通費」(57%)「雇用期間」(33%)「休日」(26%)の順となっている。昇給については4%の世帯が契約をしている。

契約をとりかわした世帯主について職業別に契約内容をみると、「勤務時間」は、いづれの職業でも過半数の世帯が契約をしている。そのなかでも割合の高いのは、会社員で95%、他の職業でも58%である。しかしこの「勤務時間」において低い契約率である医師が、他の事項、つまり「給料」「食事」「交通費」「期間」等については、100%契約をしており、また「仕事の内容」「休日」「昇給」等についても、他の職業の世帯より割合が高い。契約率の概して低いのは、大学教授、接客業等

で、大学教授の世帯では、「勤務時間」については80%が契約しているが、「給料」「食事」「交通費」「仕事の内容」については40%、「期間」「休日」「昇給」等については、皆無である。また接客業においては、「食事」については80%であるが、他の「勤務時間」「給料」「交通費」が60%、「仕事の内容」は40%である。(表35)

表 35. 世帯主の職業別、契約の内容別世帯数
(契約をとりかわした世帯のみ)

(M. A.)

世帯主の職業別	契約内容別	総数	労働条件								その他の条件
			勤務時間	給料	食事	交通費	仕事の内容	期間	休日	昇給	その他
接客業	数	100.0	85.2	82.1	74.5	56.6	62.2	32.7	26.0	3.6	1.0
接客業	割合	100.0	60.0	60.0	80.0	60.0	40.0	0	20.0	20.0	0
小売業	数	100.0	68.8	75.0	87.5	37.5	68.8	25.0	31.3	0	0
小売業	割合	100.0	90.7	88.4	81.4	53.5	67.4	34.9	39.5	4.7	2.3
その他の自営業	数	100.0	57.5	100.0	100.0	100.0	87.5	100.0	50.0	25.0	12.5
その他の自営業	割合	100.0	88.9	88.9	77.8	77.8	66.7	44.4	22.2	0	0
会社役員等	数	100.0	85.0	77.5	65.0	52.5	60.0	45.0	22.5	2.5	2.5
会社役員等	割合	100.0	95.1	85.4	78.0	63.4	61.0	39.0	22.0	4.9	0
会社役員	数	100.0	66.7	83.3	83.3	66.7	66.7	46.7	33.3	0	0
会社役員	割合	100.0	75.0	62.5	50.0	50.0	50.0	12.5	0	0	0
教員	数	100.0	66.7	100.0	66.7	66.7	66.7	33.3	0	0	0
教員	割合	100.0	80.0	40.0	40.0	40.0	40.0	0	0	0	0
大学の教授等	数	100.0	66.7	66.7	66.7	55.6	66.7	11.1	22.2	0	0
大学の教授等	割合	100.0	77.8	88.9	44.4	55.6	33.3	0	22.2	0	0
その他の勤労者	数	100.0	100.0	100.0	50.0	0	0	0	0	0	0
その他の勤労者	割合	100.0	100.0	100.0	50.0	0	0	0	0	0	0

使用者の回答による (注) 1) 2) は表10参照

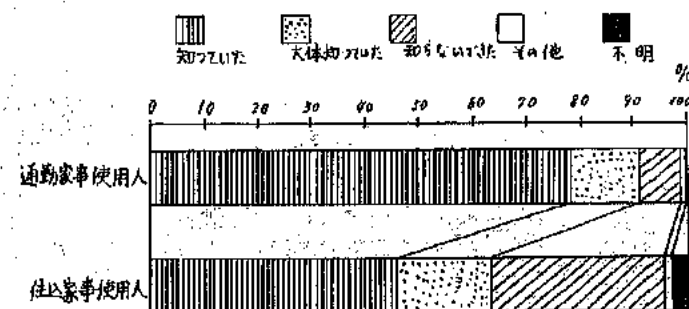
ハ. 雇用条件についての関心状況

前項において、使用者側の雇用の際の契約状況をみたのであるが、家事使用人が自身の雇用条件について、どの程度知っていたか、その関心状況をみると、雇用条件を「知っていた」と言う者が78%、「大体知っていた」14%で、ほとんどの者が知っていたとみることができる。しかしその反面、「全然知らないできた」者が7%いる。「住み込み」では調査対象者が、個人的な紹介等も含まれている関係もあるが、「知っていた」は46%、「大体知っていた」7%で、「知らないできた」は32%もあり、「通勤」の方が自分の雇用条件について知っている者がはるかに多い。

「家政婦」と「パートタイマー」を比べると、「家政婦」では「知っていた」76%、「大体知っていた」16%、「知らない」が7%である。「パートタイマー」では「知っていた」が81%、「大体知っていた」が9%、「知らない」が8%となっており、「家政婦」の方が多少の差はあれ、知っている者の割合が高い。(図12)

更に雇用条件を知っていた者について、その内容を家事使用人の回答からみると、主なものはやはり、「給料」「勤務時間」「食事」「仕事の内容」等である。主なもの「給料」76%、「食事」66%、「勤

図 12 通勤・住込別、雇用条件についての関心状況別家事使用人数



務時間」65%、「仕事の内容」64%、「交通費」52%であり、前項の使用の場合と同じ傾向であるが、いく分割合は低い。

家事使用人の種類別にみると、各項目とも「パートタイマー」の方が「家政婦」より、知っていた割合が高く、とくに「休日」「期間」「昇給」などについては、対照的に高くなっている。(表36)

表 36. 家事使用人の種類別、雇用条件についての関心状況別家事使用人数

(M. A.)

家事使用人の種類別		総数	家政婦	パートタイマー
関心状況別		数	数	数
知っている	総数	100.0	100.0	100.0
	計	77.6	76.1	81.2
	勤務時間	64.8	57.9	81.2
	給料	76.0	73.9	81.2
	食事	65.7	64.2	69.1
	交通費	51.9	47.2	63.3
	仕事の内容	63.6	61.1	70.0
	期間	19.4	14.6	30.9
	休日	14.3	8.7	27.5
	昇給	1.0	0.6	1.9
知らない	その他	0.1	0.2	0
	不明	2.1	2.4	1.4
	大体知っていた	13.8	16.0	8.7
	知らないできた	7.3	7.1	7.7
その他	その他	0.3	0	1.0
	不明	1.0	0.8	1.4

家事使用人の回答による

(5) 紹介機関

イ. 登録状況

先にものべたように、今回の調査は、丸家が家政婦紹介所又は職安に登録している通勤家事使用人に限ったため、紹介機関はこの2種類となるわけであるが、調査対象の数は、「家政婦」と「パートタイマー」では7:3の割合となっている。

家事使用人が現在属しているそれぞれの紹介機関に登録してから年数をみると、1～3年という者が一番多く、全体の3分の1余をしめている。ついで多いのが6カ月未満で21%あり、登録年数が3年未満の者が69%と大半をしめている。また3～5年のもの17%、5～10年のものは10%、10年以上登録している者は、わずかに0.4%である。すなわち、現在登録している特定の紹介機関には、長くても3年とは経っていないものが大部分である。

家事使用人の種類別では、「家政婦」も「パートタイマー」も、1～3年未満の者が1番多く、ついで6カ月未満の者となっているが、「パートタイマー」の方が6カ月未満の者の割合が高い。また「家政婦」の方が登録年数の長い者の割合が高く、10年以上の長い登録年数を有する「家政婦」もいる。つまり現在の紹介機関に登録している者は、「家政婦」の方が「パートタイマー」より長い傾向にあり、「パートタイマー」の方が初心者、

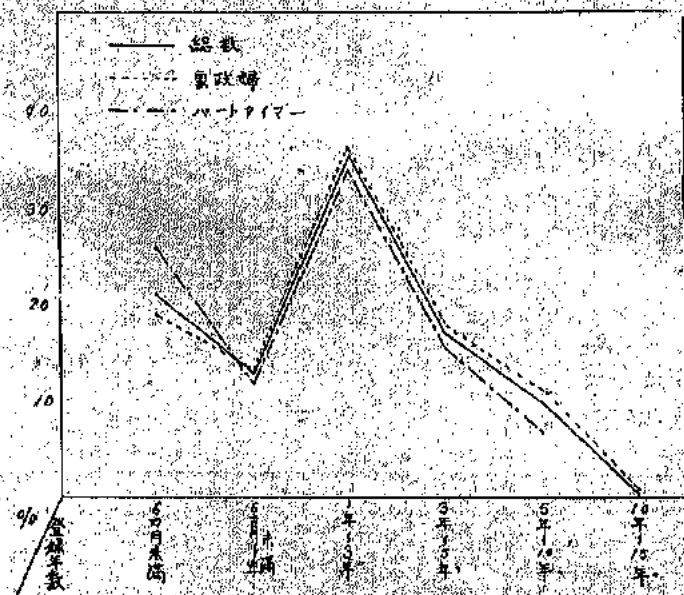
或は登録場所を転々と変える割合が比較的高いといえよう。(注)(表37、図13)

表 37. 登録年数別、家事使用人の種類別
家事使用人数

登録年数別	総数	6 カ 月 未 満	6 カ 月 ～ 1 年	1 年 ～ 3 年	3 年 ～ 5 年	5 年 ～ 10 年	10 年 ～ 15 年	15 年 以 上	不 明
家事使用人の種類別	数	数	数	数	数	数	数	数	数
総 数	100.0	20.7	12.7	35.4	16.9	9.8	0.4	—	3.9
家 政 婦	100.0	18.7	13.1	36.0	17.6	11.1	0.6	—	2.8
パ ー ト タ イ マ ー	100.0	25.6	11.6	33.8	15.4	6.8	—	—	6.8

家事使用人の回答による

図 13. 登録年数別、家事使用人の種類別家事使用人数



(注)「パートタイマー」に10年以上の登録者がいないのは、前にものべた通り、公共職業安定所で「パートタイマー」の紹介を始めたのが昭和27年であり、家政婦が有料職業紹介事業の対象となったのは、昭和26年である。従つて「パートタイマー」には10年以上の登録者はいない。

家事使用人がそれぞれの紹介機関を何によって知ったか、家事使用人の回答をまとめてみると、

「知人」という者が28%で約3分の1をしめている。ついで「その他」の21%、「近所の人」19%、「新聞広告」18%となっている。21%をしめる「その他」とは、「近くに家政婦紹介所や職安があるのを知っていた」という者、「姉や母等家族の者が教えた」という者、「町を歩いていてカンパンをみた」という者等であり、中でも「近所にあるのを知っていた」という者が多い。

「家政婦」、「パートタイマー」別にみても、どちらも「知人」による者が多くなっているが、「パートタイマー」では「近所の人」を通して知った者が多いのに対して、「家政婦」では、「新聞広告」による者が多い。

(表38)

以上のとおり現在登録している紹介機関は、「知人」とか「近所の人」「新聞広告」等で知ったのであるが、家政婦紹介所や職安を誘いだ理由をきいてみると、「家政婦」では「知人、親戚の者から紹介されたので」「自宅から近くて便利だから」「気楽に入れる」「寮の設備がある」等というものが多く、それぞれ20%、18%、8%、4%である。また「職安を知らなかった」(4%)「すぐに仕事をさがしてくれる」「早急に収入が得られる」「収入が多い」等という理由をあげているものもある。

一方職業安定所に登録している「パートタイマー」についてみると、「公共機関のため確実性がある」という者が圧倒的に多く、35%をしめている。その他「手続が簡単」「知人のすすめ」「手数料が安い」等をあげている。また「家政婦紹介所の存在を知らなかった」という者も2%いる。(表39)

表 39. 登録理由別、家事使用人の種類別家事使用人数

家 政 婦 (M.A.)		パ ー ト タ イ マ ー (M.A.)	
総 数	100.0%	総 数	100.0%
知人、親戚の人から聞いた	19.6	公共機関のため確実性がある	34.8
自宅から近くて便利だから	18.4	知人から聞いた	9.7
気楽に入れるから	7.5	手続が簡単だから	9.7
寮の設備がある	4.3	気楽だから	4.8
職安を知らなかった	3.6	手数料の関係で	3.9
家政婦紹介所の所長と懇話	3.2	自宅から近くて便利だから	3.9
すぐに仕事を探してくれる	2.6	仕事が早く欲しいため	3.4
収入が多い	2.4	仕事をよく世間してくる	3.4
紹介所がよいと思って	2.4	家政婦紹介所を知らなかった	1.9
職安に行きたいという者が多かった	2.2	条件がばつかりしている	1.0
その他	10.0	その他	13.7
別 に な し	5.7	別 に な し	1.0
不 明	19.4	不 明	11.6

家事使用人の回答による

ロ 家政婦紹介所

「パートタイマー」については使用者との雇用関係は一般労働者のそれと、対等の雇用契約という点ではほぼ同じものがみられるが「家政婦」については、たゞまゑは、「パートタイマー」と同様、使用者との対等の雇用契約にもとづく雇用関係にありながら、有料の紹介機関たる家政婦紹介所の斡旋によるため、「家政婦」は勿論、求人側たる使用者も手数料などを紹介所に支払う点、特殊な事情にあり、その組織について以下概略をのべてみよう。

元来求人者と求職者の間に立って職業のあっ旋を行う職業紹介は昭和22年職業安定法の施行に伴い、職業選択の自由、中間搾取の排除、均等待遇の趣旨にもとづき無料の政府事業となり、各地に存在する公共職業安定所を通して行われていることは周知の通りである。しかし専門的な職務内容と資格を有するものとか、従来からの雇用慣習を反映したものなど、現在の職業安定機関では満足に取扱うことが困難であったり、またその不足を補う目的で民間における職業紹介事業が限られた範囲で若干許可されている。この民間職業紹介事業には無料のものと、有料のものがあつた、無料のものは各種学校（タイピスト、洋裁等）、法人組織などが行う職業紹介で（職業安定法第33条）現在全国で40カ所（昭和36年6月末）を数える。

また有料の職業紹介事業（職業安定法第32条）には更に実費事業と営利事業があり、「特別の技術が必要とする」職業についてのみ許可を得て行うことができるものであつて、その指定された職業とは美術家、音楽家、演芸家、科学者等24職業（附録参照）に限定されている。

家政婦紹介所、又は看護婦・家政婦紹介所は戦前、古くから家政婦（派出婦）会又は看護婦会として存在していたものであるが、職業安定法の施行に当って労働供給事業の色彩がこく認可の対象からはづされていた。その後昭和23年看護婦紹介事業が、また昭和26年には家政婦紹介事業が、特別の技術が必要とする職業として許可されることになった。これには実費と営利の両方があるが、実費事業の方は主として法人の行うもので現在13カ所を数え、営利のもの841カ所（36年6月末）存在する。これらの紹介所に登録している家政婦の数は昭和36年6月末現在約38,000人にのぼっているが、その大半は東京、大阪など大都市に集中している。

許可された家政婦紹介所では、求人、求職者からそれぞれ申込みを受け、それにより雇用関係の成立をあっ旋するのであるが、その際求人者、求職者から「受付及び紹介手数料」を徴収することが出来る。しかしこの手数料については、職業安定法（第32条第6項、同法施行規則第24条、第12項、第13項及び別表2）で定められた適正な手数料以外、一切徴収することが出来ないことになっている。

すなわち、受付手数料とは「求人又は求職の申込みを受けた際に徴収するもので、1件につき50円以下（但し35年6月以降70円に改正）となっており、申込み受理が同1人で1カ月間に3件以上であっても、3件に相当する額以内であることになっている。

紹介手数料は、就職が決定し家政婦が就労してから、家政婦紹介所が徴収するもので、求職者か求人者又は双方から、規定の料金を徴収することになっている。これは「雇用期間が1カ月以内の場合は、その雇用期間中に支払われる賃金総額の100分の8以下（現在も同じ）。雇用期間が1カ月以上の場合は、1カ月に支払われる賃金総額の100分の10以下」と規定されている。現在、この紹介手数料は1部の紹介所では、求職者、求人者の双方から半々に徴収しているところもあるようであるが、

大多数の紹介所では業者間の協定により、求職者のみから徴収しており、調査結果をみても、紹介手数料は家政婦が支払っている。（注、以上の規定は営利職業紹介事業における徴収額である。）

a. 経 費

以上のようなわけで、「家政婦」は、登録している家政婦紹介所に「受付手数料」と「紹介手数料」を支払っているのであるが、実際にはどのような支払いをしているか、またこれらの手数料の他にどんな経費があるか、その実情を「家政婦」の回答からみると、手数料については全員が支払っているはずであるが、はっきり手数料を「支払った」と答えた者は家政婦全体の70%余りにしかあつたない。あとの30%は「先月全然働かなかつたため支払わない」と、「まとめて支払っているため、手数料がいくら判らない」と、さらに「何を払っているのか全然判らない」と等である。

受付手数料について「支払った」者は70%であるが、その内容をみると、規定通り「1回の申込みにつき50円」を支払っている者がほとんど全部である。そしてこの受付手数料については地域的な差はみられず、一律に50円である。この他に100円、85円という者が若干いるが、85円の中には連絡用の電報料が含まれているので、受付手数料がいくらなのか「不明」の者である。100円というのはおそらく前月2回の申込みをして100円を支払った者で、2回分のことと思われる。

紹介手数料を支払った者は72%でその支払い状況をみると、支払った金額が1日につき30円未満が24%、30～50円未満が45%と、ほとんどの者が50円未満である。50円～100円未満は1.8%、100円以上は0.6%であり、これら50円以上を支払っている者は、概して賃金が高いものといえよう。

更にこの支払った金額が、どのような計算で出されたかをみると、3分の1の「家政婦」は「不明」である。3分の2の「家政婦」が計算根拠についてのべているが、それによると、38%が日収の

表 40. 紹介手数料階層別東京都、その他の市別（金額別・種類別）家政婦数
（家政婦紹介所登録者のみについて）

都 市 別		総数	東京	札幌	横浜	川崎	静岡	名古屋	京都	大阪	神戸	福岡	岡山
紹介手数料階層別		総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数
支払った（月ごと）	小 計	71.9	62.8	96.0	56.5	80.0	100.0	64.9	83.3	69.7	91.1	0	83.3
	金額別												
	30 円 未 満	24.3	13.0	96.0	4.3	2.9	0	0	8.3	0	66.1	0	66.6
	30 ～ 50 "	45.2	48.9	0	52.2	71.4	80.0	59.6	58.8	66.7	23.2	0	16.7
	50 ～ 100 "	1.8	0	0	0	5.7	20.0	5.3	16.7	0	1.6	0	0
	100 円 以 上	0.6	0.9	0	0	0	0	0	0	3.0	0	0	0
	種類別												
	日収の 7 分	0.2	0.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日収の 8 分	37.7	45.0	66.0	43.6	31.4	80.0	33.6	25.0	19.4	8.4	0	38.6
	日収の 9 分	0.4	0.5	0	4.3	0	0	0	0	0	0	0	0
別	日収の 1 割	9.1	3.3	4.0	4.3	34.3	0	8.6	33.8	19.2	12.5	0	16.7
	日収の 2 割	0.2	0	0	0	0	0	1.8	0	0	0	0	0
	不 明	24.3	13.5	36.0	4.3	14.3	20.0	15.8	25.0	33.3	74.2	0	33.3
な し 又 は 不 明		28.1	37.2	4.0	43.5	20.0	0	35.1	16.7	30.3	8.9	100.0	16.7

家事使用人の回答による

8分を支払っている。これは営利職業紹介事業における、雇用期間が1カ月に満たない場合の、規定の最高徴収額である。この8分を下まわる者は東京にみられるが、それは日収の7分である。ついで日収の1割という者が9%いる。

これは雇用期間が1カ月以上の場合、1カ月の間に支払われる賃金総額の100分の10以下という規定からみて、雇用期間が1カ月以上の者であろう。日収の9分という者も少しいるが、これもやはり1カ月以上雇用されている者で、1割より下まわって支払っているものと思われる。以上ほとんどの者が規定通り、その規定の最高額を支払っているが、なかに日収の2割と規定より高い紹介手数料を支払っていると答えた者が、例外的にみられるがその内容ははっきりしない。(表40)

「家政婦」が家政婦紹介所に支払う経費は、受付手数料と紹介手数料のみであるが、家政婦紹介所によっては、そこに登録している家政婦で親睦会や互助会をつくったり、更に家政婦の全国的組織に加盟している者もあり、また国民健康保険組合(現在、家政婦、看護婦で組織されている国民健康保険組合は全国に4カ所ある)に加入している者もいて、家政婦によっては親睦会費や組合費、健康保険費等を毎月紹介所に納めている者もいる。これら諸経費の支払い状況については、親睦会費を支払

表 41 親睦会費の支払い状況別
家政婦数

総 数	100.0%	
	小	計
支 払 っ た	20	円 (14.8)
	50	" (29.7)
	80	" (3.7)
	100	" (29.7)
	120	" (1.8)
	150	" (5.6)
	180	" (1.8)
	200	" (3.7)
	300	" (3.7)
	400	" (1.8)
そ の 他	500	" (1.8)
	なし又は不明	89.2

家事使用人の回答による

等を支払っている者が、それぞれ僅かいる。

「家政婦」は手数料を、或る者は更に他の諸経費を、毎月紹介所に支払っているのであるが、前述にもあるとおり、「家政婦」の中には前月いくら支払ったかは判っていても、それがどんな種類の払いであるのか、全然知らぬという者が多いことは注目される。

b. 家政婦の段階

家政婦の賃金は、地域やその紹介所の所属している連合会の種類によって、協定料金が異なるが、大体日給でいくらかと定められ、全国的に標準賃金となっている。しかし「家政婦」の中には、何年も

「家政婦」として働き、経験年数が多い者もおれば、今日始めて「家政婦」として働く者もあり、またいろいろの家庭器具の操作や、調理等にたん能の者もあり、不得意の者もいて、その能力は千差万別である。従って一律の協定賃金では、能力のある「家政婦」の中には、不満の者も出て来る結果となる。

そこで紹介所で「家政婦」をあっ旋するときは、「家政婦」にいろいろの段階をつけて、使用者の要求に応じているようである。例えば経験年数が長く、いろいろ家事についての知識が豊かな者は、協定よりもいくらか高く、また一方経験年数が短かく、家事についての知識も技能も低い者は、協定より低い賃金であっ旋している。そしてこの様な段階をつけるのは、各紹介所の所長の一存でなされており、全国的に共通した「家政婦」の段階があるわけではないようである。

「家政婦の段階の有無」について、「家政婦」自身の答をみても、はっきり段階が「ない」と答えた者は、わずか3%で、58%の「家政婦」が「段階はあるようであるが、よく判らない」と答えており、この実情がうかがえよう。

そこで或る「家政婦」の全国組織では、病人の看護などを身につけた者の認定試験を、年に1~2回行ない、これに合格した者には認定書を出して、一種の資格をあたえているところもある。この試験の受験資格は、およそ1年、または少なくとも3カ月以上「家政婦」として働いた者で、所長の推薦によるものとなっている。資格を得た「家政婦」は、資格のない「家政婦」より経験、知識等が豊かであるとされ、協定賃金より高くあっ旋されているようである。がしかし無資格者であっても、有資格者と同じか、それよりも高い能力を持っていると所長が判断すれば、有資格者と同じく、一般より高い賃金にしているようである。

以上のように「家政婦」には、いろいろと段階があつて、賃金は違っているが、結局は家政婦の賃金は、紹介所の所長が、協定の線にもとづいてその家政婦の経験、能力等を考慮した上、賃金を定めており、使用者と「家政婦」がそれを了解すれば、それで賃金が決定されているようであり、「家政婦」の職能給といえるものは、現在のところははっきりしたものはないといえよう。

第2部 家事使用人の労働条件

第1章 就業状況

(1) 常用・臨時

通勤家事使用人は個人家庭に日々通い、多くの場合賃金が日給制であるという就業形態からみて勤務期間が住込に比べて不安定のように考えられるが、調査結果によると、全体の68%は期限を限らないで働いている、いわば常用的勤務である。(以下「常用」とよぶ)これに対して期間を区切って働く臨時的勤務の者(以下「臨時」とよぶ)は31%となっており、大部分は家事使用人として固定した勤務状況にいるものといえる。通勤状況をみると毎日通う者が全体の57%で最も多く、常用で62%、臨時で51%となっている。ついで多いのは週何日ときめて通うもので、常用で29%、臨時31%とほぼ同じ割合をしめし、そのうちでも週2日というものがそれぞれ12%と10%で比較的多くみられる形態である。その他常用では週3日(8%)、週1日(6%)などがあげられ、臨時でも同様に週1日(9%)、週3日(8%)となっている。

1日おきに通う者はそれぞれ6%と5%であり一般的な形ではないようである。その他月何日という形で通う者が若干あり、常用で1%たらず、臨時で4%、日数は常用では10日未満、臨時で10～15日が多くなっている。(表42)

表 42. 紹介の種類別、常用・臨時別世帯数

紹介の種類別 常用・臨時別	総 数	家政婦紹介所(家政婦)	職業安定所(パート)
総 数	100.0	100.0	100.0
期限をきめている(臨時的)	30.9	31.9	28.6
期限をきめていない(常用的)	67.7	66.1	71.4
そ の 他	1.1	1.6	0
不 明	0.3	0.4	0

使用者の回答による

週2日(12%)週1日(12%)なども比較的高い割合がある。これに反して「家政婦」は毎日通う者が殆んどで他は週2日(11%)がやや多い程度である。「家政婦」の場合は「パートタイマー」に比べて通勤日の異なる雇用先を何軒が組合わせることがむづかしいとか、家事使用人を専業として行っているため継続して働く者が多い、その他などが考えられよう。

一方期間をきめて臨時的に通う者では毎日通う者は「家政婦」で55%と常用(73%)に比べて割合が低く、週何日という形の者が24%と常用より割合が高くなっている。そのうち週1日が9%、2日3日を併せて21%をしめていて、病気とかその他の事故などで急に人手が足りなくなって「家政婦」

を短期間雇う場合が多いことが察せられる。

「パートタイマー」では臨時でも常用と殆ど変りはないが毎日通う者の割合がやや高くなっている。(表43)

(2) 稼働状況

また家事使用人の稼働状況をその回答によってみると、調査対象世帯へ毎日来ていると答えた者は59%、毎日来ないと答えた者が39%で、使用者の回答(夫々57%と41%)とほぼ同じである。毎日来る者のほとんど(95%)は1日中勤務しており、半日というものは2%たらず、時間ぎめの者は非常に少ない。(表44、45)

(注) 使用者の回答による割合と異なるのは、家事使用人の調査対象数が若干あるため使用者数より少なくなっていることによるものである。

毎日来ない者について、調査対象世帯に通わない日の状況をみると一番多いのは他の家へ家事使用人として通勤をする者で、57%をしめており、彼女達は当家をふくめて2～3軒の家庭に通勤していることになる。その内訳は、上記他家が1軒というのが21%で最も多く、ついで2軒というのが13%、3軒が8%、4軒以上7%の順になっている。更に週1日当家へ来る者については、他家4軒以上へ行くものが28%で最も多く、週2日の者はその25%、3日のものは40%が他家1軒へ通っている。

また毎日来ない者のうち他家へ家事使用人として行かないものの状況はかきとをせで家において家事に従事すると思われる者(36%)が大部分で、他は内職、他の職場で働く者がそれぞれ1%、学校、けいごなどに通う者があががづつとなっている。(表46)

表 43. 家事使用人の種類別、常用・臨時別、通勤日数別世帯数

家事使用人の種類別 常用臨時別	総 数	家政婦	パート タイマー
計	100.0	100.0	100.0
毎日来る	50.7	54.9	39.7
1日おきに来る	5.4	3.1	11.1
小 計	30.9	24.4	47.6
週 1 日	9.0	8.7	9.5
2 日	9.9	7.5	15.8
3 日	7.6	5.0	14.3
4 日	0.4	0.6	0
5 日	1.8	1.3	3.2
6 日	1.8	1.3	0.2
日 不	0.4	0	1.6
小 計	4.0	5.0	1.6
月 10 日 未 満	0.4	0.6	0
10 ～ 15 日	2.3	2.5	1.6
日 不	1.3	1.9	0
そ の 他	4.5	6.8	0
不 明	4.5	6.8	0
計	100.0	100.0	100.0
毎日来る	61.5	72.9	37.6
1日おきに来る	5.7	3.3	10.8
小 計	29.1	19.6	49.4
週 1 日	5.9	3.0	12.1
2 日	12.2	10.6	15.3
3 日	8.4	4.8	16.0
4 日	1.2	0.6	2.5
5 日	1.4	0.6	0.2
6 日	—	—	—
日 不	—	—	—
小 計	0.8	0.6	1.3
月 10 日 未 満	0.6	0.0	0.6
10 ～ 15 日	0.2	0	0.6
日 不	—	—	—
そ の 他	2.5	0.3	0.6
不 明	0.4	0.3	0.6

使用者の回答による

表 44. 就業状況別家事使用人数

総 数	毎日来る	毎日来ない	その他(不明)
100.0	58.6	39.4	1.9

家事使用人の回答による

表 45. 稼働状況別毎日来る家事使用人数

計	1日中	半日	時 間								その他	不明
			計	2~3時間	3~4時間	4~5時間	5~6時間	6~7時間	7~8時間	8時間以上		
100.0	94.9	1.5	1.0	0.2	0.2	0	0	0.2	0	0.2	0	2.4

家事使用人の回答による

表 46. 稼働状況別、勤務形態別家事使用人数 (毎日来ない家事使用人のみ)

稼働状況別 勤務形態別	稼働状況別	総 数	他 の 家 へ い く							家 に い る	内 し 職 を る	他 の 動 機 に よ る	学 校 へ い く	付 け こ く	そ の 他	不 明
			計	1軒	2軒	3軒	4軒以上	その他	不明							
計	計	100.0	56.9	21.0	12.7	7.6	6.9	7.6	1.1	36.2	1.1	1.1	0.7	0.7	1.4	1.8
日 計	日 計	100.0	42.4	27.3	9.1	0	3.0	3.0	0	51.5	0	0	0	3.0	0	3.0
小 計	小 計	100.0	60.5	21.1	14.3	9.0	7.2	7.6	1.3	32.3	1.3	1.3	0.9	0.4	1.3	1.9
1 日 計	1 日 計	100.0	64.0	16.0	20.0	0	28.0	0	0	24.0	0	4.0	4.0	0	4.0	0
2 日 計	2 日 計	100.0	60.0	25.0	20.0	6.0	2.5	7.5	0	32.5	2.5	2.5	0	0	2.5	0
3 日 計	3 日 計	100.0	52.5	40.0	7.5	0	0	2.5	2.5	45.0	0	0	0	2.5	0	0
4 日 計	4 日 計	100.0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0	0	0	0	0	0
5 日 計	5 日 計	100.0	28.6	14.3	14.3	0	0	0	0	57.1	0	14.3	0	0	0	0
6 日 計	6 日 計	100.0	7.7	7.7	0	0	0	0	0	69.2	0	0	0	0	7.7	15.4
不 明	不 明	100.0	76.3	16.1	16.1	19.4	8.6	14.0	2.2	18.3	2.2	0	1.1	0	0	2.2
小 計	小 計	100.0	50.0	16.7	0	0	16.7	16.7	0	50.0	0	0	0	0	0	0
1 月 計	1 月 計	100.0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0	0	0	0	0	0
1~5 日 以下	1~5 日 以下	100.0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0	0	0	0	0	0
5~10 日	5~10 日	100.0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0	0	0	0	0	0
10~20 日	10~20 日	100.0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0	0	0	0	0	0
20 日 以上	20 日 以上	100.0	75.0	25.0	0	0	25.0	25.0	0	25.0	0	0	0	0	0	0
不 明	不 明	100.0	33.3	3.3	0	0	8.3	16.7	0	58.3	0	0	0	0	8.3	0
小 計	小 計	100.0	40.0	10.0	0	0	10.0	20.0	0	50.0	0	0	0	0	10.0	0
必要 とき だけ	必要 とき だけ	100.0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0	0	0	0	0	0
雨天 の 際 は 休 み	雨天 の 際 は 休 み	100.0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0	0	0	0	0	0
不 明	不 明	100.0	50.0	0	0	30.0	0	0	0	50.0	0	0	0	0	0	0

家事使用人の回答による

(3) 通 勤 状 況

家事使用人の通勤にあたっては乗物を利用する者が大半で (66%)、徒歩で通う近距離の者は 34% にすぎない。

通勤に要する時間は15~30分の者が一番多く (41%)、ついで30分~1時間 (32%)、15分未満 (22%) の順になっていて、1人当たり平均通勤時間は29分となっている。

更にくわしくみると、徒歩で通っているもののうち15分未満の者、30分未満のもの各々ほぼ半々位

の割合であり、30分以上の距離から徒歩で通っているものは極く少ない。従って徒歩による平均通勤時間は19分となっている。

乗物を利用している者の46%は通勤時間に30分~1時間を要しており、15~30分の者40%を併せて大部分は1時間未満の距離から通勤している。そのうち徒歩の部分に要する時間は大部分が15分未満、乗物に要する時間15~30分の者39%、15分未満の者37%で大部分が30分以内であり、1人当たり平均通勤時間は

表 47. 通勤時間階層別、通勤状況別家事使用人数

通勤状況	通勤時間 平均 時間	総 数	15分 未満	15~ 30分	30分~ 1時間	1時間 以上	不 明
			%	%	%	%	
乗物利用	29	100.0	22.3	41.0	32.4	2.7	1.6
徒歩のみ	19	100.0	46.9	43.6	7.1	0.4	2.1
乗物利用者	34	100.0	9.3	39.8	45.7	3.9	1.3

家事使用人の回答による

徒歩、乗物併用で34分となっている。(表47)

乗物を利用して通勤している者の割合が最も高いのは横浜市で83%、ついで名古屋市77%、川崎市74%、札幌市72%となっており、東京都が64%を示しているのに比べて、これらの都市では通勤家事使用人はかなり遠方から通っていることを示している。

第 2 章 労働日数、勤務時間、休憩時間、休日

(1) 労働日数

労働日数については、調査月 (5月) の前月、1ヵ月間の状況を問うたのであるが、その間家事使用人として「働いた」と回答した者は全体の94%で、殆どが前月にひきつづき働いている。そのうち稼働日数が25~30日のものが37%をしめて最も多く、ついで20~25日が27%と、働いた者の6割強は20日以上30日未満働いている、従って働いた者の1ヵ月1人当たり平均労働日数は22日となっている。

これを「家政婦」と「パートタイマー」別に調べてみると働いた者の割合は「家政婦」に多く、全体の95%であるのに対して、「パートタイマー」は90%、働いていなかったか又は不明の者が10%いる。日数については25~30日働いている者の割合は「家政婦」が41%であるのに対して「パートタイマー」では27%弱、20~25日では「家政婦」が26%、「パートタイマー」27%強となっている。また10~15日は「家政婦」7%であるのに対して「パートタイマー」14%とほぼ倍の割合をしめている。すなわち、「家政婦」の方が「パートタイマー」より家事使用人として働いている日数が多い傾向にあり、1人当たり平均労働日数も22日で「パートタイマー」19日より3日長くなっている。(表48)

表 48. 家事使用人の種類別、1ヵ月の労働日数別家事使用人数及び平均労働日数

家事使用人の 種類別	労働日数別 総 数	働 い た										又 は 不 明	平 均 労働 日数
		計	5 日 未 満	5 日 ~ 10 日	10 ~ 15 日	15 ~ 20 日	20 ~ 25 日	25 ~ 30 日	30 日 以 上				
総 数	100.0 98.7 (100.0)	3.2	5.2	9.3	9.4	26.6	37.1	8.8	3.3	4.3	22		
家 政 婦	100.0 96.0 (100.0)	1.7	4.5	7.4	9.8	26.3	41.2	5.2	3.0	4.4	22		
パートタイマー	100.0 89.9 (100.0)	7.0	7.0	14.0	8.6	27.4	26.9	4.6	4.3	10.1	19		

家事使用人の回答による

通勤家事使用人の労働日数を一般女子労働者の月間出勤日数と比べてみると、雇用労働者の方が日数が多い。調査月の前月、昭和35年4月における規模30人以上の事業場における女子労働者の全産業平均月間出勤日数は24.9日、同製造業25.0日であり、また同年7月における規模1～4人事業場における全産業女子労働者平均は27.3日、同製造業25.7日であり何れも通勤家事使用人より3～5日前後多くなっている。(表49)

② 休業状況

前述のように月間の労働日数が少ないことはそれだけ休日乃至は休業日が多いわけであるが、通勤家事使用人の休業状況については、雇用先が個人の家庭なので一般労働者のように、一定の事業所で、一定の仕事をし、定められた休日に休むという場合とはちがった事情にある。使用者

表 50. 家事使用人の種類別、休業日数階層別
家事使用人数

休業日数別	総数	家政婦		パートタイマー	
		数	%	数	%
総数		100.0	100.0	100.0	100.0
なし		10.7	10.7	4.0	26.6
あ	計	87.3	87.3	95.4	68.1
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
1～3		5.4	5.4	5.0	5.0
3～5		10.8	10.8	12.1	12.1
5～10		17.8	17.8	18.3	18.3
10～15		23.5	23.5	24.4	24.4
15～20		11.9	11.9	11.9	11.9
20～25		6.8	6.8	6.7	6.7
25日以上		5.4	5.4	4.7	4.7
不明		4.1	4.1	4.0	4.0
不明		12.7	12.7	10.4	10.4
不明		2.0	2.0	0.6	0.6

家事使用人の回答による

で、一定の仕事をし、定められた休日に休むという場合とはちがった事情にある。使用者家庭のいろいろな事情で家事使用人に就業を断る場合や、家事使用人自身の都合で就業できなくなる場合もあり、また仕事が多かったり、休日を含めて休業することがかなり多くみられる。調査月の前月1ヵ月間に休業した日があった者(以下「休業した」とよぶ)は家事使用人の87%で、そのうち24%は5～10日休業したと答えており、このケースが最も多いが、ついで3～5日の18%、10～15日の12%、1～3日の11%の順になっている。月の半分以上休業している者は18%あり(全体の16%)1日も休業しなかった者(以下「休業しなかった」とよぶ)乃至は1日未満休業した者はこれまた15%いる。

家事使用人の種類によってみると「パートタイマー」の方が休業日数の多い者の割合が高いようで、10日以上休業した者が「休業した」と答えた者の31%をしめている。「家政婦」は29%。併し「休業しなかった」者は全体の27%にもおぼり、「家政婦」の4%の6倍強に達している一方、休業したかどうかははっきりしていない者が全体の14%いる。「家政婦」は10%。これは前述の労働日数が少ないこととあわせてやや不安定な就業状況にあるものといえるのである。(表50)

現在の使用者との間にあらかじめ取りきめてあった休業のほかに、家事使用人の都合で急に来られなくなる不時の休業については、家事使用人の過半数(60%)の者が今までに「そういうことがなかった」と答えているが、40%の者は不時の休業経験者であり、その際、代りの人を使用者宅に向ける

表 49. 女子労働者の出勤日数

通勤家事使用人	全産業女子 ¹⁾		全産業女子 ²⁾	
	計	製造業	計	製造業
日	日	日	日	日
22	24.9	25.0	27.3	25.7

1) 昭和35年4月現在規模30人以上事業場における女子労働者一毎月勤労調査
2) 昭和35年7月現在、規模1～4人事業場における女子労働者一労基特別調査

ということとは1%足りずで極く少ない。

急に来られなくなった場合、91%の者は何らかの方法で使用者宅へその旨を知らせており、全然知らせなかつた者は5%ある。知らせる方法は電話によるものが最も多く(68%)、自分できて伝える者12%、伝言する3%などである。不時の休業の頻度がどの程度のものであるかはわからないが、10人のうち4人は家事使用人の都合で急に来られなくなることがあったという点はいろいろの問題がある。

家事使用人の種類別によってみると、「パートタイマー」の方が「家政婦」より不時の休業をした割合が高く、半数以上(52%)が該当しており(「家政婦」では35%)。そのうち、使用者宅へ知らせた者は87%(「家政婦」は94%)、全然知らせなかつた者は9%(「家政婦」は2%)いる。従ってこの限りではどちらかというと「パートタイマー」の方が「家政婦」よりその就労期待度ともいえるものが不安定であるということができよう。

また家事使用人の不時の休業状況を使用者側の回答によってみると、現在通ってきている家事使用人には「そういうことがなかった」と答えている者は55%、あったとする者44%で、傾向としては家事使用人の回答と同じであるが、あったという割合が家事使用人の回答40%より多くなっている。本人が急に来られなくなった場合、「本人が連絡してくる」と答えた者は68%で、家事使用人がその回答で電話や自身で伝えたと答えた割合79%よりはるかに低い。その他「家政婦紹介所に連絡する」13%、「連絡しないでそのままにしておく」11%などが

またもので、「本人に直接連絡する」場合は6%で少なく、「暇安に連絡する」家庭は殆どない。(表51)

何れにしても住み込みの場合とちがって通勤では就業状況は使用者、使用人ともかなり不安定なものといえることができる。

(3) 勤務時間(拘束時間)

4. 労働時間

家事使用人の労働時間は使用者側の回答によると、1日8～10時間というものが最も多く使用者全体の34%をしめ、ついで10～12時間及び12～14時間がそれぞれ29%で、8時間未満(3%)、14時間以上(2%)というものは極く少ない。従ってほとんど(92%)の家庭では1日8時間から14時間までを労働時間としている。

これを家事使用人側からの調査日前日における労働時間についての回答によってみると、使用者側のいう時間より長い傾向があり、最も割合の高い時間階層は10～12時間と12～14時間でそれぞれ28%強、8～10時間未満が28%弱となっている。6～8時間と14～16時間未満というものがそれ

表 51. 家事使用人の不時の休業の有無別及び
処理別世帯数

総数	なし	あり				不明			
		本人に連絡する	本人に直接連絡する	家政婦紹介所に連絡する	連絡しないでそのままにしておく	その他	不明	その他	不明
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
100.0	54.9	44.0	29.6	2.5	0.1	5.7	4.7	1.8	0.3

使用者の回答による

それ3%あるが、16時間以上と答えた者も僅かではあるが1%みられ、使用者側の回答とは若干違い

表 52. 労働時間階層別家事使用人数及び平均労働時間

総 数	2時 間未 満	2 時 間	4 時 間	6 時 間	8 時 間	10 時 間	12 時 間	14 時 間	16時 間以 上	不 明	平均 労働 時間
100.0	—	0.4	1.4	3.4	27.9	28.4	28.4	3.1	1.1	5.7	10時間 20分

家事使用人の回答による

これを住み込み家事使用人の平均労働時間1日15時間と比べてみると、通勤の方が約5時間短くなっている。住み込みの方は朝起きると同時に働き出すことが多いので長くなるわけであるが、さら

表 53. 通勤家事使用人、全産業女子労働者1人1日平均労働時間

通勤家事 使用人	全産業女子労働者
時間 10.20	時間 8.0
規模30人以上	規模1~4人
8.0	8.8

注1)、2) 表9参照

に一般女子労働者の労働時間と比べてみると、昭和35年4月現在規模30人以上事業場の全産業女子労働者1人1日平均労働時間は8.0時間、同7月における規模1~4人の全産業女子平均労働時間は8.8時間となっていて、休憩時間の1時間を足しても通勤家事使用人より1時間前後短くなっている。(表53)

家事使用人の労働時間の状況を使用者世帯主の職業との関連でみると、10時間未満としている世帯の割合が高いのは「無職」(61%)、「大学教授」(55%)、「公務員」(54%)、「会社役員等」(45%) などである。

逆に10時間以上の労働時間の割合が高いのは「高、中、小教員」(91%)、「その他の自営業」(74%)、「会社員」(61%)、「医師」(58%)、「接客業」(57%)などで、ことに14時間以上16時間未満の世帯は「小売業」、「その他の自営業」などにみられる。(表54)

表 54. 世帯主の職業別、家事使用人の労働時間階層別世帯数

世帯主の職業別	総 数	接 客 業	小 売 業	自 営 の 業	医 師	自 由 の 業	会 社 役 員 等	会 社 員	公 務 員	教 員	高 小 教 員	大 教 授 等	其 他 の 勤 務	無 職	不 明
家事使用人の 労働時間	数	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2時 間未 満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2~4時 間未 満	0.7	0	0	0.6	2.2	0	1.5	0	0	0	0	0	0	3.2	0
4~6 時	1.0	0	0	0.6	2.2	0	0	1.9	5.7	0	0	0	0	0	0
6~8 時	3.1	4.8	0	0.6	2.2	10.0	5.8	3.8	0	3.0	0	4.5	5.3	0	0
8~10 時	34.2	38.1	41.7	21.9	83.3	33.3	37.9	32.8	48.5	36.4	9.1	50.1	36.8	58.1	33.3
10~12 時	28.7	33.3	11.1	31.6	37.9	26.7	24.1	30.4	28.6	39.4	54.5	31.8	26.3	22.6	28.6
12~14 時	28.7	23.8	33.3	39.6	20.0	30.0	28.5	28.5	14.3	21.2	36.4	18.6	25.3	16.1	28.8
14~16 時	1.7	0	8.3	3.2	0	0	0	1.3	2.9	0	0	0	0	0	4.8
16時 間以 上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 明	1.9	0	5.6	1.9	2.2	0	2.2	1.3	0	0	0	0	5.3	0	9.5

使用者の回答による

ロ. 超過勤務時間

調査対象家庭の33%は、「きめた時間より長く働いてもらうことがある」と回答しており、世帯主の職種からいうと、「公務員」(46%)、「高、中、小教員」(46%)、「無職」(45%)、「会社役員等」(39%)などがこのような超過勤務をさせる割合が高くなっている。今までに超過勤務をさせていない家庭は調査対象の65%で大部分はきめた時間に帰しており、なかでも「小売業」(83%)、「接客業」(76%)、「医師」(71%)、「その他の自営業」(70%)、「会社員」(65%)などでは超過勤務をさせたことがない割合が高い。

超過勤務をさせたことがある家庭の61%はその分について規定の賃金に加えて余分に、主として現金で支払っている。その場合延長1時間についていくらかという方法と、1回についていくらかというものがほぼ半々で、1時間については50~100円というケースが最も多く、平均額は1時間につき70円となっている。また1回超過した場合には100~150円のところが最も多く、その他200円、400円、

表 55. 世帯主の職業別家事使用人の超過勤務状況別世帯数

世帯主の職業別	総 数	接 客 業	小 売 業	自 営 の 業	医 師	自 由 の 業	会 社 役 員 等	会 社 員	公 務 員	教 員	高 小 教 員	大 教 授 等	其 他 の 勤 務	無 職	不 明
家事使用人の 超過勤務状況別	数	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
計	32.9	23.8	13.9	26.5	26.6	33.3	38.7	33.5	45.8	39.4	45.5	36.9	36.9	45.1	38.1
あ 支払った	60.8	14.3	8.3	12.9	17.7	16.7	25.5	18.4	28.6	30.3	27.3	31.8	21.1	29.0	38.1
現金	45.1	9.5	2.8	9.0	0	10.0	18.2	14.6	22.9	27.3	27.3	27.3	15.8	25.8	19.0
品物	19.0	9.5	8.3	4.5	6.7	3.3	8.8	4.4	11.4	6.1	0	9.1	10.5	0	9.5
その他	8.0	0	0	1.3	2.2	3.3	4.4	0.6	2.9	3.0	0	4.5	10.5	3.2	14.8
不明	1.3	0	0	1.3	0	0	0.7	0	0	0	0	0	0	0	0
い 支払わない	31.2	9.5	5.6	11.0	6.7	13.3	9.5	12.0	14.3	9.1	18.2	4.5	6.9	16.1	0
その他	6.8	0	0	1.9	2.2	3.3	3.6	2.5	0	0	0	0	10.5	0	0
不明	1.3	0	0	0.6	0	0	0	0.6	2.9	0	0	0	0	0	0
なし	64.6	76.2	83.3	70.3	71.2	60.0	60.6	64.6	51.3	57.6	54.5	59.2	57.8	54.9	52.4
不明	2.5	0	2.8	3.2	2.2	6.7	0.7	1.9	2.9	3.0	0	4.5	5.3	0	9.5

1) 内訳の各項目に2つ以上回答しているものもあるのでそれぞれの合計は小計と一致しない。

使用者の回答による

600円など仕事の多寡、難易に応じて支払っているようであるが、平均支払額は185円となっている。その他何回か続いた時にまとめて支払っている家庭も見受けられる。

また超過勤務手当に代るものとして品物で支払っているところは約4割あり、家にある家庭用品、食料品、衣料、化粧品などが目立っている。そのほか1日有給休暇を与えたり、夕食を出したりするところもある。

また全然支払わない家庭も31%あるが、このなかには、超過勤務した場合は他の日に勤務時間を短かくすることなどで相殺させているところもある。支払っていない家庭は世帯主の職業からみると

「高、中、小教員」(18%)、「無職」(16%)、「公務員」(14%)、「会社員」(12%)などに比較的多く見受けられる。すなわち、大まかにいって、勤人の家庭では比較的超過勤務する場合が多く、自営業ではそのようなことが少ないといえることができる。(表55)

ハ、深夜業

また深夜にわたるまで働き、泊らせるようなことがあるかどうかという問いに対して66%の家庭では「なかった」と回答しており、「ある」と答えたところは1割足らずの9%である。その9%の家庭についてみると、深夜業に対して報しゅうを与えているところが過半数(56%)、支払わないところが33%となっていて、支払っているところでは現金が大部分である。

表 56. 家事使用人の深夜業状況別世帯数

種 数	100.0%
計	8.8 (100.0)
あ	56.3
支 小 計	39.0
払 現 金	14.0
っ 品 物	4.7
た そ の 他	3.1
り 支 払 っ た	32.8
支 払 っ た	3.1
不 明	7.8
な し	65.8
不 明	25.4

1) 各項目に2つ以上回答しているものがあるので、それぞれの合計は小計と一致しない。
使用者の回答による

注1) 労働基準法に基づく休憩時間のように何時何分までといったはっきりしたものはないので、大体その位という風のものが多いのではないかと察せられる。

注1) 労働基準法第34条——使用者は、労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には、少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

これを住込家事使用人の場合と比べてみると、住み込みでは休憩時間を与えていない家庭が全体の77%あり、この点では「通勤」の方が家事使用人を職業人として扱っている度合いが強いようである。休憩時間数については住み込みも「通勤」とほぼ同様で1時間～1時間30分という家庭が比較的多い。

休息する場所は茶の間が約半数で最も多く、ついで女中部屋、家族の居間の順になっている。(表57)

(4) 休 日

常用的に通勤家事使用人を雇っている家庭の半数は休日を与えていると答えており、与えていない家庭は38%となっているが、通勤家事使用人の場合は使用者、使用人双方の都合で休日を通直とっていることが予想される。休日を与えている家庭は「医師」(71%)、「その他の自営業」(67%)、「接客業」

(59%)、「会社役員等」(55%)などに多いが、概して教員、なかでも「大学教授等」(21%)、「その他の勤人」(33%)、「小売業」(41%)、「無職」(41%)などは少ない方である。(表58)

休日を与えている家庭の半数以上は月何回と予めきめて制度化しているが、なかでも週1日というのが最も多く、この種の家庭の61%をしめ、月何回ときめているのは28%、月2回乃至は1回というのが比較的多い。

休日を与えてはいるが計画的にはきめていない家庭は40%、その内訳は「家事使用人の都合のよいとき」に与えるところがその63%で、大部分このような形をとっており、使用者の都合がよいときを休日にするというのは比較的少ない。(表59)

また休日における給料の支払い状況については、殆どの家庭(86%)は支払っていない。支払っているところは8%にすぎず、その場合は全額というところが大部分である。

休日の給料支払い状況は休日を制度化している家庭より、きめていないところの方がやや支払う割合が多く、9%の家庭で支給している。(表60)

住込家事使用人の場合は、90%の家庭で休日を与えており、66%が制度化していて、そのうち月2回乃至1回が多いという状況で「通勤」が休業日を月7日前後とっているのは就労条件のちがいはあるが大きなちがいはいなければならない。

また「住み込み」では家庭が多かれ少なかれ家事使用人の休日の過ごし方について気をつけていて、外出、外泊などについてはとくに注意している傾向がみられるが、「通勤」については全く自由であり、一般雇用労働者と異なる。

表 57. 家事使用人の休憩時間の有無別、階層別世帯数

種 数	100.0%
計	31.1 (100.0)
あ	0.9
10～15分 未 満	0.9
15～20 "	3.6
20～30 "	18.8
30～45 "	6.0
45分～1時間 "	12.4
1～1時間30分 未満	12.9
1時間30分～2時間 "	8.9
2 時 間 以 上	3.6
不 明	55.2
そ の 他	12.6
不 明	1.1

使用者の回答による

表 58. 世帯主の職業別、家事使用人の休日の有無別世帯数

休日の有無別		総 数	あり	なし	その他	不明
世帯主の職業別		%				
総 数		100.0	52.2	37.5	2.3	8.0
接客業		100.0	58.8	41.2	0	0
小売業		100.0	40.0	50.0	0	10.0
その他の自営業		100.0	67.4	25.2	3.7	3.7
医師		100.0	70.9	19.4	6.5	3.2
その他の自由業		100.0	52.4	47.6	0	0
会社役員等		100.0	54.6	34.3	2.0	9.1
会社社員		100.0	46.8	40.0	0	13.2
公務員		100.0	45.2	42.0	0.8	7.7
教 員		100.0	23.8	61.9	4.8	9.5
高、中、小教員		100.0	26.9	71.4	0	0
大学教授等		100.0	21.4	57.2	7.1	14.3
その他の勤人		100.0	33.3	39.3	14.3	22.0
無 職		100.0	40.7	55.6	0	3.7
不 明		100.0	20.0	60.0	0	20.0

使用者の回答による

(5) 家事労働の内容

通勤家事使用人の家事労働内容を、調査日前日(前日の休業の場合は調査日に最も近い就労日)における状況からまとめてみると、先づ「掃除」で家事使用人の91%(住み込み92%)が行なっている

表 59. 家事使用人の休日日数別世帯数

総 数	き め て い る							き め て い な い						不 明	
	計	週 1 日	月 () 回				そ の 他	不 明	計	こ こ ち ら の の	家 庭 使 用 人 の と き	の 都 合 の よ い と き	そ の 他		不 明
			小 計	1 回	2 回	3 回									
100.0	54.1 (100.0)	32.9 (60.8)	12.5 (23.1)	3.9 (7.0)	5.9 (10.9)	2.7 (5.0)	7.5 (13.9)	1.2 (2.2)	39.6 (100.0)	7.8 (19.7)	24.7 (62.4)	5.5 (13.9)	1.6 (4.0)	6.3	

使用者の回答による

表 60. 家事使用人の休日日数別、休日の給料の支払いの有無別休日有りの世帯数

[illegible]

使用者の回答による

る。このなかには庭や洗面所、風呂場など、家の内外の掃除がよくまれている。ついで「洗濯」が87%（同81%）、「片づけ」——このなかには、食事の後片づけから、家事の整頓、虫ほし、衣料寝具の

表 61. 通勤・住込別，作業内容
項目別家事使用人数

		通勤・通学 使用人	住居 使用人
		%	%
総食料洗濯雑貨風呂 アイ子をと不	標準 事 呂 た ン の	100.0	100.0
		85.4	97.1
		87.2	94.5
		87.4	81.4
		91.4	92.3
		24.7	32.7
		50.2	57.5
		13.0	39.2
		44.1	29.3
		14.7	15.9
		44.4	39.2
		3.4	1.0

家事使用人の回答による

事の内容においては通勤家事使用人の方が集中的、専門的な傾向があるようである。例えば洗濯とか

アイロンがけなどを行う割合は通勤の方が住み込みより高く、風呂たきなどはずっと少なくなっている。また日常のきまった家事労働以外の家庭内の用事を行なう「その他」の割合が高いことなども家事を職業としている者として扱っていることが察せられる。(表61)

第3章 家事使用人の給与

(1) 給与形態

通勤家事使用人は、１家庭に固定している住込家事使用人とちがって就労形態がかなり自由な、また一面不安定なものがあるので、その給与形態も時間給、日給、週給、月給といろいろであるが、使用者の回答によってみると、日給の形をとる家庭が98％で圧倒的に多い。その他の形態はそれぞれ1％たちずとなっている。

(2) きまって支給する給与

イ、現金給与

日給では300～350円というところが最も多く33%をしめ、ついで350～400円が31%、400～450円が22%で、これらが全体の87%をしめており、従って平均日給額は365円となっている。これを「家政婦」「パートタイマー」別にみると「家政婦」を使用しているところでは300～350円の層が全体の46%をしめ最も多く、ついで350～400円が34%、平均日給額は342円となっているのに対して、「パートタイマー」を使用している家庭では400～450円の層が63%をしめ、ついで350～400円が23%、平均日給額は415円と「パートタイマー」の方が高くなっている。

しかし「パートタイマー」については家事使用人自身の回答によってみると、やや低く300～350円の層が55%、350～400円が19%、250～300円が15%となっていて、使用者の回答より100円前後低いということになる。（但し調査月の昭和35年5月以後家政婦紹介所では全国一斉に日給額の上げが行なわれたようで、現在では500円前後になっているものと思われる。また「パートタイマー」についても現在最低450～500円程度になっている模様である。）

また件数は少ないが（全体の0.6%）、時間給に階層がもうひとつ50～100円のものが最も割合が高く、平均時間給与額は65円となっている。短時間で集中的に家事労働をするということが使用者側にも使用人側にも比較的なじまれていること、また、時間単位の給与額が低いので短時間働いたのでは大した額にならない等その他の理由でこの調査に関する限り時間給制度はまだ通勤家事使用人に限っては非常に少ないといわなければならない。

表 62 家事使用人の種類別、給与の形態別
世帯数及び平均額給与額

家事使用人の種類		総 数	家 政 婦	パ ー ト タイマー
給与の形態別				
総 数		100.0	100.0	100.0
時 間 給	計	0.6	0.6	0.5
給 平 均 額		65 円	50 円	75 円
日 給	計	97.8	97.4	98.5
給 平 均 額		365 円	342 円	415 円
週 給	計	0.7	0.8	0.5
給 平 均 額		2,475 円	2,133 円	3,500 円
月 給	計	0.9	1.2	0.5
給 平 均 額		8,333 円	6,750 円	9,500 円

使用者の回答による

表 63 家事使用人の給与形態別及び給与階層別世帯数

給 付		総 数	%	給 付		総 数	%
時 間 給		40 円 未 満	0.6	週 給		500 円 未 満	0.1
		40 ~ 50	0.1			500 ~ 1,000	0.1
		50 ~ 100	1.4			1,000 ~ 2,000	0.1
		100 円 以 上	0.1			2,000 ~ 3,000	0.1
		不 明	0.1			3,000 ~ 4,000	0.4
						4,000 円 以 上	0.1
						不 明	0.1
日 給		100 円 未 満	0.1	月 給		6,000 円 未 満	0.1
		100 ~ 150	0.1			6,000 ~ 7,000	0.3
		150 ~ 200	0.1			7,000 ~ 8,000	0.1
		200 ~ 250	1.2			8,000 ~ 9,000	0.1
		250 ~ 300	6.9			9,000 ~ 10,000	0.1
		300 ~ 350	32.9			10,000 ~ 11,000	0.1
		350 ~ 400	30.6			11,000 円 以 上	0.1
		400 ~ 450	21.6			不 明	0.1
		450 ~ 500	2.2				
		500 円 以 上	1.4				
		不 明	0.7				

使用者の回答による

月給にしてもそれぞれの件数が少なく、比較することは妥当でない。(表64)

以上によって通勤家事使用人の1ヵ月における現金給与額を日給によって推定してみると、平均労

働給及び月給も数が少なく、それぞれ0.7%、0.9%をしめるにすぎないが、週給では3,000~4,000円の層が最も多く、平均週給額は2475円となっている。月給では6,000~7,000円の層と10,000~11,000円の層が多く、平均月給額は8,333円となっている。(表62、63)

なお上記の状況を家事使用人自身の回答によってまとめてみると、やはり日給のものが全体の97%をしめ、時間給、月給はそれぞれ1%で使用者の回答と同じ傾向をしめている。平均額は日給で365円、時間給で73円、月給で6,500円となっていて、日給額は使用者の回答と殆んど変りはないが、時間給では高く、月給では低くなっている。

都市別の給与額について調べてみると、日給平均額は東京都が370円で、その他の市平均357円より高くなっているが、最も平均額の高いのは全都市を通じて大阪府の450円、ついで川崎市の384円、名古屋市378円、京都市375円の順に低くなり、最も低いのは岡山市の275円である。

「家政婦」と「パートタイマー」を都市別にみると、「家政婦」では東京都の323円に比べてその他の市は357円が高く、大阪府の450円を筆頭に、岡山市の275円を除外してすべて東京都より高くなっている。

時間給については東京都のみで、他市にはみられず、週給、

働日数を22日として、1ヵ月30円を得ていることになる。

本調査の通勤家事使用人の給与は、家政婦紹介所又は職業安定所を仲介として雇用されている性質上、それらの機関、とくに家政婦紹介所ではすでに規定の賃金などが定まっているため、年令、学歴、経験、その他による個人差というものあまり見受けられない。

しかし経験年数と給与については若干の相関関係があるようで、大多数の給与形態である日給についてみると、400~450円の層を得ている者の割合は経験年数3年未満までは比較的低い3年以上になると年数が多くなるにつれて、割合が高くなり、経験年数8年前後ではほぼ半数近くがこの賃金を得ている。

この傾向はとくに「家政婦」に強くみられる。尤も経験年数1年前後でも500円以上を得ている者もみられるが、全体的には経験年数がかなり考慮に入れられているようである。それは前述で明らかにように家政婦紹介所によっては、家政婦としての技能評価を行ない、段階をつけて待遇もそれに応じて行っているところがあることからもうかがえる。(表65)

この点住込家事使用人が、経験年数に応じて給与額が高くなる傾向はありながら、一面10年以上の経験者でも低い給与を得ている者が相当あるなどあまりはっきりとした相関関係はないのと比べて「通勤」ではかなり強い関連をみることができる。

ロ 交 通 費

さきに通勤家事使用人の66%が乗物を利用している状況をのべたが(第1章(3)、調査家庭の61%が交通費を支給している。その大部分(87%)は1日何円ときめて支払っており、1割足らずが月にいくらときめて支払っている。1週間にまとめて支払っている家庭や、実費支給、給料の中に含めているところが若干あり、その他回数券で支給するところ、雨天の場合だけ支給するという家庭が極く僅かみられる。

1日いくらときめている家庭では100~200円というのが3割強で一番多く、ついで50~100円、が多く50円未満、200円以上というのはいくつか少ない。従って1日の平均交通費支給額は114円となっている。つまり全世帯の半数以上の家庭では1日平均114円の交通費を家事使用人に支給していることになる。

月ぎめで支払っている家庭では1月1,000円未満のところはほとんどであるが、500円未満というのはいくつか少ない。1ヵ月の平均交通費支給額は627円である。1週間毎に支払うところは全世帯200円未満で平均支給額は118円となっていて、1日の平均支給額と殆んど変りがない。このように1日の平均額が比較的高く、週払い月払い、が比較して少ないのは、通勤家事使用人の勤務日数が不規則で、毎日来

表 64 給与の種類別、東京都その他の市別
家事使用人の平均給与額

給与の種類別		時間給	日 給	週 給	月 給
都市別		円	円	円	円
総 数		65	365	2,475	8,333
東 京		65	370	2,133	8,000
計		—	357	3,500	8,500
札 幌	市	—	325	—	—
横 浜	市	—	368	—	5,000
神 戸	市	—	384	—	—
大 阪	市	—	325	—	—
京 都	市	—	378	—	7,500
名 古 屋	市	—	375	—	—
大 阪	府	—	450	—	10,000
神 戸	市	—	352	3,500	10,000
岡 山	市	—	275	—	—

使用者の回答による
(注) この項目不能

表 65. 家事使用人の種類別、経験年数別

経験年数別 家事使用人の 日給額階層別	総 数	6 未 カ月満		6 1 カ月未満		1 2		2 3		3 4		4 5		5 6		6 7		7 8	
		家政婦		パート タイマー		家政婦		パート タイマー		家政婦		パート タイマー		家政婦		パート タイマー		家政婦	
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
100 円未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
100~150 "	0.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8.3	0	0	0
150~200 "	0.4	0.5	1.2	1.8	0	0	1.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
200~250 "	0.4	3.0	0	3.5	1.6	0	1.0	8.6	0	0	0	0	0	0	10.0	0	0	0	0
250~300 "	2.1	15.1	2.4	8.9	4.8	18.2	2.0	17.1	1.6	14.3	0	26.3	0	11.1	0	10.0	8.3	14.2	66.7
300~350 "	16.8	57.3	23.8	67.9	25.8	45.5	16.2	25.7	11.2	50.0	14.5	47.4	14.7	88.9	13.2	60.0	—	42.9	33.3
350~400 "	37.4	20.1	45.2	16.1	32.3	22.7	40.4	11.4	45.3	35.7	32.7	15.8	26.5	0	39.5	20.0	25.0	42.9	37.5
400~450 "	38.9	4.0	25.0	1.8	32.3	13.6	37.4	5.7	35.9	0	41.8	10.5	58.8	0	47.4	0	58.3	0	62.5
450~500 "	2.1	0	1.2	0	0	0	0	0	4.7	0	7.3	0	0	0	0	0	0	0	0
500 円以上	1.2	0	0	0	3.2	0	2.0	0	0	0	3.6	0	0	0	0	0	0	0	0
不 明	0.4	0	1.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

家事使用人の回答による

表 66. 交通費支給状況別世帯数

世帯数	100.0 %	
計	60.6	
1 日 () 小 計	53.0	
50 円 未 満	8.6	
50 ~ 100 "	14.6	
100 ~ 200 "	17.4	
200 円 以 上	5.8	
不 明	7.1	
1 週 () 小 計	0.6	
200 円 未 満	0.6	
200 ~ 500 "	0	
500 ~ 1,000 "	0	
1,000 円 以 上	0	
不 明	0	
1 月 () 小 計	5.4	
500 円 未 満	1.5	
500 ~ 1,000 "	2.6	
1,000 ~ 2,000 "	0.4	
2,000 円 以 上	0.3	
不 明	0.6	
その他	1.7	
雨天の場合支給	0.1	
実費支給	0.6	
給料の中に含む	0.8	
なし又は不明	39.4	

使用者の回答による

ところが4割以上にのぼっている。1食支給の場合にはほとんどが昼食である。

ない者も多いため、まとめて支払うことなども比較的に少なくなる事が考えられる。(表66)

都市別では東京都が108円でその他の市平均122円より低い。最高は静岡市の200円、最低は神戸市の72円となっている。

交通費の日額支給状況を家事使用人の種類によってみると、「家政婦」は99円で「パートタイマー」の168円より低く、とくに「家政婦」の場合、東京都のものが平均69円と他市に比べてかなり低くなっている。

以上によってみると、大部分の通勤家事使用人は日給額と交通費を併せて平均1日当り479円を得ていることになる。うちわけは「家政婦」441円、「パートタイマー」584円で、「パートタイマー」の方が高くなっている。(但し現在は前記の理由で「家政婦」も少くとも600円前後は得ているとが予想される。)(表67)

食 費

その他94%の家庭で家事使用人に食事を支給しており、そのうち1食支給というのが最も多く、約40%をしめ、ついで3食が28%、2食26%の順になっている。その他間食等を支給する

日給額階層別家事使用人数

8 9 %		9 10 %		10 11 %		11 12 %		12 13 %		13 14 %		14 15 %		15 年以上		不 明	
家 政 婦	パート タイマー	家 政 婦	パート タイマー	家 政 婦	パート タイマー	家 政 婦	パート タイマー	家 政 婦	パート タイマー	家 政 婦	パート タイマー	家 政 婦	パート タイマー	家 政 婦	パート タイマー	家 政 婦	パート タイマー
100.0	100.0	100.0	—	100.0	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0	—
0	0	0	—	0	0	0	—	0	0	—	—	—	—	0	0	0	—
0	0	0	—	0	0	0	—	0	0	—	—	—	—	0	0	0	—
0	0	0	—	0	0	0	—	0	0	—	—	—	—	0	0	0	—
0	0	0	—	0	0	0	—	0	0	—	—	—	—	0	0	0	—
0	33.3	0	—	0	0	0	—	0	50.0	—	—	—	—	0	0	0	—
12.5	33.3	0	—	0	0	0	—	100.0	50.0	—	—	—	—	100.0	10.0	50.0	—
25.0	33.3	0	—	0	100.0	50.0	—	0	0	—	—	—	—	0	20.0	50.0	—
62.5	0	100.0	—	50.0	0	50.0	—	0	0	—	—	—	—	0	50.0	0	—
0	0	0	—	50.0	0	0	—	0	0	—	—	—	—	0	10.0	0	—
0	0	0	—	0	0	0	—	0	0	—	—	—	—	0	0	0	—
0	0	0	—	0	0	0	—	0	0	—	—	—	—	0	10.0	0	—

表 67. 家事使用人の種類別、東京都その他の市別平均日給額及び平均交通費

家事使用人の 種類別	日給額、 交通費	総 数		家 政 婦		パ ー ト タ イ マ ー	
		平 均 日 給 額	平 均 交 通 費	平 均 日 給 額	平 均 交 通 費	平 均 日 給 額	平 均 交 通 費
都 市 別		円	円	円	円	円	円
総 数		365	114	342	99	1415	168
東 京 都		370	108	323	69	—	—
そ の 他 の 市		計	357	122	357	122	—
札幌市		325	138	325	233	—	—
横浜市		363	107	363	107	—	—
川崎市		384	150	384	150	—	—
静岡市		325	200	325	200	—	—
名古屋市		378	136	378	136	—	—
京都市		375	156	375	156	—	—
大阪府		450	—	450	—	—	—
神戸市		352	72	352	72	—	—
広島市		—	—	—	—	—	—
岡山市		275	150	275	150	—	—

使用者の回答による

(注) 不 能

食事の支給状況と家事使用人の給与額との関係を見ると、日給のものについていえば、給与額の高いものは食事の支給額が高く、また食費の現金換算額も高くなる傾向がある。すなわち、日給額300~350円の者は1日1食の支給を受けている者の過半数をしめ、平均食費は100円であり、350~400円の層の者は2食支給を受けている者の

表 68. 食費の支給状況別世帯数及び平均支給額

給 数	100.0%
計	94.3
あ 50 円 未 満	3.9
り 50 ~ 100 "	26.9
100 ~ 150 "	27.7
150 ~ 200 "	12.8
200 ~ 250 "	9.7
250 ~ 300 "	1.5
300 円 以 上	1.5
不 明	11.1
なし又は不明	5.7
平均食費支給額	131 円

使用者の回答による

表 69. 家事使用人の給与月額階層別、食事の回数別食事有りの世帯数

食事の回数別	計	1食	2食	3食	その他	不明	平均食費
給与月額別	計	1食	2食	3食	その他	不明	平均食費
給 数	100.0	39.7	28.7	27.8	41.5	2.5	131
100 円 未 満	—	—	—	—	—	—	—
100 ~ 150 "	100.0	0	0	0	0	0	0
150 ~ 200 "	100.0	100.0	0	0	0	0	75
200 ~ 250 "	100.0	75.0	25.0	0	25.0	0	88
250 ~ 300 "	100.0	68.3	14.6	9.8	41.5	0	100
300 ~ 350 "	100.0	64.2	24.6	6.5	50.0	4.7	100
350 ~ 400 "	100.0	24.4	38.2	32.3	31.8	0.5	136
400 ~ 450 "	100.0	17.1	23.7	55.9	45.1	2.0	176
450 ~ 500 "	100.0	18.8	12.5	56.2	31.3	0.8	153
500 円 以 上	100.0	28.6	14.3	57.1	14.3	0	142
不 明	100.0	0	0	100.0	0	0	0

1) 1世帯で2つ以上の項目に回答している場合があるのでそれぞれの計は100とならない。
使用者の回答による

の方にはこのような家庭がはるかに少なく「住み込み」では調査家庭のほとんど(82%)が該当していたのに対して「通勤」では、常用的に雇っている家庭(調査家庭の68%)のうち27%にしか達していない。そのうち特に支給する家庭の方が多く、大部分が現金か、現物(ほぼ半々の割合で)を支給している。また約半数の家庭で、他に同様の現金か品物を支給しており、この方は品物で支給する割合がやや高い。その他、休日のときとか、お盆のときとか、年末年始、大掃除とか、約束以外の仕事をしたとき現金や品物を支給する家庭も半数を占める。いずれにしても「通勤」の場合は「住み込み」のように家族的なつながりというものがあるため、このような臨時給与を支給する傾向は少ないといえることができる。

臨時に給与を支払う家庭は、常用的に雇う家庭が比較的多いと考えられる大都市に多いようであ

41%をしめ、平均食費額は136円、400~450円の者は3食支給されている者の45%をしめ、平均食費額が178円となるというふうで、平均食費額としてはこの層が最も多く、それ以上の450~500円では153円、500円以上は142円と若干少なくなっている。いずれにせよ給与の高い者は食事の面でも多く支給されているということになる。(表68、69)

前述の現金給与、交通費に食費現金換算額を加えると通勤家事使用人1人にかかる1日の平均経費総額は610円となるわけである。見方を変えれば「通勤」の1ヵ月平均給与額は平均労働日数を22日として計算してみると、13,422円ということになる。一方「住み込み」については月間平均給与額8,586円に食費をふくめる住み込みに伴う諸経費推計額の5,331円(うち食

費推計額は3,000円)を加えると、8,917円となり、「通勤」の場合住宅費の問題はあるが、ずっと高額となるわけである。

注1) 本調査の調査月前月の4月における「家計調査報告」——総務府統計局——の全都市全世帯平均1ヵ月間の食料費は2,730円であり、また同年7月における「労災特別調査」——労働省統計調査部——で企業規模1~4人の事業場における住込女子労働者の1人平均月間食費は2,995円となっている。

(3) 臨時に支払われる給与

通勤家事使用人でも、常用的に働いている者に対して、きまった給与以外に益壽に特別に現物などを支給している家庭があるのは「住み込み」の場合と同様である。また「通勤」

る。(表70)

(4) 給与以外の家事使用人に要する経費

以上の給与以外に、通勤家事使用人を雇用する上に要するばかり(費用)については、「家政婦」と「パートタイマー」とではその仲介とする機関の相違によって条件が異なり、原則として家政婦紹介所は手数料を必要とし、職業安定所では紹介のための手数料はとらない。「家政婦」を雇用している家庭の大部分は、50~150円の手数料を支払っており、その他30円未満の通信費等のかかりがあると回答した家庭が若干ある。「パートタイマー」については通信費等のかかりがあると答えた家庭は非常に少ない。

以上総合してみると、通勤家事使用人を1人雇う場合、日給にして現金給与、交通費、食費、その他のかかりを併せて平均700円前後を要することになる。

注1) 前章ですで述べたように家政婦紹介所に対して、紹介を受ける毎に1回について、50円(改正前)の受付手数料を支払うことになっている。

(5) 給与支払状況

ほとんどの家庭では(93%)、家事使用人に対する給与の支払時期をきめており、時期が一定していないと回答したところは5%にすぎない。きめている家庭の約半数は家事使用人が来た日にその都度支払っており、何日かづつまとめて支払うところは約3割である。まとめて支払う場合、10日目毎に支払うものが大多数であるが、これは家政婦紹介所の支払い規定によるので、当然多いわけであるが、その他かなり見受けられるのは月何回とまとめて支払う形で、多い順からいうと月4回以上、月1回、月2回である。

また一定の時期をきめないで支払う家庭のうち、「本人の申し出があったとき」に支払うという家庭が大半をしめ、「どちらの都合のよいとき」支払うのは極く僅かである。(表71)

第4章 家事使用人の福利保障

通勤家事使用人が個體世帯で働いている間に病気になったり、怪我をしたことがあるかどうかという質問に対して、病気をしたことがあると答えた世帯は7%で非常に少なく、さらに怪我をしたと

表 70. 臨時に支払われる給与の有無別及び内容別世帯数

給 数	100.0%
計	27.2
あ 小 計	14.0
り 小 計	6.1
小 計	7.9
小 計	20.8
小 計	10.1
小 計	10.7
小 計	12.4
小 計	3.7
小 計	8.7
なし	57.4
不明	15.4

1) 1世帯で2つ以上の項目に回答している場合があるので、小計の合計は「計」と一致しない。
使用者の回答による

表 71. 家事使用人の給与支払時期の定不定期別、方法別世帯数

給 数	100.0%
計	93.8
来た日にその都度払う	48.1
まとめて支払う	28.6
まとめて支払う	6.9
まとめて支払う	21.6
まとめて支払う	19.0
まとめて支払う	8.0
まとめて支払う	2.1
まとめて支払う	0.0
まとめて支払う	8.7
まとめて支払う	9.8
まとめて支払う	5.0
どちらの都合のよいとき	0.7
本人の申し出があったとき	3.2
その他	1.1
不明	1.7

使用者の回答による

表 72. 家事使用人の種類別、勤務中の疾病災害保障状況別世帯数

家事使用人の種類別		総 数	家政婦	パート タイマー
疾病、災害、保障状況別		数	%	%
病 気 を し た	総 数	100.0	100.0	100.0
	計	7.0	6.6	8.3
	使用者全額負担	1.5	1.6	1.4
	使用者一部負担	0.8	1.0	0.5
	家政婦全額負担	4.3	3.4	6.4
	その他	0.4	0.6	0
怪 我 を し た	なし又は不明	93.0	93.4	91.7
	総 数	100.0	100.0	100.0
	計	2.9	3.0	2.8
	使用者全額負担	1.4	1.2	1.8
	使用者一部負担	0.7	0.8	0.5
	家政婦全額負担	0.7	0.8	0.5
な し 又 は 不 明	その他	0.1	0.2	0
	なし又は不明	97.1	97.0	97.2

使用者の回答による
れない。(表27)

第5章 その他の労働条件

以上家事使用人の労働条件として就労環境、労働時間、給与、災害保障などについてみてきたが、家事使用人はその仕事の性質上、各家庭の家具、美術品等を扱うことが多く、なかには誤って損傷する

表 73. 家事使用人の器具損傷補償状況別世帯数

総 数	数
計	22.7
一切家事使用人に負担させなかった	22.0
費用の一部を家政婦に負担させた	0.1
全部家政婦に負担させた	0.6
家政婦紹介所に負担させた	0
その他	0.7
不明	0
なし	76.5
不明	0.8

使用者の回答による

があるという家庭は3%と極く稀である。病気にかかった場合は大部分家事使用人が全額負担しており、使用者が全額または一部負担しているところは3割位となっている。働いている間に怪我をした場合は約半数は使用者が全額負担しており、あとは使用者一部負担と家事使用人全額負担がそれぞれ半々となっている。この点双方のつながりがもっと密接である住込家事使用人における怪我の疾病の場合大部分が使用者全額負担となっているのと対照的である。

傷病の状況を家事使用人の種類別にみると、病気をした割合は「パートタイマー」の方が「家政婦」より高く、治療に当ってはほとんどが全額自身で負担している。怪我をした場合は「家政婦」「パートタイマー」ともほぼ同じ割合で負担状況もあり差がみら

れがあり、使用者、使用人双方に物質的、精神的にかなりの負担をさしむることがある。このような点について、家事使用人が「仕事中に器具を損傷したことがある」と答えた家庭は全体の23%で、その94%までは一切家事使用人に負担させなかったと答えている。極く一部の家庭で全額乃至は一部の費用を家事使用人に負担させている。しかしこれと同様のことを家事使用人側からきいてみると「調査家庭で器具を損傷したことがある」と答えた者は18%で使用者の回答より少なく、その場合の補償は使用者が全部負担したと答えた者は78%、自身が1部負担したという割合は13%で、使用者の回答に比べて家事使用人の負担する割合が高くなっている。「家政婦」の仲介たる家政婦紹介所が負担したという場合は双方の回答とも全然なかった。「家政婦」と「パートタイマー」では「パートタイマー」の方が損傷をした割合が高くなっている。(表73)

第3部 家事使用人の生活状況

第1章 居 住 状 況

通勤家事使用人は「住み込み」とちがって、仕事が終われば、各自の個人生活にもどるわけであるが、調査対象の71%は家族と一緒に生活しており、家族とはなれている者は29%にすぎない。家族と一緒に暮らしている者の半数(全体の36%)は自宅に住っており、ついで多いのは間借りをしているもので24%、アパート住いは17%をしめている。その他、家にいるもの、同居しているものがそれぞれ3%ずつで少なく、通勤家事使用人の4割近くは独立家屋の自宅から通っていることになる。

家族とはなれて暮らしている者の約70%は家政婦紹介所に宿泊しており、間借している者、アパート住いなどが10%前後、自宅、同居などが少数みられる。(表74)

すなわち家族とはなれて暮らしている場合は住居が問題で、自宅をのぞいて間借りとかアパート暮らしのような独立した生活を営むことがむづかしいようであるが、それには住宅難ということも一つの理由と考えられよう。

表 74. 居住状況別家事使用人数

総 数	数	100.0%
家 族 と し て 暮 ら す	計	71.4
	自 宅	36.0
	間 借	17.4
	ア パ ー ト	12.3
	居 他	1.9
	明	1.6
家 族 と は な れ て 暮 ら す	計	28.5
	自 宅	1.0
	間 借	3.4
	ア パ ー ト	2.6
	居 他	0.6
	明	1.0
不 明	計	19.4
	自 宅	0.4
	間 借	0.1
	ア パ ー ト	0.1
	居 他	0.1
	明	0.1

家事使用人の回答による

第2章 経 済 生 活

家事使用人の収入

通勤家事使用人は前にもみたように家事使用人以外の仕事に従事していることがあり、それ以外の収入もあわせて1ヵ月どの位の収入を得ているかをみると、まづ家事使用人としての収入額については、調査月前月において、8,000~9,000円を得ていた者が全体の14%で最も多く、ついで7,000~8,000円のもの13%、6,000~7,000円が11%、10,000~11,000円が10%、9,000~10,000円が9%の順になっていて、大多数は10,000円以下になっている。従って平均収入額は7,247円となる。前に給与の項目において平均日給額365円を得ていることをのべたが、現金給与のみとして考えると1ヵ月の労働日数22日として8,030円となり、7,247円とは若干差が出るが、ほぼ同額とみることができる。従ってここでも家事使用人としての収入額は現金給与額のみについて回答しているものと考えられる。

家事使用人として得る以外の収入があるかをみると、質問項目を設けたのであったが、そのような収入を得ている者の数は極く僅かで、全体の8%にすぎなかった。8%の非業家事使用人の収入についてみると、1ヵ月500円未満しか得ていないものから10,000円以上を得ている者まで種々まちまちであるが、過半数は4,000円未満である。従ってこれらの家事使用人が得た月間平均の他

表 75. 東京都その他の市別家事使用人としての平均収入月額及び平均総収入月額

都市別	家事使用人の平均収入額	総収入額		家事使用人としての収入額
		円	円	
東京都	数	7,532	7,247	
		7,511	7,181	
計		7,563	7,343	
札幌市		7,103	6,758	
仙台市		8,326	7,837	
川崎市		8,479	7,935	
静岡市		4,167	3,084	
名古屋市		7,349	7,310	
京都市		7,208	7,042	
大阪府		8,956	8,773	
神戸市		6,722	6,722	
岡山市		10,500	10,500	
		5,667	5,667	

家事使用人の回答による

表 76. 経済状況別家事使用人数

生活状況	数	%
計		100.0
自分が家計の支支持者	71.4	
家計の一部負担	26.2	
全然家に入れない	38.6	
その他	3.3	
不明	3.0	
不	0.3	
計	28.8	
単身生計	18.3	
小	9.6	
自分が家計の支支持者	4.7	
家計の一部負担	1.0	
その他	0.9	
不明	3.6	
不	0.4	
不明	0.1	

家事使用人の回答による

この家政婦紹介所の宿泊施設は、概ね紹介所の同棟にあるものであるが、寮として別棟のものもあるようである。これは事業場附属宿舎とは性質の異なるもので、「家政婦」の足だまりの性格を持ち、住居のないものに便宜上宿所を提供していることになっているので、純粋の住居施設とはいえないものもあるようである。従って管理方法もまちまちで、衛生保健の面で種々問題があるようである。

の収入額は3,084円とっている。しかし調査対象家事使用人全体に平均してみると、その他の収入額は月間1人当たり285円にすぎない。

仕事の内容は内職によるものが最も多く、約3割で、あとは多い順にいうと会社勤務、家族、親戚等からの送金、遺族扶助料、その他となっている。

以上をあわせて、家事使用人の総収入額はその他の収入が少額であるためほとんど家事使用人としての収入と変わりなく、平均1人当たり1ヵ月7,532円となる。(表75)

ロ. 経済生活

通勤家事使用人の71%余りが家族と一緒に生活していることは前にも述べたが、そのうち自身が家計を主に支えている者は37% (全体の26%)、家計の一部を負担している者54% (同39%)で家族と同居している家事使用人のほとんどが多かれ少なかれ家計を支えていることになる。全然家に入っていないものは5% (同3%) にすぎない。また家族と別居している者 (全体の29%) についてはその65%が単身生計 (全体の19%) を営んでおり、家族に送金している者は3割余り (同10%) である。そして、この送金者の約半数は本人が家族の生計を支えている者であり、このほかに家計の一部を負担している者を併せると、家族と別居して働いている者の2割が各自が所属する家族の家計を荷っていることになる。すなわち家族と同居、別居の別を問わず、通勤家事使用人の70%は家計を支えているわけである。(表76)

なお家族と別居している3割たらずの者のうち過半数が家政婦紹介所に住み込んでいることは前にのべた通りであるが、それらは宿泊費として1ヵ月1,000円前後を支払っている。しかし前月の宿泊費をはっきり回答した者は3割余りで、大部分の者ははっきり覚えていない。また宿泊に伴う費用として、ふとん代、燃料費など諸々の出費が1ヵ月600円未満であるようであるが、はっきりした額の回答はほとんど得られなかった。

第3章 休日の生活

通勤家事使用人の休業日における通し方を調査月の前月休業したものについてみると、先づ家事をするものが最も多く、過半数をしめている。ついで多いのは休養するもので42%、子供の世話が20%、買物19%、娯楽で過ごすもの12%と、家庭の主婦としての様相がはっきりでている。これを「家政婦」、「パートタイマー」別にみると、「家政婦」は休養に費やす者の割合が「パートタイマー」よりはるかに高く、また娯楽やその他の通し方をする者の割合も比較的高くなっている。それに反して「パートタイマー」では家事をして過ごす割合が圧倒的に多く (79%) 子供の世話をする者も、買物をする者も「家政婦」とくらべてずっと多くなっている。従って「パートタイマー」は「家政婦」に比べ、休日を休養にあてることが出来にくく、家事や子供の世話、その他かなり忙がしく過ごすことになるようである。(表77)

通勤家事使用人の休日の過ごし方を「住み込み」のそれと比べると、「住み込み」では映画見物や買物、訪問などを「して過ごす」者の割合が高く、全体として娯楽的な傾向が強く出ている。年令が若く、独身者の多い住込家事使用人と通勤家事使用人のいちじるしい対照をしめしている。

表 77. 家事使用人の種類別、休日の過ごし方別家事使用人数 (休業日ありのものについて)

家事使用人の種類別 休日の過ごし方	数		%	
	家政婦	パートタイマー	家政婦	パートタイマー
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
家事	62.5	59.2	76.6	76.6
子供の世話	19.6	17.4	27.0	27.0
休養	42.3	45.0	33.3	33.3
娯楽	12.1	12.3	11.3	11.3
買物	18.6	13.6	22.0	22.0
その他	18.5	19.7	14.2	14.2
不明	6.4	6.8	5.0	5.0

1) 1人で2つ以上を回答しているものもいるので各項目の計は100とはならない。

家事使用人の回答による。

第4部 家事使用人雇用上の問題点

第1章 使用者側の意見

調査対象となった使用者が通勤家事使用人を雇用していて、どのような問題をもっているかについて調べたところ、利点としてあげているのは先ず第一に「便利」であるということと、必要となきに何時でも頼めるのがよいとしており、全体の過半数（57%）をしめている。ついで「気楽でよい」

表 78. 通勤家事使用人使用上の利点別世帯数

総数	数	%
		100.0
便利(何時でも頼める)		56.7
経費が少なくすむ		5.3
気楽でよい		42.9
使用人の食事の心配をしないですむ		6.9
仕事だけしてもらってお手伝いさんの私生活について気を使わないでいい		38.6
その他		16.5
不明		2.2

1) 1人で2つ以上の項目に回答しているので各項目の計は100とならない。
使用者の回答による

り、使用者側が時間で家事を処理することに慣れないことをしめしている。ついで多いのが「朝の食事準備と夜の片づけがしてもらえない」ということで、17%をしめ、これらがかなり負担であることとしめしている。「約束した日に来られないことがあるので困る」と指摘している家庭は13%あり、

表 79. 通勤家事使用人使用上の不満別世帯数

総数	数	%
		100.0
気がゆるめない		6.1
時間ぎめなのでせわしい		20.1
通り一べんの仕事をする		6.2
朝の食事準備と夜の片づけがしてもらえない		16.9
約束の日に来られないことがあるので困る		12.9
責任をもってまかせられない		5.0
その他		41.3
不明		18.7

1) 同上
使用者の回答による

ということ、43%のものがあげている。このなかには家事作業のみに専念してもらう、技術的に熟練しているの、指導する必要がないなど、いろいろな要素がふくまれているようである。

ついで同様な傾向であるが「仕事だけしてもらって私生活について気をつかわないですむ」ということが39%をしめている。これは前の「気楽でよい」の一つの要素にもなっているとされるが、「住み込み」と比べて強く感じられているようである。その他「よく働いてくれる」「仕事を安心してまかせられる」などいわば家事専門家としての技能を褒めている使用者もかなりみられる。(表78)

その反面具合の悪い点としてあげられているのは先づ「時間ぎめなのでせわしい」というもので、全体の20%が指摘して

おり、使用者側が時間で家事を処理することに慣れないことをしめしている。ついで多いのが「朝の食事準備と夜の片づけがしてもらえない」ということで、17%をしめ、これらがかなり負担であることとしめしている。「約束した日に来られないことがあるので困る」と指摘している家庭は13%あり、

家事使用人自身の都合で就労しないことが、かなりあることがしめされている。その他「通り一べんの仕事をする」「気がゆるめない」「責任をもってまかせられない」などと答えている使用者が若干いる。何れも家事使用人の個人差による面がかなりあると考えられる。それに関連して「頼む度に人が変わるの困る」とのべている使用者がかなりいる。これは特に家政婦紹介所から斡旋されてくる者について指摘されている。また「経費がかさむ」という家庭も多く、ことに長期間雇用家庭でのべている。また「半日だけ頼みたい時でも1日が単位になっているので不経済である」という家庭もあり、時間割をのぞむ家庭が他にもかなりあることが予想される。また「同じ人を長期間使用していると我儘になるから困る」と述べている使用者もい

る。(表79)

以上使用上の問題点について住込み家事使用人の場合と比べてみると使用者側の希望事項が、職業人としての未熟、性格的なものからくる問題、家族との人間関係からくる問題の3つに大きくしぼられていると考えられるが、「通勤」の場合は第一の職業人としての技術的な問題は前記からみてもかなり満足されているようである。しかしその熟練度については現在はっきりした標準がないので、なかにはかなり能力の低い者もいる点、また家政婦紹介所の場合は使用者の選択困難を訴える声がかかりあるようで、この点にも問題があるようである。第2の家事使用人の性格からくる問題については「通勤」でも多かれ少なかれ共通であろうが回答からまとめてみたところではそれほど指摘されていない。これは起居をともしないの、使用者にとってさほど大きな問題ではないようである。第3の家族との人間関係からくる問題もほとんど無いようで、この点「通勤」では「住み込み」に比べて有利であるようである。

また「住み込み」に対しては使用者が多かれ少なかれその人格形成、教養などの面で親元同様の責任感を持ち、近代的な雇用関係以前のものがみられ、それが一面使用者の気持の負担になっていたことはうかがえたが、この点「通勤」では労働条件を中心にした雇用関係にあり、一般労働者の労働状況に近くなっているといえることがきよう。

第2章 家事使用人側の希望事項

家事使用人が使用者または仲介者に対する苦情や希望事項についてその回答のなかからまとめてみると、全体の45%は「特になし」としているが他は何らかの意見をのべている。「住み込み」の大半が(71%)不満なし、またはわからないとしていたのに対して、はるかに自身の意見をはっきり述べているものといえよう。

使用人側の希望事項は大きく分けて直接使用者に対するもの、仲介たる職安又は紹介所に対するもの、その他と3つに分けることができる。

使用者に対する希望としてはやはり労働条件に関するものが比較的多く、そのなかでも労働時間についての苦情が最も多く出されている。すなわち使用者が勤務時間を守らない、休み時間をはっきりきめてほしい、勤務時間をもっと短かくしてほしいなどで、使用者側の労働時間に対する態度の確立を強くのぞんでいる。ついで多いのは仕事の量が多すぎるとに対する不満で、無理な仕事量、非常な疲労感を訴えている。賃金に関するものとしては、賃金が安すぎるというものがかかりあり、超過勤務手当をきちんと支払ってほしいと望んでいる者、家族の多少によって賃金額に差をつけてほしい、長年勤続している場合は昇給してほしい、能率に応じた賃金をほしい、等々賃金についての希望は多種多様である。更に時間制や週何日というような勤務は収入減になるので希望しないという声が出ている。

また食事の質の悪いことについて不満をのべているものがかかり見受けられ、食事がゆつくりとできる時間を与えてほしいと要望している。その他家事使用人を蔑視する態度を改めてほしい、または使用者が感情的な態度だと働きにくいと訴えているものもかなりあり、また夫の世話をすることを嫌う

ものが意外に多い。また使用者の洗濯を行うときに自身のものを洗濯させてもらいたいという者がかなりあった。

仲介をする職業安定所又は家政婦紹介所に対する希望事項としては、雇用関係の安定をのぞむもの、家事使用人の労働基準をきめてほしいとするもの、健康保険制度の確立をのぞむ声などが比較的多いが、とくに紹介手数料が高い、紹介する時に仕事の内容を明示してほしい、寮の設備が悪い、その他家政婦紹介所に対する要望がみられる。そのあるものについては、家政婦紹介所が有料職業紹介事業であること、公共職業安定所の存在を知らないことなどからくる誤解や認識不足もみられるが、仲介による就労に伴ういろいろ複雑な問題を含んでいる。

その他の希望事項としては千差万別、1人1人または雇用先の異なる毎に出されているといつてよい程であるが、その主なものをあげれば1ヵ所に長く勤務したいというもの、老後の保障を心配するもの、病気で仕事を休む時の収入減に対する不安、残された子供の保育についての不安などを述べているものが注目される。

以上からみると家庭生活のうち家事のみをきりはなして、いわば事務的に処理する気安さが顧慮されており、家事使用人としての技能も買われている反面、「住み込み」と同様なサービスを「通勤」に要求する考え方が抜けきらないくらいがあり、また使用人の側でも家事専門家としての責任感が徹底しておらず、労働の報酬としての賃金という考え方にもとづいた職業人としての自覚、公私の別をわきまえる態度が確立されていないうらみがある。

通勤制度は「住み込み」の全生活が使用者宅の生活にまぎこまれて、労働時間報酬、人間関係、個人生活などの面で割切れないものが多いのに比べ、はるかに近代的な雇用関係をもつものと考えられ、とくに「住み込み」の場合の不満の多くは通勤への切換えによって解決されるものが多いのではないかと考えられるが、未だ使用者、使用人双方に通勤制度に対する認識の上に欠けるところが多く、今後更に深く研究する必要がある。

附 録

I 簡易職業紹介（パート・タイム）

一般の職業紹介と共に、現在全国約70カ所の職業安定所において、簡易職業紹介を行っている。

簡易職業紹介の誕生のきっかけは、昭和27年、東京都が未亡人を対象に、家政婦として短期の紹介を始めたことによるものである。

これら未亡人は年齢が高く、また職場への適応性がないという一般就職には極めて不利な立場にあるため、家事経験が活用出来る家政婦を選んで、東京都がこれら未亡人を短期就労に向けたのである。しかしその後、一般の雇用情勢がデフレ政策の影響から、極度にひつ迫し、日増しに失業者が増大して来たため、これら失業者を臨時応急的な短期の求人開拓により、この窮迫した雇用状態を切り開いて行くことになった。ここに先に行っていた未亡人の職業紹介を母体として、今日ある簡易職業紹介が全国的に発足したのである。（昭和29年）。

従って簡易職業紹介とは

1. 応急雇用あっ旋対策
2. 新しい雇用源の獲得
3. 知識層を含めた就労機会の少ない求職者あっ旋
4. パートタイム・システムによる職業紹介として発展するもの

を理念としており、一般の就労と異なる点はあく迄も短期の就労であって、時間ぎめ、又は特定の日数を限って働らくことにある。また申込みと同時に働らくということが特徴である。

II 有料の職業紹介事業

○関係条文の抜粋

1. 職業安定法第32条（有料職業紹介事業）

何人も、有料の職業紹介事業を行ってはならない。但し、美術、音楽、演芸その他特別の技術が必要とする職業に従事する者の職業をあっ旋することを目的とする職業紹介事業について、労働大臣の許可を得て行う場合は、この限りでない。

労働大臣が前項の許可をなすには、予め、許可申請者についてその資産の状況及び徳性を審査するとともに、中央職業安定審議会に諮問しなければならない。

営利職業紹介事業を行う者は、その事業を開始する前に、第4項の規定による補償の金額に充てるため、労働大臣が中央職業安定審議会に諮問のうえ定める5万円を超えない金額の保証金を供託しなければならない。

前項の者がこの法律又はこれに基く命令の規定に違反するととによって損害を受けた者は、前項の保証金から、その補償を受ける権利を有する。

実費職業紹介事業又は営利職業紹介事業の許可を受けた者は、それぞれ、労働大臣が中央職業安定審議会に諮問のうえ定める額の許可料を納付しなければならない。

実費職業紹介事業又は営利職業紹介事業を行う者は、それぞれ、労働大臣が中央職業安定審議会に諮問のうえ定め手数料の外、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

第1項の許可の有効期間は、1年とする。

第1項の許可の申請手続その他有料の職業紹介事業に関し必要な事項は、命令で、これを定める。

2. 職業安定法施行規則第24条（（注）許可されている職業）

法第32条第1項但書的美術、音楽、演芸その他特別の技術を必要とする職業は、次に掲げるものとする。

- 1 美術
- 2 音楽家
- 3 演芸家
- 4 科学者
- 5 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健婦、助産婦又は看護婦
- 6 弁護士、弁理士又は計理士
- 7 理容師又は美容師
- 8 調理師、バーテンダー、特別の技術を必要とする生菓子製造の作業に従事する者又は特別の作法を必要とする配ぜんに従事する者
- 9 マネキン
- 10 映画演劇関係技術者
- 11 美術モデル
- 12 家政婦
- 13 その他中央職業安定審議会の意見を聞いて労働大臣が定める前各号に掲げる職業に類似する職業

3. 職業安定法施行規則第24条第12項（（注）手数料）

実費職業紹介事業又は営利職業紹介事業を行なう者が徴収する手数料は、受付手数料及び紹介手数料とし、その最高額及び徴収手続は、別表第2に定めるところによる。

別表第2

（改正）

（36年6月1日以前のもの）

区 別	実費職業紹介事業	営利職業紹介事業
1. 求人の申込を受理した場合	1件につき30円以下	1件につき50円
2. 求職の申込を受理した場合	1件につき30円以下（但し、同一の求職者に係る求職の申込の受理が1か月間に3件を超える場合においては、3件に相当する額以内）	1件につき50円以下（但し、同一の求職者に係る求職の申込の受理が1か月間に3件を超える場合においては、3件に相当する額以内）

紹介手数料の額	1. 雇用された期間が1ヵ月に満たない者	1件につき50円以下（但し、同一の求職者に係る紹介が1ヵ月間に3件をこえる場合には、3件に相当する額以内）	その雇用期間中に支払われる賃金総額の100分の8以下
	2. 同一の者に1ヵ月以上雇用された者	1件につき100円以下	その雇用期間中に雇用された日から1ヵ月の間に支払われる賃金総額の100分の10以下

(現 行)

(36年6月1日より適用)

区 別	手 数 料 の 最 高 額	徴 収 手 続	
		時 期	方 法
実 習 職 業 招 介 事 業	受 付 手 数 料	求人者の申込みを受理した場合は、1件につき30円	求人又は求職の申込みを受理したとき以降
	1. 求職の申込みを受理した場合は、1件につき30円		求人者又は求職者から、それぞれ徴収する
	2. 同一の求職者に係る求職の申込みの受理が1ヵ月間に3件を超える場合は、3件に相当する額		
	紹 介 手 数 料	1. 同一の者に引き続き雇用された期間が1ヵ月に満たない場合は、1件につき50円 2. 同一の求職者が1ヵ月間に3回を超えて雇用された場合は、3件に相当する額	賃金が支払われた日以降 求人者又は求職者の双方は一方から徴収する
営 利 職 業 招 介 事 業	受 付 手 数 料	求人者の申込みを受理した場合、1件につき70円	求人又は求職の申込みを受理したとき以降
	1. 求職の申込みを受理した場合は、1件につき70円		求人者又は求職者からそれぞれ徴収する
	2. 同一の求職者に係る求職の申込みの受理が1ヵ月間に3件を超える場合は、3件に相当する額		
	紹 介 手 数 料	1. 支払われた賃金額の100分の8 2. 同一の者に引き続き3ヵ月以内の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の100分の8	賃金が支払われた日以降 1. 求人者又は求職者の双方又は一方から徴収する 2. 支払われた賃金額に料金率に定められた率を乗じて得た額を超えて徴収してはならない

行政管理庁承認 No.2722
承認期限 昭和35年6月30日

府 県 名 都 市 名 世帯番号

調査員氏 名

様式 A

調査期日

昭和35年

月

日

通勤家事使用人に関する実情調査票

—使用者の部—

労働省婦人少年局

【手 引】

3. 労働条件についてはっきり表示がおこなわれたかどうかをみるのが目的。該当項目を●印にする。

4. 今回の調査では職安、家数婦紹介所を通して雇い入れているので直接本人と労働条件を契約していない場合が多いと思われるが、別個に直接本人と契約しているかどうかをみる。

5. 「その他の条件」には労働条件以外の器具等損傷の場合における補償、傷病に対する補償、けいごと、その他のとりきめを記入する。

6. 家政婦の就労が不安定な場合も予想されるので、その場合の使用者側の措置を知ることが目的。

8. イ、経過勤務の状況を調べるのが目的。

府 県 名		職 業 安 定 所	家 政 婦 紹 介 所
世帯番号			

【質 問】

○月 ____ 日 ○その他 _____

○その他 _____

3. 雇い入れについて職安、家政婦紹介所からどんな条件をきいていますか。

○勤務時間 ○給料 ○食事 ○交通費 ○仕事の内容 ○期間 ○休日 ○昇給

○その他 _____

4. 雇い入れる時に本人と契約（誓）をとりかわしましたか。

○とりかわした

○口答 ○書類 ○その他 _____

○とりかわさない

○その他 _____

5. (4で、「契約をとりかわした」と答えた者に対して)

どんなことについて契約をしましたか。

○労働条件 (○勤務時間 ○給料 ○食事 ○交通費
○仕事の内容 ○期間 ○休日 ○昇給
○その他 _____)

○その他の条件 _____

6. 家政婦さんが急に休んだことがありますか。その時はどうしていますか。

○ある

○本人から連絡してくる ○本人に直接連絡する ○職安に連絡する

○家政婦紹介所に連絡する ○連絡しないでそのままにしておく

○その他 _____

○ない

7. お宅では家政婦さんのくる時刻、帰る時刻をきめていますか。

イ. 来る時刻

○きめている ____ 時 ○きめていない ____ 時頃

ロ. 帰る時刻

○きめている ____ 時 ○きめていない ____ 時頃

8. お宅では忙しい時家政婦さんに

イ. きめた時刻より早くから、又は遅く迄働いてもらったことがありますか。

○ある (その時の報酬はどうしましたか)

○支払った 現 金 _____ 円

品 物 _____

その他 _____

○支払わない

○その他 _____

〔手 引〕

ロ、早朝、深夜業務の可働性の状況調べることを目的。

9. ここでいう休憩時間とは全く自由にできる時間を与えている場合をさし、仕事の合間合間のひまを指すものではない。

あたえている場合、2回以上であれば1回毎に何時から何時までと記入する。

10. きまった休憩時間でなくても、一寸休息する時の場合もふくめての部屋を記入する。

11. 常勤的勤務をしている者の休日状況を調べることを目的。

12.

イ、〇休日制度の有無を調べることを目的。

○「きめていない」場合「こちらの都合がよいとき」とは使用者の都合がよいときを指す。

府 県 名		職 業 安 定 所	家 政 婦 紹 介 所
世帯番号			

〔質 問〕

〇ない

ロ、その時、泊らせたことがありますか。

〇ある (その時の報酬はどうしましたか)

〇支払った 現金 円 品物 その他

〇支払わない

〇その他

〇ない

9. 家政婦さんのきまった休憩時間がありますか。

〇ある

時から 時まで

時から 時まで

〇ない

〇その他

10. 休むときはどこの部屋を使わせていますか。

〇女中部屋 〇茶の間 〇家族の居間 〇子供の部屋 〇応接間 〇玄関の間

〇その他

11. (3.の「期限をきめていない」と答えた者に対して)

家政婦さんの休日はありますか。

〇ある 〇ない 〇その他

12. (11. で「ある」と答えた者に対して)

イ. それはきめていますか。

〇きめている

〇週1日 〇月 回 〇その他

〇きめてない

〇こちらの都合のよいとき

〇家政婦の都合のよいとき

〇その他

ロ. 休日には給料を支払いますか。

〇支払う 〇全額 〇半額 〇その他

〇支払わない

〇その他

【手 引】

18. 「時間ぎめ」は1時間何円という単位で支払っている場合を指す。

14.

イ. ○約束の時間以上働いた時 _____ 円の下の(内)は手当の単位をあらわすもの。

記入例	50円	80円	200円
☒ 1時間につき ☐ 1回につき ☐ その他 _____	☐ _____ ☒ 1回につき ☐ _____	☐ _____ ☐ _____ ☒ だいたい8.4日続けた時	

○「食費」は1日分について記入

「食費計」には「食事」と「その他」を併せた金額を記入する。

ロ. 過去1年間以内に支払われたものについて記入。例えば、現在の通勤家政婦の勤務期間が3ヵ月である場合はその期間における該当項目について記入。

記入例

- 金 現金 2,000円 品物 ブラウス1着
- 暮 現金 3,000円 品物 反物1反
- その他 (休日のとき) 現金200円又は
 産前産後、とぶさらい等約束外の仕事をしたとき。
 品物 肌着、カップボーラー、タオル

15. 給料以外に家政婦紹介所に支払う手数料、通信費、その他のお金の請求

府 県 名		職業安定所	家政婦紹介所
世帯番号			

【質 問】

13. 給与はどのような計算で払っていますか。

- ☐ 時間ぎめ ☐ 日給 ☐ 月給
- ☐ その他 _____

14. 給料はいくら支払っていますか。

イ. きまって支払われる給与

○現金給与

- ☐ 1時間 _____ 円 ☐ 1日 _____ 円 ☐ 1週 _____ 円
- ☐ 1月 _____ 円 ☐ 約束の時間以上働いた時 _____ 円

- ☐ 1時間につき
- ☐ 1回につき
- ☐ その他 _____

○その他 _____

○交通費

- ☐ 1日 _____ 円 ☐ 1週 _____ 円 ☐ 1月 _____ 円
- ☐ その他 _____

○食費計 _____ 円(現金換算額)

- ☐ 食費1食分 _____ 円
- ☐ 食費2食分 _____ 円
- ☐ 食費3食分 _____ 円
- ☐ その他(間食等) _____ 円

○その他の給与 _____ 円

ロ. 随時に支払われる給与

○ある

- 金 現金 _____ 円 品物 _____
- 暮 現金 _____ 円 品物 _____
- その他 現金 _____ 円 品物 _____

○ない

15. 家政婦さんを1人頼むと給料の件がわかりがありますか。

- ☐ ある
 手数料 _____ 円 その他 _____ 円
- ☐ ない

【手 引】

17. 「こちら＝使用者側、できめた」が該当した場合、その給与額を決定したよりどこを記入。

- 記入例
- 近所で支払っている額になった。
 - 居住地域の標準になった。
 - 住込家事使用人の給与になった等。

19. 家政婦の過失により器具の損傷があった場合、その補償状況を調べることを目的。

府 県 名		職 業 安 定 所	家 政 婦 紹 介 所
世帯番号			

【質 問】

16. 給料の支払い日はきめていますか。

イ. きめている。

- 来た日にその都度払う
- まとめて払う (○週1回 ○10日に1回 ○月_____回)
- 期間が終了した時払う ○その他_____

ロ. きめていない

- こちらの都合のよいとき ○本人の申出があったとき
- その他_____

17. 給与額はどのようにきめましたか。

- 職安からきいた ○紹介所からきいた ○当人と話しあった
- こちらできめた (その場合どうやってきめましたか)
- その他_____

18. お家で働いている間に家政婦が病気になったり、怪我をしたことがありますか。
又その時の費用はどちらが負担しましたか。

○病気をした

- あり
- 使用者全額負担 ○使用者一部負担
- 家政婦全額負担 ○その他_____
- なし

○怪我をした

- あり
- 使用者全額負担 ○使用者一部負担
- 家政婦全額負担 ○その他_____
- なし

19. お家で仕事中に家政婦が器具を損傷したことがありますか。その時の損害はどちらの負担にしましたか。

○あり

- 一切家政婦に負担させなかった ○費用の一部を家政婦に負担させた
- 全部家政婦に負担させた ○家政婦紹介所に負担させた
- その他_____

○なし

〔手 引〕

20. 21. 22. の回答はなるべく自由に言わせ、その中から予想回答の該当するとおもわれる項目を●印にする。従って1人から幾通りもの回答をえてよいわけである。
該当項目のないものは要約して「その他」の欄に記入する。

21. 住込家事使用人にくらべて、通勤家政婦の利点という観点から記入。

22. 住込家事使用人に比べて通勤家政婦の欠点という観点から記入する。

府 県 名		職 業 安 定 所	家 政 婦 招 介 所
世帯番号			

〔質 問〕

20. 通勤の家政婦をおくようになった理由は何ですか。(M.A.)

- 家族が多く手が足りないから ○夫婦共かせぎだから
○主婦が病弱だから ○家族に病人ができたから
○生活に余裕ができたので楽をしようと思って
○家事をもっと整頓したいから ○住込の人が雇えないから
○住込の人は雇いたくないから ○部屋がたりないから
○その他_____

21. 通勤の家政婦を使って具合がよいことがありますか。(M.A.)

- 便利(何時でも頼める) ○経費が少なくてすむ
○気楽でよい ○使用人の食事の心配をしないですむ
○仕事だけしてもらってお手伝いさんの私生活について気を使わないでよい
○その他_____

22. 通勤家政婦を使って具合が悪いことがありますか。(M.A.)

- 気がゆるせない ○時間ぎめなので忙しい
○通り一べんの仕事をする ○朝の食事準備と夜の片づけがしてもらえない
○約束した日に来られないことがあるので困る
○責任をもってまかせられない ○その他_____

行政管理庁承認 No.2722
承認期限 昭和35年6月30日

様式B

府 県 名	都 市 名	世帯番号

調査員氏名	
-------	--

調査期日
昭和35年 月 日

通勤家事使用人に関する実情調査票

—家事使用人の部—

労働省婦人少年局

〔手 引〕

回答欄の該当項目の○印を●とする。「その他」の欄が●となるときはすべて具体的に記入する。

「職業安定所、家政婦紹介所」の欄には調査対象家政婦が現在登録している該当欄に○印を記入する。

I

1. 前職とは現在登録している職業安定所、家政婦紹介所に登録する直前についていた職業とそのときの居住地、従つて、直前にも他の職業安定所又は家政婦紹介所に家政婦として登録していた場合の職業は「家政婦」とする。

つとめていた者については、勤務の種類と職種を記入

記入例 食堂掃除婦、病院派出婦、会社事務員等

3. 中退の場合は最終卒業校を●印とする。各種学校（洋裁・料理学校等）卒の回答があつたときは、最終学歴を●とし、更に「その他」の欄に各学校名を記入する。

また家政婦としての職業訓練、例えば家事サービス指導所卒などの場合も「その他」の欄に記入する。

記入例（新制高校中退の場合）

●新制中学卒 ○その他

（新制中学卒業後洋裁学校卒の場合）

●新制中学卒 ●その他 洋裁学校卒

4. 「不詳」には生死不明等の場合を記入。

7. 家計を主として維持している者のこととて、家政婦自身が維持している場合の職業は家政婦となる。

府 県 名		職 業 安 定 所	家 政 婦 介 紹 所
世帯番号			

〔質 問〕

I. 身上に関する事

1. 前職とそのときの居住地	場所 県 郡、市 前職 ○家庭の主婦だつた ○自分の家の家事手伝いをしていた ○家業を手伝つていた ○つとめていた ○家政婦をしていた ○住込の女中をしていた ○学校（高校、中学）卒業後すぐこの他事について ○その他
2. 年 令	才
3. 学 歴	○小学卒 ○高小卒 ○新制中学卒 ○高女卒 ○新制高校卒 ○短大又は専門学校卒 ○新制大学卒 ○旧制大学卒 ○その他
4. 結 婚 の 有 無	○既 婚（○有夫 ○死離別 ○不詳） ○未 婚
5. 子 供 の 有 無	○あ り 人 ○ 0～5才 人 ○ 6～14才 人 ○ 15～17才 人 ○ 18～19才 人 ○ 20才以上 人 ○な し
6. （前問5. で「あり」の中、6才未満の子をもつ者に対して）働きに出る時、子供の処置はどうしていますか	○家族にあづけてくる ○勤務先へつれていき遊ばせる ○近所にあずける ○保育所へあずける ○その他
7. 家計の支支持者は誰ですか。その支支持者の職業は	○本人 ○父 ○母 ○夫 ○兄弟 ○姉妹 ○子供 ○その他 ○自営業主（○農業 ○漁業 ○商業 ○製造業 ○その他の自営業 ○雇 用 者（○会社の事務員 ○工員 ○店員 ○公務員 ○教員 ○家政婦 ○その他

【手 引】

Ⅱ

1. 家政婦の居住状況を確認することが目的。

「自宅」とは特家、借家にかかわらず1軒の家となっているものを指す。従って長屋なども含まれる。

2. 家政婦として職業経験年数を調べるのが目的で、断続して家政婦を業としている場合は通算した年数を記入する。また家政婦としての登録場所を度々変えているかどうかをみる。

3. 1人で2以上の理由をのべた場合、該当項目はすべて●とする。

イ. 家政婦という職業を選んだ理由

ロ. 家政婦のうちでも、住込みでなく、通勤をえらんだ理由

4.

イ. 家政婦によっては1カ所以上の職安又は家政婦紹介所を転々と移動している場合があるので、現在の登録しているところの登録年数を記入。

家政婦紹介所をえらんだ理由には、職安の存在を知らない婦人が多いこと、又は職安より紹介所の方が気軽に出入りできる等が予想されるので、そこをえらんだ理由をすることが目的。

ロ. 家政婦紹介所によっては、経験年数の多い者、或は家政婦認定試験などの一種の資格試験をパスした者などと、未熟練家政婦とを待遇などの点で区別しているところがあるので、その状態を調べるのが目的。

記入例 ● いる

(A 450円 10年以上経験者 B 400円 5年以上又は家政婦認定試験にパスした者 C 350円 2年以上 2年未満 D 300円)

府 県 名		職業安定所	家政婦紹介所
世帯番号			

【質 問】

Ⅱ 「家事使用人」に関すること。

1. あなたの居住は

○家族と一緒に生活している。

○自宅 ○間借り ○アパート ○寮 ○同居 ○その他

○家族とはなれて生活している。

○自宅 ○間借り ○アパート ○寮 ○同居

○家政婦紹介所に住込 ○その他

2. 家政婦の仕事をしようになった後何年位になりますか。

_____年

何回位職安又は紹介所を変わりましたか。

○変わった(○職安_____回 ○紹介所_____回)

○変わらない

3. どんな理由でこの仕事をえらびましたか。(M.A.)

イ. 現職についた理由

○生活を支えるため ○家計の補助 ○子供の学費

○自分にあう仕事と思ったから ○他にいい仕事なかったから

○家族がこの家に世話になったので ○老後のため

○その他

ロ. 通勤家政婦をえらんだ理由

○家を離れられないから ○子供がいるから

○自由な時間があるから ○住込みがなかったから

○条件がいいから ○その他

4. 職安又は家政婦紹介所について

イ. 現在の職安又は紹介所に登録してから何年位になりますか。

_____年

職安をえらんだ理由

紹介所をえらんだ理由

何によって今の職安又は紹介所を知りましたか。

○新聞広告 ○知人 ○近所の人 ○友人 ○その他

ロ. (家政婦紹介所に登録しているものについて)

あなたの紹介所では家政婦に段階をつけていますか。

○いる (どういう段階ですか)

○いない

〔手 引〕

6. 通勤家政婦はいろいろな就労形態をもつものが予想されるので、その状態をみるのが目的。

7. 記入例 ●徒歩 10分 ●徒歩 15分
○乗物 10分 ●乗物 10分
計 10分 計 25分

8. 毎日来ない家政婦については、調査日に最も近く調査家庭に就労した日（前回）についてたづねる。

9. 家政婦以外に、他の職場に勤めていたり、内職したりしている者が予想されるので家政婦として働いた総日数をたづねる。2軒以上に家政婦として通っている場合は2軒分の計。

10. 完全に仕事を休んだ日数のことで、家政婦と他の職業とを兼ねている場合、双方の仕事に全然従事しなかった休日についてたづねる。休業についてはその内容をも記入する。

府 県 名		職 業 安 定 所	家 政 婦 紹 介 所
世帯番号			

〔質 問〕

5. あなたは毎日このお宅へ来ますか。

○毎日来る
○1日中 ○半日 ○時間 ○その他
○毎日来ない
○1日おき ○週日 ○月日 ○その他
○その他

6. (前問5で、「毎日来る」のうち「1日中」と答えた者以外の者及び「毎日来ない」と答えた者に対して) このお宅へ来ない日(時間)はどうしていますか。

○他のお宅へ行く (○1軒 ○2軒 ○3軒
○3軒以上 ○その他)
○家にいる(家事をしている)
○内職をしている
○他の職場へ勤めに行く
○学校へ行く ○けいこに行く ○その他

7. あなたのお宅からこのお宅へ来る道にどの位時間がかかりますか。(歩いて来ますか。乗物を使いますか)

○徒歩 分
○乗物 分
計 分

8. あなたは昨日このお宅へ何時に来ましたか。そして何時に帰りましたか。

時に来た 時に帰った

9. あなたが先月家政婦として働いた日数はどの位ですか。

日

10. 先月仕事を休んだ日はありましたか。その休みの日にはたいてい何をしていますか。

○あり 日
○家事 ○子供の世話 ○休養 ○娯楽
○買物 ○その他
○なし

【手 引】

11. 通勤家政婦は家庭の事情などで、急に就労できなくなることが比較的多いと予想されるので、その場合の
態度を知ることが目的である。

12. 「知っていた」と答えた者については、その内容をきき、該当項目を●にする。

13. 通勤家政婦として1家庭でどの位の収入があるかをみることが目的。

府 県 名		職 業 安 定 所	家 政 婦 紹 介 所
世帯番号			

【質 問】

11. このお宅へ急にこられなくなったことがありましたか。その時はどうしましたか。

- そういうことがなかった。
- あった。
- 使用者宅へ知らせた
- 電報 ○電話 ○自分できて伝える
- 伝言する ○その他 _____
- 代わりの人を頼む
- 知らせなかった
- その他 _____

12. あなたはどこへ来る前に自分の仕事内容、給料などのことについて知ってきましたか。

- 知っていた
- 勤務時間 ○給料 ○食事 ○交通費 ○仕事の内容
- 期間 ○休日 ○昇給 ○その他 _____
- 大体知っていた
- 知らないできた
- その他 _____

13. このお宅でのあなたの収入はどの位ですか。

○1時間 _____ 円 ○1日 _____ 円 ○1月 _____ 円

14. 食事ができますか。

- でる
- 1食(○朝 ○昼 ○夜)
- 2食
- 3食
- その他 _____
- でない
- (でないと答えた者に)
- 現金をもらう _____ 円
- (○弁当をもってくる。 ○外食する)
- (○その他 _____)
- 現金をもらわない
- (○弁当をもってくる。 ○外食する)
- (○その他 _____)
- その他 _____

【手 引】

15. 家政婦以外に働いている場合も含めて、1月の収入を知ることが目的であり、前月收入がなかった場合は調査月に最も近い月の収入を記入する。他の収入源がある場合はその現金収入を要約して記入する。

記入例

総 収 入 10,000円
家政婦としての収入 7,000円
その他の収入 3,000円 (掃除婦として勤務)
(内職)

家政婦紹介所に登録している者は手数料や会費などを紹介所におさめており、その内容を記入する。ただし紹介所に 宿泊している者の宿泊料はこのなかに含めない。1日何円又は1月何円と納めている場合、その名目(手数料とか会費その他など)を記入すること。

記入例

●紹介1回について 50円 (受付手数料)
●1日 32円 (紹介手数料、日収の8分)
●1月 150円 (●親 睦 会 50円)
(●福利厚生費 100円)

16. 「I. 身上に関すること 7. 家計の主支持者」が本人となっている場合、本項の回答と一致する答。(確認)

17. 宿泊料、その他の費用は先月1ヵ月分について記入

記入例

その他の費用 ふとん代 300円 炭代 100円等

府 県 名		職 業 安 定 所	家 政 婦 紹 介 所
世帯番号			

【質 問】

15. あなたの先月の総収入はどの位でしたか。そのうち家政婦として使用者からうけとったのはいくらですか。

総 収 入 _____ 円
家政婦としての総収入 _____ 円
その他の収入 _____ 円 ()

(家政婦紹介所に登録している者について)

そのうち紹介所へおさめる経費はどの位ですか。

○紹介1回について _____ 円 (手数料)
○1日 _____ 円 ()
○1月 _____ 円 (○親 睦 会 _____ 円)
(○その他(具体的に) () _____ 円)

16. 経済生活について

イ. ○家族と一緒に生活している者について

○自分が家計の主支持者 ○家計の一部負担
○全然家に入れない ○その他 _____

ロ. ○家族と別居

○独立生計
○家族に送金

(○自分が家計の主支持者
○家計の一部負担
○その他 _____)

○その他 _____

17. (前問16のロ. で「家族と別居している」と答えた者のうち)

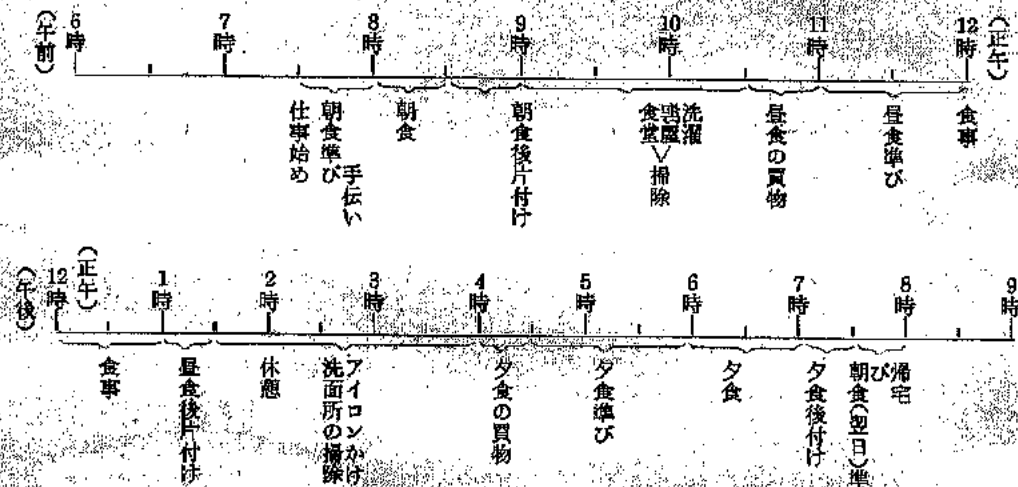
IIの1. で「家政婦紹介所に住み込み」の者について

○宿泊料はどの位ですか _____ 円
○その他の費用 _____ 円
_____ 円
○その他 _____ 円

〔手 引〕

18. 調査日の前日に就労していない場合は、最も近い就労日について記入する。仕事ははじめから終業までの就労状況を時間を追って記録する。主として仕事内容をみるのが目的。

記入例



就労・帰宅時刻・自由時間をはっきりとすること。

19. 就労家庭で自身の過失で器具を損傷した時の補償状況を調べる。

20. 通勤家族通をしていて病気になったり、怪我をした時の経費負担状況を記入する。

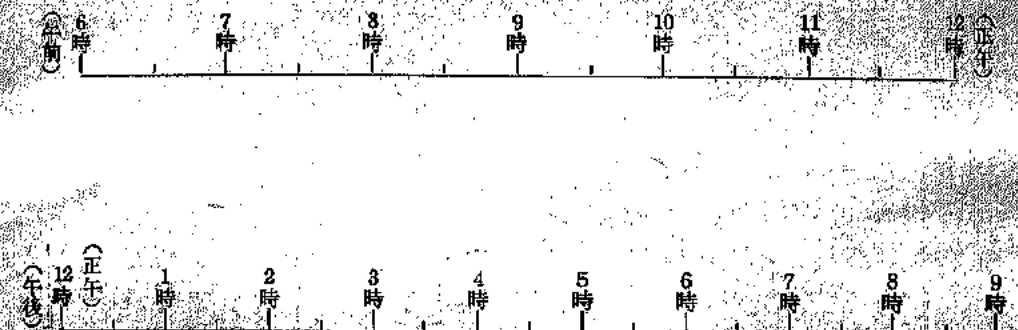
21. 自由に語らせ要約して記入。

府 県 名		職業安定所	家政婦紹介所
世帯番号			

〔質 問〕

18. 昨日1日をどんな風にすごしましたか。

(勤めははじめから終わりまで)



19. このお家で器具を損傷したことがありますか。

○ある(その時はどうしましたか)

- 使用人が負担した ○自分が費用を一部負担した
○全部自分で負担した ○家政婦紹介所で負担した
○その他 _____

○ない

20. 病気になったり、怪我をした時はどうしていますか。

○病気になったり、怪我をしたことがない

○ある

- 国民健康保険 ○自分の家族の健康保険
○全額自己負担 ○全額使用者負担 ○一部使用者負担
○その他 _____

21. 現在の仕事で困ったこと、こうあって欲しいと思うことがありますか。

昭和35年9月25日 印刷
昭和35年9月30日 発行

通勤家事使用人の実情

東京都千代田区大手町1の7
編集兼 労働省婦人少年局
発行人
東京都板橋区板橋町2の171
印刷人 信陽堂印刷株式会社